平成14年 (2002年)

久米島町議会会議録

第4回臨時会(8月8日)1日間第5回臨時会(9月3日)1日間第6回定例会(9月30日~10月2日)3日間

久米島町議会

目 次

〈平成14年第4回久米島町議会臨時会(8月8日)〉

第1号(8	3月8日)		
平成14年第	54回久米島町	丁議会臨時会会期日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
出席議員			2
議事日程第	月1号		4
開会 ・・・・			5
日程第1	会議録署名諱	養員の指名(会規則120)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日程第2	会期の決定	(会規則 5) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
日程第3	報告第8号	久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の ・・・・・・	5
		承認を求めることについて	
日程第4	議案第29号	久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)請負契約	7
		について	
日程第5	議案第30号	海洋深層水地区道路工事 (1号支線) 請負契約について ・・	12
日程第6	議案第31号	久米島町地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約に ・・	14
		ついて	
日程第7	決議第5号	米軍へリによる操業妨害に関する要請決議について ・・・・・・	16
日程第8	決議第6号	米軍へリによる操業妨害に関する抗議決議について ・・・・・・	18
閉会 ・・・・			19
	〈平成	以14年第5回久米島町議会臨時会(9月3日)〉	
第1号(9	月3日)		
平成14年第	55回久米島町	丁議会臨時会会期日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
出席議員			22
議事日程第	第1号		24
開会 ・・・・			25
日程第1	会議録署名諱	養員の指名(会規則120)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
日程第2	会期の決定	(会規則 5) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
日程第3	議案第32号	下水道西銘汚水枝線布設工事請負契約について	
日程第4	議案第33号	あらたに生じた土地の確認について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
日程第5	議案第34号	字の区域の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34

日程第6	議案第35号	字の区域の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
閉会 ····	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		36
	〈平月	成14年第6回久米島町議会定例会(9月30日)〉	
		(1日目)	
第1号(9			
		叮議会定例会会期日程 ·····	
日程第1		義員の指名(会規則120)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
日程第2		(会規則 5) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
日程第3		議長諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
日程第4	議案第36号	久米島町一般会計補正予算(第1号)について ・・・・・・・・・・	43
日程第5	議案第37号	久米島町介護保険特別会計補正予算(第1号)について ・・・・	63
		•••••	
日程第6	議案第38号	久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・	64
日程第7	議案第39号	久米島町火災予防条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・	67
日程第8	議案第40号	字の区域の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
日程第9	議案第41号	公有水面埋立について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
日程第10	報告第9号	平成13年度沖縄県土地開発公社事業報告及び決算報告 ・・・・	76
		書について	
日程第11	選挙第8号	沖縄県介護保険広域連合議員の選挙について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
日程第12		農業委員の推薦について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
日程第13	決議第7号	県産品優先使用宣言決議について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
日程第14	決議第8号	「一戸一灯運動」推進宣言決議について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
日程第15	決議第9号	沖縄新大学院大学の南部地域の糸満市への誘致に関す ・・・・	81
		る要請決議について	
日程第16	発議第11号	「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書に ・・・・・	83
	つ	いて	
散会			84

〈平成14年第6回久米島町議会定例会(10月1日)〉

(2月目)

第 2 号 (10月 1 日)	
出席議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
議事日程第2号 ·····	89
一般質問通告一覧表	90
開会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
日程第2 一般質問	92
上里総功さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
山城宗太郎さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
上江洲盛元さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
山里昌伸さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	01
山川正員さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	06
仲村昌慧さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	07
仲地宗市さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	10
江洲良徳さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	13
散会 ······· 1	16
〈平成14年第6回久米島町議会定例会(10月2日)〉	
(3日目)	
第 3 号(10月 2 日)	
出席議員	
議事日程第3号	
開会	22
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120) ・・・・・・・・・・・・・ 12	22
日程第2 一 般 質 問	22
平田 勉さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	22
翁長英夫さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	27
崎村 稔さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	31
山城 節さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	34
閉会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

平成14年(2002年) 第4回久米島町議会臨時会

1 月 目

8月8日

平成14年 第4回久米島町議会臨時会 会期日程

開 会 平成14年8月8日(木) 会期1日間

閉 会 平成14年8月8日(木)

月日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
8月8日			午前10時	開会会議録署名議員の指名会期の決定専決処分の報告報告第8号
				 ○ 議案の上程(即決案件) 議案第30号 議案第31号 ○議員発議 決議第5号 決議第6号 ○ 閉会

平成14年 第4回久米島町議会臨時会 会議録 第1号

				会 議 並	ヌ 弗し	与
招集年月日	3	平成14年8月	8 目	(木曜日)		
招集の場所	ļ	入 米 島 町	議会請	養事堂		
開閉会日時	開会	8月8日 年	-前10時	00分 議長	髙良	ノブ
及 び 宣 言	閉会	8月8日 年	-前10時	04分 議 長	髙良	ノブ
応 招 議 員	議席番号	氏	名	議席番号	氏	名
出席議員	1番	江 洲 貞	! 徳	17番	新垣	盛助
	2番	翁 長 芛	夫	18番	大 田	哲 也
	3番	田里市	京 郎	19番	與那嶺	孝 成
出 席 3 1 名	4番	島袋岩	英	20番	仲 地	宗 市
欠 席 1名	5番	仲 村 昌	慧	21番	上 里	総功
	6番	國 吉	武	22番	仲 原	健
	7番	國 吉	修	23番	山城	篤 三
	8番	真栄平 朋	英	24番	山城	宗太郎
	9番	上江洲 星	弦 元	25番	山 里	昌 伸
	10番	山川山	三員	26番	知 念	弘
	11番	我謝四	市	27番	平田	清 勇
	12番	糸 数 訪	茂 三	28番	吉 永	安 扶
	13番	山 城 禾	コ 満	29番	國吉	弘 志
	14番	宮 田	勇	30番	喜久里	猛
	15番			31番	崎 村	稔
	16番	平田	勉	32番	髙 良	ノブ
(不 応 招)	15番	山 城	節	番		
欠 席 議 員	番			番		
会議途中退席議員	番			番		
開議後出席議員	番			番		
公務欠席議員	番			番		
	番					
会議録署名議員	16番	平 田	勉	17番	新垣	盛助
職務のため会議に	職 名	氏	名	職 名	氏	名
出席した者	事務局長	内 間 夕	、栄	係 長	津波	実
				書 記		

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名 職 名 氏 名 職 名 名 氏 町 長 高 里 久 三 教 育 長 助 役 長 井 聰 教育総務課長 入 役 松 元 徹 生涯学習課長 収 住 民 出 納 室 長 課 長 務 課 長 税 長 総 大 田 治 雄 務 課 比 嘉 隆 建 設 課 長 仲 村 昌 保 福 祉 課 長 企画財政課長 保健衛生課長 町づくり推進課長 水 道 課 長 商工観光課長 空 港 課 長 農林水産課長 消 防 長

農業委員会事務局長

平成14年 第4回久米島町議会臨時会

議事日程 [第1号] 平成14年8月8日(木) 午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備	考
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3	報告第8号	久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認 を求めることについて	职	決
第 4	議案第29号	久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)請負契約について	딦	決
第 5	議案第30号	海洋深層水地区道路工事 (1号支線) 請負契約について	即	決
第 6	議案第31号	久米島町地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約に ついて	即	決
第 7	決議第5号	米軍ヘリによる操業妨害に関する要請決議について	採	決
第 8	決議第6号	米軍へリによる操業妨害に関する抗議決議について	採	決

(午前 10時00分 開議)

〇 議長 髙良ノブ

おはようございます。ただいまから平成14年第4回久米島町議会臨時議会を開会します。 本日の会議を開きます。

く日程第1>

〇 議長 髙良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって16番平田勉さん、17番 新垣盛助さんを指名します。

く日程第2>

〇 議長 髙良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

ご異議なしと認めます。したがって、会期は、本日8月8日の1日間に決定しました。

<日程第3>

〇 議長 髙良ノブ

報告第8号、久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、本案について報告を求めます。

〇 町長 高里久三さん

報告第8号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号第179条第1項)の規定に基づき、別紙のとおり専決 処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成14年8月8日提出 久米島町長 高里久三

第130号専決処分書

地方税法の一部を改正する法律(平成14年法律第80号)地方税法施工例の一部を改正する政令(平成14年政令第272号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成14年総務省令第86号)の施行に伴い、久米島町税条例(平成14年久米島町条例第46号)の一部を改正するため、地方自治法(昭和22年法律第67号第179条第1項)の規定により議会を招集する暇がないため、別紙のとおり専決処分をする。

平成14年7月31日 久米島町長 高里久三

理由

地方税法の改正に伴い、関連規定を整備する必要がある。

詳しい説明については担当課長の方から詳しく説明をいたします。

〇 税務課長 比嘉隆さん

私の方でご説明申し上げます。今回の地方税法の改正におきます内容といたしましては、まず、国税であります法人税のこれまでの制度の見直しとなっております。これまでは親会社と小会社でも会社が異なればそれぞれの所得に課税されてきました。それに対しまして、今回の制度改正におきましては、親会社と小会社を一緒にして所得を計算、まとめて税金を納めるというのが今回の地方税の制度、連結納税制度の創設となっております。

これにつきましては、グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して法人税を納める 仕組みで、グループ内におきます赤字企業がありますと税金は従来の税金よりは少なくて すむということになります。

なお、対象範囲としましては、親会社、そして100%の小会社ということに限定はされますが、従来の制度そのものの適用、そして今回の連結納税制度の適用という二通りの選択肢がございますが、一旦選択をされますと継続して適用されます。ただし連結納税制度を適用しますと、これまでの今の国税の情勢からしますと赤字欠損の子会社がたくさんありますので、その連結納税制度の適用となりますと従来の税収の落ち込みがあります。それに伴いまして連結非課税の2%というのが今回の制度そのものに上乗せされての改正内容となっております。

今回の連結納税制度の創設はあくまで国税の法人税に限定されまして、県税、そして市 町村税の法人税については従来どおりの解釈となります。

なお、お手元にございます新旧対照表をご覧になっていただきたいと思いますが、これ につきましても地方税法の改正を受けまして久米島町税条例の中におきます地方税法上の 字句の追加、そして項の追加ということになっております。

それぞれの現行、それから改正案ということで比較対照しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第8号、久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって報告第8号、久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

<日程第4>

〇 議長 髙良ノブ

日程第4、議案第29号、久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)請負契約について、本案の提案理由の説明を求めます。

〇 町長 高里久三さん

議案第29号

久米島町屋内運動場新築工事 (舗装工事) 請負契約について

久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号第96条第1項第5号)の規定により議会の議決を求める。

記

- 1. 契約の目的 久米島町屋内運動場新築工事
- 2. 契約の方法 指名競争入札
- 3. 契約金額 87,675,000円
- 4. 契約の相手方 久米島町字真我里78番地

株式会社山三組 代表取締役 山城篤三

平成14年8月8日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)の請負契約の締結については、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の収得または処分に関する条例(平成14年久米島町条例第42号第2条)の規定により議会の議決を得る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

日程第4、本件の議案第29号、久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)請負契約については、山城篤三さんに直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治

法第117条の規定によって山城篤三さんの除斥をお願いします。

(山城篤三議員除斥)

これから質疑を行います。

〇 25番 山里昌伸さん

この議案第29号久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)請負契約について、図面を添付されているですけど、この舗装工事はどのへんまでどういうふうになっているか、そのへんの詳しい説明をお願いします。

〇 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答えいたします。舗装工事とありますが、この図面の黄色い部分が 屋内となってますが、そこの中に人工芝を3,056㎡貼り付けということと、周辺の外郭、 緑の部分ですね、これはマットを敷いてジョギングコースに使える目的でやっています。 それとフロアー張りの141mがありますが、これは床部分と壁部分に張り付けということ になります。

〇 25番 山里昌伸さん

この外部の赤い斜線の分は今回の工事には関係ないですか。

〇 建設課長 仲村昌保さん

今回の契約につきましては、屋内の中の部分、緑と黄色の部分です。赤の斜線の部分については今回は関係ありません。

〇 21番 上里総功さん

屋内運動場について、工事完成保証人というのがないんですが、これはどういう訳なのか。それと、これが一応人工芝とかそういうので完成するかと思うんですが、年間の維持管理費はどの程度になるのか、そこまでお願いしたいと思います。

〇 建設課長 仲村昌保さん

工事の完成保証につきましては、旧具志川村の方では去年13年度事業から保障会社の方で保障いたしましてやって今したが、今回、合併によりまして旧具志川村の方式に合わせようという協定がありまして、申し合わせ事項がありまして、これに基づいて保障会社と契約になって、保証人制度は廃止になりました。

それと、年間の維持管理につきましては、工事完了後の維持管理につきましては、どの 課でやるか、まだこれからの検討でございまして、そのへんの維持管理費の資料につきま しては、まだ把握していませんので、その管理費が決まった時点で皆さんにお知らせした いと思います。

〇 21番 上里総功さん

今後は工事保証人制度というのは無くなるということで理解してよろしいのか。それと、 この久米島総合運動公園の屋内運動場の概要を見ますと、いろいろな社会的要素というこ とでいろいろ使用目的が掲げられているんですが、それを見ますと、ほとんどこれは町内 のいろいろな屋内のスポーツイベントが主なんですが、そうなった場合に、持ち出しの維持管理費がものすごくかかると思うんですよ。そういうのも出さないで計画したということは非常にこれはいい加減な計画ではなかったかなと思われるんですが、その点はどのように考えているのか、お答えお願いします。

〇 町長 高里久三さん

本件につきましては、旧具志川村で計画してあるし、しかもほぼ本体も完成し、ほとんど後は芝張りだけということになっております。維持管理については、確かにそれ相当の経費が付くかと思います。できるだけ経費についてはかからないように、それからまた利用する人に応分の負担をしてもらうということで、これの運用についても町としては今後運営計画を作って、そのへんの経費の負担にならないような経営をしたいと思っております。

〇 助役 長井聰さん

屋内運動場の経費の件で、完成後はどの課にいくかということで、先ほどありましたが、 建設する段階からある程度のどういった経費がかかるかということは出されておりませ ん。現在、手元にないということで、その明細をお答えできないということでありまして、 建設当初から、行う前からそういった経費の概算は出してあります。

通常の屋内運動場ですと、上はホタルドームではなくて屋根が付いているんですが、ホタルドームということで電気等については照明関係についてはある程度節約できるということで、そのへんも計算は出されておりますので、後ほど担当課から取り寄せまして報告したいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

〇 建設課長 仲村昌保さん

保証人制度につきまして説明いたします。質問があったとおり、完成保証人は今後とも 保障会社との契約で、保証人制度はもう廃止ということになります。

〇 21番 上里総功さん

この総合運動公園の概要を見ますと、27億円余りの総事業費だということで、今後は野球場とか総合グラウンドという、そういうのが計画されているんですが、先ほど助役の説明では、手元に概算もあるということであれば、これは議会の皆さん方には発表すべきだと思うんですよ。そういうのを見てみないと今後の見通しというのは全然付かないものですから、ましてや私たち旧仲里村側から見れば非常に無理な計画をしたなと、そういうニュアンスで理解しております。そういうことで、今後は一応は自治体ではどのように運営していくかというのが非常に、議員の皆さん方の力量も問われるし、また、行政の力量も問われるかと思います。そういうことで、先ほどありました明細を議員の皆さん方に配布することを希望して、質問を終わりたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

他に。

〇 31番 崎村稔さん

山城篤三議員は代表取締役ですけれども、私の認識では公共工事を請け負うときには兼 業できないと思うんですよ。この点はどうですか。ご説明お願いします。

〇 助役 長井聰さん

お答えします。地方自治法の92条の2で、議員の兼業禁止という項目がございます。議員はその該当する公共団体から請け負いできないということで規定がありますが、今回、そのへんのこともふまえまして県の方へ照会しましたら、今回1件、今回の部分だけでそれに該当することは判断できないという回答がありまして、今回、このように請負の契約を締結しようということで提案してございます。

〇 町長 高里久三さん

補足します。その請負業者の年間の過去の50%以内だったらできると、これを越えたら触れるということでありますので、今回は第1回目でありますので、今、助役が言ったように、その考えの下に執行するということであります。

〇 議長 髙良ノブ

崎村議員、よろしいですか。 他に質疑ございませんか。

〇 24番 山城宗太郎さん

先ほど、この保障会社の方の話し合いがありましたけれども、どういった会社か詳しく 説明お願いします。

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいまの件につきましては、合併委員の協定書の22項でも建設業者のがありますが、 それについては保障会社がありまして、西日本保障協会です。ということで、今回はその 西日本保障会社を通して全ての契約関係が行われます。

〇 13番 山城和満さん

議案第29号について、平成14年度当初予算で屋内運動場建設工事費1億1千517万1千円、 今回の契約金額が8千767万5千円、久米島町としてはこの今回の当初予算は今回の工事以 外に他の部分も含まれての金額なのか、また、この工事をやるためにこれだけの予算が必 要だというものの中で、当然競争入札ですから金額が落ちてくるかと思いますが、何パー セントまでは大丈夫というふうな限度枠を設けているのか。安ければ安いだけでいいのか どうかお伺いしたいと思います。

それともう1点は、議案第29号、契約の目的、方法、金額となっておりますが、工期が何日間というのが載せてないということは、終わるまでということなのか。いつまででもいいのかどうかお伺いします。

〇 建設課長 仲村昌保さん

請負工事費について、今回の請負工事費は屋内運動場のみでございます。それと、最低

制限価格につきましては、予定価格の20%以内ということで、20%を越えた場合にはオミットというかたちになります。

それから工期につきましては、100日をみていますが、仮に8月12日から始まりまして1 1月の19日までの一応予定でございます。

〇 助役 長井聰さん

議案第29号のその要件の中に工期が出されてないということでございますが、これは工期の場合は工事費においては、たまたま2、3日とか1週間、そういったかたちで変更が起こるということで、再度その工期を載せた場合そういったかたちで議会にまた再度提案しないといけないということがありまして、現在この4件で議案として提案するのが通常のかたちとなっております。

屋内運動場の予算の件ですが、当初予算で1億1千517万1千円計上してございますが、当初はこの予算額で工事をしようということで計画してありましたが、落としまして現在の価格になっています。

〇 13番 山城和満さん

大変いい加減な答弁の仕方ではないかなと思うんですけれども、実は先ほど僕がお伺いしましたよね、20%以内ということを。当初の予算からしたら、これは20%の範囲に収まる金額ではないですよね、この当初予算と今回の入札契約金額とは。これは理解できますね。議会ではこの工事をやるために1億1千517万円という予算を認めてくださいと、当初の予算書は何なんですか。落としましたと、変更はいくらでも自由にきくんでしたらこんなのは必要ないじゃないですか。どうなんですか。

〇 助役 長井聰さん

この事業自体補助事業ですので、より効率的な経費ということで、設計を当初にみておりました設計を変更しまして、より補助率の近い額に設計をして入札に付したということでございます。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午前 10時45分 休憩)

再開します。

(午前 10時50分 再開)

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)請負契約についてを採

決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって議案第29号、久米島町屋内運動場新築工事(舗装工事)請負契約については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(午前 10時51分 休憩)

再開します。

(午前 10時52分 再開)

<日程第5>

〇 議長 髙良ノブ

日程第5、議案第30号、海洋深層水地区道路工事(1号支線)請負契約についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

〇 町長 高里久三さん

議案第30号

海洋深層水地区道路工事(1号支線)請負契約について

海洋深層水地区道路工事(1号支線)について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号第96条第1項第5号)の規定により議会の議決を求める。

記

- 1. 契約の目的 海洋深層水地区道路工事(1号支線)
- 2. 契約の方法 指名競争入札
- 3. 契約金額 44,520,000円
- 4. 契約の相手方 久米島町字銭田953番地

株式会社丸吉組 代表取締役 吉永功

平成14年8月8日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

海洋深層水地区道路工事(1号支線)の請負契約の締結については、久米島町議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(平成14年久米島町条例第42号 第2条)の規定により議会の議決を得る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

以上、よろしくお願いします。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〇 30番 喜久里猛さん

新町の発注する最初の議会上程事項ということで、関連して質問したいんですが、できたら回答願いたいと思います。

まず、指名審査委員会のメンバー、ランクの業者の数、今日現在までに町が発注した工事の件数と、ランク毎の件数は、できましたら関連として質問したいんですが、よろしいですか。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午前 10時55分 休憩)

再開します。

(午前 10時58分 再開)

〇 助役 長井聰さん

まず、1点目ですが、組織、久米島町建設工事競争入札参加資格審査委員の組織でございますが、委員は助役、企画財政課長、総務課長、建設課長、農林水産課長、町づくり推進課長、商工観光課長、財務課長、住民課長、水道課町及び教育総務課長11名です。そういったことで構成されております。委員長は助役となっております。

2点目ですが、営業所の取り扱いですが、合併協定書に具志川村に準ずるというかたちがあったんですが、これは審査委員会の要綱に準ずるということでそういった解釈をされているようでございます。支店がある場合は、今のところ指名しております。支店が久米島町にある会社については。

それと、工事関係もありましたが、それは後ほど、手元に資料がありませんので、後ほど報告したいと思います。

〇 30番 喜久里猛さん

営業所としての違いはどういうことですか。

〇 助役 長井聰さん

これも営業所というかたちでとらえています。支店というかたちがその会社にあるかど うか、現在、これまで指名した会社が支店なのか、営業所なのか、そのへん再度確認させ てください。今のところ手元に資料がありませんので。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 31番 崎村稔さん

この図面では場所がよくわからないんですよ。研究所側、建物の位置なんかが入っていればわかりやすいんですが、説明をお願いします。

それと工期もお願いします。

〇 建設課長 仲村昌保さん

添付図面の上側の直線部分の方が、現在、研究所の側の、研究所敷地との境界の側になっています。

それから工期でございますが、200日みています。予定としましては8月12日に契約しますと15年2月28日までということで一応予定はしています。

〇 31番 崎村稔さん

工期はわかるんですけれども、今場所の説明はちょっと不十分ですね。仲里漁港の方から入っていって研究所の入口何メートル上とか下とか説明できませんか。

〇 町長 高里久三さん

研究所がありますね、その側に今仮の道がありますよ。現場に行ったことはありますか。 その研究所があるところの舗装されてない道がありますけれども、この道は今、金網を張ってありますから、そこをやって、内側を工業用地として使おうということです。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、海洋深層水地区道路工事(1号支線)請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって議案第30号、海洋深層水地区道路工事(1号支線)請負契約 については、原案のとおり可決されました。

<日程第6>

〇 議長 髙良ノブ

日程第6、議案第31号、久米島町地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

〇 町長 高里久三さん

議案第31号

久米島町地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結について

久米島町地域イントラネット基盤施設整備工事について、下記のとおり請負契約を締結 するため、地方自治法(昭和22年法律第67号第96条第1項第5号)の規定により議会の議 決を求める。

記

- 1. 契約の目的 久米島町地域イントラネット基盤施設整備工事
- 2. 契約の方法 指名競争入札
- 3. 契約金額 193,725,000円
- 4. 契約の相手方 住所 浦添市城間4丁目35番1号

商号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドウ 氏名 我喜屋稔

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〇 13番 山城和満さん

議案第31号について、請負代金1億9千372万5千円、この工事を発注するにあたって当然 競争入札が行われたかと思いますが、どういう業者が何社参加して入札されたのかお伺い します。

〇 総務課長 大田治雄さん

今回の入札につきましては、指名業者は7業者を指名しております。

〇 13番 山城和満さん

工事を発注する側は、なるべく先ほどもそうですが、金額が安いほうがいいにこしたことはないと思うんですが、この予算書の金額からしますと、とてもじゃないけど競争入札が行われたとは理解しがたいような、1億9千500万円の予算の工事が1億9千372万5千円、200万円ですが、差額は。2億に近いような金から200万円差の金額で落札されるということは、談合以外の何ものでもないというふうに考えるのが常識だと思いますが、どうですか、町長。

〇 町長 高里久三さん

入札は健全に今のところ行われました。ご指摘のあるように談合によるものか、そのへんの事実関係については調査を行いたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〇 20番 仲地宗市さん

(聴取不能)

これを優先して、現在、今日の予算から出た予算の中でも、この専用線の料金というのがたぶん付いていたと思いますけれども、この料金はそのままずっとこれから後もそのまま続くのかどうか。もし続けば二重の格好になるんだけれども、そのへんの関係はどうかなと思いまして、先ほどの質問でやろうかなと思っていたんですけれども、あえてこれは申しませんから、早めにこの事業に取りかかってほしいなということで、賛成の意見を述べさせていただきました。

〇 議長 髙良ノブ

これで討論を終わります。

これより議案第31号、久米島町地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約のについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって議案第31号、久米島町地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約のについては、原案のとおり可決されました。

く日程第7>

〇 議長 髙良ノブ

日程第7、決議第5号、米軍ヘリによる操業妨害に関する要請決議についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

〇 12番 糸数誠三さん

決議第5号

平成14年8月8日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 糸数誠三 替成者 久米島町議会議員 山城和満 宮田勇

米軍ヘリによる操業妨害に関する要請決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

県民の安全かつ平穏な生活を守る観点から、漁業者の生命、財産を守り、安心して操業ができ、また、二度とこのようなことが起こらないよう強く求めるため、本案を提出する。

米軍ヘリによる操業妨害に関する要請決議

2002年7月22日、24日及び25日の3日間にわたり、久米島漁協が設置した8番パヤオ及び1番パヤオ漁場において当該漁協所属の漁船が操業中に米海軍ヘリ1機または2基が飛

来し、超低空してホバーリングをし、海面では波しぶきも起こるほどに接近した状況において、その場を移動するよう指示を受けるなど思わぬ事態が発生した。

当該パヤオは鳥島射撃場水域から5、6マイル離れた水域に設置されており、これまで 漁船の操業制限を受けることなく自由に操業している水域であるにも係わらず、今回の米 海軍へリによる漁船の操業妨害行為が発生したことは漁業者に大きな衝撃と不安を与え た。

さらにそのような状況下、久米島漁協が7月26日那覇防衛施設局に抗議の電話連絡を行い、状況の改善を図るよう申し入れを行ったにもかかわらず、7月29日、さらに30日にも同様の事態が発生し、漁業者の不安を増長させていることは米国の統治下時代を彷彿させる異常事態であり、断じて容認できるものではない。よって、本町議会は県民の安全かつ平穏な生活を守る観点から漁民の生命、財産を守り、安心して操業ができるよう徹底した原因究明と再発防止対策を早急に講ずるよう関係省庁に対し強く申し入れていただくよう要請いたします。

以上、決議する。

平成14年8月8日

沖縄県久米島町議会

宛先 沖縄県知事 沖縄県議会議長

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午前 11時18分 休憩)

再開します。

(午前 11時21分 再開)

これで提案者の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。よって、質疑を省略したいと思います。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第5号、米軍ヘリによる操業妨害に関する要請決議についてを採決します。 本案は挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

全員挙手です。したがって決議第5号、米軍ヘリによる操業妨害に関する要請決議については、可決されました。

<日程第8>

〇 議長 髙良ノブ

日程第8、決議第6号、米軍ヘリによる操業妨害に関する抗議決議についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

〇 13番 山城和満さん

決議第6号

平成14年8月8日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 山城和満 賛成者 久米島町議会議員 宮田勇 平田勉

軍ヘリによる操業妨害に関する抗議決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

県民の安全かつ平穏な生活を守る観点から、漁業者の生命、財産を守り、安心して操業ができ、また、二度とこのようなことが起こらないよう強く求めるため、本案を提出する。

提案理由

県民の安全かつ平穏な生活を守る観点から、漁業者の生命、財産を守り、安心して操業ができ、また、二度とこのようなことが起こらないよう強く求めるため、本案を提出する。

米軍ヘリによる操業妨害に関する抗議決議

2002年7月22日、24日及び25日の3日間にわたり、久米島漁協が設置した8番パヤオ及び1番パヤオ漁場において当該漁協所属の漁船が操業中に米海軍へリ1機または2基が飛来し、超低空してホバーリングをし、海面では波しぶきも起こるほどに接近した状況において、その場を移動するよう指示を受けるなど思わぬ事態が発生した。

当該パヤオは鳥島射撃場水域から5、6マイル離れた水域に設置されており、これまで 漁船の操業制限を受けることなく自由に操業している水域であるにも係わらず、今回の米 海軍へリによる漁船の操業妨害行為が発生したことは漁業者に大きな衝撃と不安を与え た。

さらにそのような状況下、久米島漁協が7月26日那覇防衛施設局に抗議の電話連絡を行い、状況の改善を図るよう申し入れを行ったにもかかわらず、7月29日、さらに30日にも

同様の事態が発生し、漁業者の不安を増長させていることは米国の統治下時代を彷彿させる異常事態であり、断じて容認できるものではない。よって、本町議会は漁民の生命、財産と人権を守る立場から強く抗議をするとともに、二度とこのようなこのようなことが起こらないよう求めるものである。

以上、決議する。

平成14年8月8日

沖縄県久米島町議会

宛先 那覇防衛施設局長

〇 議長 髙良ノブ

これで提案者の説明を終わります。

本案につきましても質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。よって、質疑を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〇 21番 上里総功さん

漁民の生命、財産、人権を守るためにも、主権国家として当然抗議すべきであります。 よってこの案に賛成であります。

〇 議長 髙良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより決議第6号、米軍へリによる操業妨害に関する抗議決議についてを採決します。 本案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって決議第6号、米軍ヘリによる操業妨害に関する抗議決議については、可決されました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

平成14年第4回久米島町議会臨時会を閉会します。

(午前 11時26分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

仲里村議会議長 髙良ノブ

署名議員(議席番号16番) 平 田 勉

署名議員(議席番号17番) 新垣盛助

平成14年(2002年) 第5回久米島町議会臨時会

1 月 目

9月3日

平成14年 第5回久米島町議会臨時会 会期日程

開 会 平成14年9月3日(火) 会期1日間

閉 会 平成14年9月3日(火)

月	日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
9 Ε	3 日	火	本会議	午前10時	〇 開会
	υμ		个公成	1044	○ 会議録署名議員の指名
					○ 会期の決定
					〇 報告
					○ 議案の上程(即決案件)議案第32号
					議案第33号
					議案第34号
					議案第35号
					○ 閉会

平成14年 第5回久米島町議会臨時会 会議録 第1号

招集				五 硪 亚	*					
開閉会日時	招集年月日	-	平成14年9月3日 ((火曜日)						
B	招集の場所	2	久 米 島 町 議 会 議	事堂						
R	開閉会日時	開会	開 会 9月3日午前10時00分 議長 髙 良 ノ ブ							
出席議員 1番 江洲良徳 17番 新垣盛助 2番 翁長英夫 18番 大田哲也 3番 田里市郎 19番 奥那織孝成 4番 島袋完英 20番 仲地宗市 6番 園吉 武 22番 仲原 6番 園吉 武 22番 仲原 8番 真梁平勝政 24番 山城宗太郎 9番 上江洲盛元 25番 山里昌伸 10番 山川正員 26番 知念 11番 我謝政市 27番 平田清勇 12番 糸数誠三 28番 吉永安扶 13番 山城和 和満 29番 國吉弘志 14番 宮田男 30番 喜久里 16番 平田 勉 32番 高良ノブラ (不応招) 番 女鷹養途中退席議員 番 番 番 公務欠席議員 番 番 第番 公務欠席議員 番 番 第番 公務欠席議員 番 番 第番 金議録署名議員 19番 奥那嶺孝成 20番 仲地 宗市 電務のため会議に 職名 氏名 親 名 氏名 親 名 氏名 事務局長 内間 久栄保長 津波 実	及 び 宣 言	閉会	9月3日 午前10時0	04分 議長 髙良 ノ ブ						
出席32名 3番 田里市郎 19番 奥那嶺 孝成 大席0名 4番 島袋 完英 20番 仲地宗市 5番 仲村 昌慧 21番 上里総功 6番 國吉 6 23番 山城 寫三 8番 真栄平勝政 24番 山城 宗太郎 9番 上江洲盛元 25番 山里昌伸 10番 山川正員 26番 知念 弘 11番 我謝政市 27番 平田清勇 12番 糸数誠三 29番 國吉弘 13番 山城和満 29番 國吉弘 14番 宮田勇 30番 喜久里 15番 山城 節 31番 崎村 稔 16番 平田勉 32番 高良ノノブ (不応招) 番 番 金議途中退席議員 番 番 会議途中退席議員 番 番 会議録署名議員 19番 奥那嶺孝成 20番 仲 地宗市 職務のため会議に 職名 長 本 山席した者 本 長 本 長 本 20番 仲 地宗市 年 本	応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名					
出席32名	出席議員	1番	江 洲 良 徳	17番	新 垣 盛 助					
出席32名 4番 島袋 完英 20番 仲地 宗市 久席0名 5番 仲村 昌慧 21番 上里総功 6番 國吉 武 22番 仲原 健 7番 國吉 修 23番 山城 篤三 8番 真米平 勝 政 24番 山城 宗太郎 9番 上江洲 盛元 25番 山里 昌 伸 10番 山川 正員 26番 知念 弘 11番 我謝 政市 27番 平 田 清勇 12番 糸数誠三 28番 吉永安扶 13番 山城 和満 29番 國吉 弘志 14番 宮田 勇 30番 喜久里 猛 15番 山城 節 31番 崎村 稔 16番 平 田 勉 32番 高良 ノ ブ (不応招) 番 ケ 席 議員 番 番 番 番 公務欠席議員 番 番 毎 番 金議録署名議員 19番 奥那鎖 孝成 20番 仲 地 宗 市 職務のため会議に 株名 氏 名 職 名 氏 名 事務局長 内間 久栄 保 長 津 波 実		2番	翁 長 英 夫	18番	大 田 哲 也					
欠席 0名 5番 仲 村 昌 慧 21番 上 里 総 功 6番 國 吉 武 22番 仲原 康 健 7番 國 吉 修 23番 山 城 第三 8番 真米平 勝 政 24番 山 城 宗太郎 9番 上江洲 盛 元 25番 山 里 昌 伸 10番 山 川 正 員 26番 知 念 弘 11番 我 謝 政 市 27番 平 田 清 勇 12番 糸 数 誠 三 28番 吉 永 安 扶 13番 山 城 和 満 29番 國 吉 弘 志 14番 宮 田 勇 30番 喜久里 猛 15番 山 城 節 31番 崎 村 稔 16番 平 田 勉 32番 髙 良 ノ ブ (不 応 招) 欠 席 議 員 番 平 田 勉 32番 髙 良 ノ ブ の		3番	田里市郎	19番	與那嶺 孝 成					
6番 國 吉 武 22番 仲 原 健 7番 國 吉 修 23番 山 城 第三 8番 真米平 勝 政 24番 山 城 宗太郎 9番 上江州 盛元 25番 山 里 昌 伸 10番 山 川 正 員 26番 知 念 弘 引番 以前 五元 五元 五元 五元 五元 五元 五元 五	出 席 3 2 名	4番	島袋完英	20番	仲 地 宗 市					
7番 図 古 修 23番 山 城 篤 三 8番 真栄平 勝 政 24番 山 城 宗太郎 9番 上江州 盛 元 25番 山 里 昌 伸 10番 山 川 正 員 26番 知 念 弘 弘 計 函	欠 席 0名	5番	仲 村 昌 慧	21番	上 里 総 功					
8番 真栄平 勝 政 24番 山 城 宗太郎 9番 上江洲 盛 元 25番 山 里 昌 伸 10番 山 川 正 員 26番 知 念 弘 11番 我 謝 政 市 27番 平 田 清 勇 12番 糸 数 誠 三 28番 吉 永 安 扶 13番 山 城 和 満 29番 國 吉 弘 志 14番 宮 田 勇 30番 喜久里 猛 15番 山 城 節 31番 崎 村 稔 16番 平 田 勉 32番 髙 良 ノ ブ ブ で 席 議 員 番 番 番 番 番 番 番 番 番		6番	國 吉 武	22番	仲 原 健					
9番 上江洲 盛 元 25番 山里 昌 伸 10番 山川 正員 26番 知 念 弘 11番 我 謝 政 市 27番 平田 清 勇 12番 糸 数 誠 三 28番 吉 永 安 扶 13番 山 城 和 満 29番 國 吉 弘 志 14番 宮田 勇 30番 喜久里 猛 15番 山 城 節 31番 崎 村 稔 16番 平田 勉 32番 髙良ノブ (不 応 招) 番 番 会議途中退席議員 番 番 開議後出席議員 番 番 公務欠席議員 番 番 香 番 番 公務欠席議員 番 番 香 番 番 公務欠席議員 番 番 金議録署名議員 19番 興那嶺 孝 成 20番 仲 地 宗 市 職務のため会議に出席した者 職 名 氏 名 事務局長 内間久栄 保長 港 波 実 津 波 実		7番	國 吉 修	23番	山 城 篤 三					
10番 山 川 正 員 26番 知 念		8番	真栄平 勝 政	24番	山 城 宗太郎					
11番		9番	上江洲 盛 元	25番	山 里 昌 伸					
12番		10番	山川正員	26番	知 念 弘					
13番 山 城 和 満 29番 國 吉 弘 志 14番 宮 田 勇 30番 喜久里 猛 15番 山 城 節 31番 崎 村 稔 16番 平 田 勉 32番 髙 良 ノ ブ (不 応 招)		11番	我 謝 政 市	27番	平 田 清 勇					
14番 宮田 勇 30番 喜久里 猛 15番 山城 節 31番 崎村 稔 16番 平田 勉 32番 高良 ノブ (不応招) 欠席議員 会議途中退席議員 開議後出席議員 開議後出席議員 公務欠席議員 番 番 番 公務欠席議員 番 番 番 番 会議録署名議員 出席した者 19番 事務局長 奥那嶺 内間 内間 内間 人栄 係長 保長 保長 保長 本		12番	糸 数 誠 三	28番	吉 永 安 扶					
15番 山城 節 31番 崎村 稔 16番 平田 勉 32番 髙良ノブ (不応招) 番 番 番 欠席議員 番 番 会議途中退席議員 番 番 公務欠席議員 番 番 金議録署名議員 19番 與那嶺 孝成 20番 仲地宗市 職務のため会議に出席した者 職名 氏名 事務局長 内間久栄保長津波寒		13番	山 城 和 満	29番	國 吉 弘 志					
16番 平田 勉 32番 髙良ノブ (不応招) な 席 議員 番 欠席議員 番 会議途中退席議員 番 公務欠席議員 番 公務欠席議員 番 本 本 金議録署名議員 19番 與那嶺 孝 成 20番 仲 地 宗 市 職務のため会議に 出席した者 職名 氏 名 株 名 氏 名 市務局長 内 間 久 栄 係 長 津 波 実		14番	宮 田 勇	30番	喜久里 猛					
(不 応 招) 番 欠 席 議 員 番 会議途中退席議員 番 開議後出席議員 番 公務欠席議員 番 番 番 会議録署名議員 19番 與那嶺 孝 成 20番 仲 地 宗 市 職務のため会議に出席した者 職 名 氏 名 職 名 氏 名 事務局長 内 間 久 栄 係 長 津 波 実		15番	山 城 節	31番	崎 村 稔					
欠席議員番番会議途中退席議員番番開議後出席議員番番公務欠席議員番番番本上会議録署名議員19番與那領 孝 成 20番仲 地 宗 市職務のため会議に 出席した者職名 事務局長 内間久栄係長 		16番	平 田 勉	32番	髙良ノブ					
会議途中退席議員番番開議後出席議員番番公務欠席議員番番番日本日本会議録署名議員19番與那嶺 孝 成 20番仲 地 宗 市職務のため会議に 出席した者職 名 氏 名 職 名 氏 名財務局長内 間 久 栄 係 長 津 波 実	(不 応 招)	番		番						
開議後出席議員 番 公務欠席議員 番 番 番 会議録署名議員 19番 與那嶺 孝 成 20番 仲 地 宗 市 職務のため会議に 出席した者 職 名 氏 名 職 名 氏 名 財務局長 内 間 久 栄 係 長 津 波 実	欠 席 議 員	番		番						
公務欠席議員 番 番 番 会議録署名議員 19番 與那嶺 孝 成 20番 仲 地 宗 市 職務のため会議に 出席した者 職 名 氏 名 職 名 氏 名 財 名 氏 名 職 名 氏 名 事務局長 内 間 久 栄 係 長 津 波 実	会議途中退席議員	番		番						
番	開議後出席議員	番		番						
会議録署名議員19番與那嶺 孝 成20番仲 地 宗 市職務のため会議に 出席した者職 名 事務局長氏 名 内 間 久 栄 係 長 津 波 実	公務欠席議員	番		番						
職務のため会議に 職名 氏名 職名 氏名 出席した者 事務局長内間久栄保長津波実		番								
出席した者 事務局長 内間 久栄 係 長 津波 実	会議録署名議員	19番	與那嶺 孝 成	20番	仲 地 宗 市					
	職務のため会議に	職名	氏 名	職名	氏 名					
書記	出席した者	事務局長	内 間 久 栄	係 長	津 波 実					
				書記						

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名		E	£	1	3		職	名		E	£	â	3		
町			長	高	里	久	三	教	冒	育	長	喜り	(里	幸	雄
助			役	長	井		聰	教	育 総	務課	!長	太	田	喜	功
収	7	\	役	松	元		徹	生	涯 学	習課	!長	Щ	城	英	明
出	納	室	長	伊良	見皆	真	秀	住	民	課	長	大	城	行	男
総	務	課	長	大	田	治	雄	税	務	課	長	比	嘉		隆
建	設	課	長	仲	村	昌	保	福	祉	課	長	Щ	里	昌	輝
企「	画 財	政 課	長	山	城	保	雄	保	健 衛	生 課	長	神	里		勇
町つ	ざく り	推進記	果長	平	田	光	_	水	道	課	長	吉	元	幸	信
商	工観	光課	長	盛	本		實	空	港	課	長	内	間	邦	夫
農力	林 水	産 課	長	平	良		進	消	ß	方	長	幸	地		猛
農業	委員会	会事務月	司長	仲分	- 根	省	_	·							

平成14年 第5回久米島町議会臨時会

議事日程 [第1号] 平成14年9月3日 (火) 午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備	考
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3	議案第32号	下水道西銘汚水枝線布設工事請負契約について	即	決
第 4	議案第33号	あらたに生じた土地の確認について	即	決
第 5	議案第34号	字の区域の変更について	即	決
第 6	議案第35号	字の区域の変更について	即	決

(午前 10時00分 開議)

〇 議長 髙良ノブ

おはようございます。ただいまから平成14年第5回久米島町議会臨時会を開会します。 本日の会議を開きます。

<日程第1>

〇 議長 髙良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、19番與那嶺孝成さん 及び20番仲地宗市さんを指名します。

く日程第2>

〇 議長 髙良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日限りの1日間に決定しました。

<日程第3>

〇 議長 髙良ノブ

議案第32号、下水道西銘汚水枝線布設工事請負契約について。

本案について提案理由の説明を求めます。

失礼しました。本案については、本件の議案第32号、下水道西銘汚水枝線布設工事請負契約につきましては、大田哲也さんに利害関係のある事件であると考えられますので、地方自治法第117条2の規定によって、大田哲也さんの除席を願います。

(大田哲也議員退場)

本案について提案理由の説明を求めます。

〇 町長 高里久三さん

議案第32号

下水道西銘汚水枝線布設工事請負契約について

下水道西銘汚水枝線布設工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的:下水道西銘汚水枝線布設工事(I工区)

2. 契約の方法:指名競争入札

3. 契約 金額: ¥46,032,000

4. 契約の相手方:島尻郡久米島町字西銘1732番地の1

有限会社 大田土木

代表取締役 譜久里 學

平成14年9月3日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

下水道西銘汚水枝線布設工事の請負契約の締結については、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成14年久米島町条例第42号)第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上、ご審議よろしくお願いします。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〇 15番 山城節さん

落札率についてお尋ねします。予定価格の何パーセントで落札をみたのか、ちょっとお 伺いいたします。

〇 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご質問につきましては、本日の案件につきましては、議会の承認を得られてはじめて、そういった金額等の公表といいますか、得られるものと思っております。ですから、ただいまの案件につきましては、承認を得られるまでは留保したいというふうに考えております。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

〇 3番 田里市郎さん

ただいまの議案32号についてですが、工期は何日間設定されておられるかお伺いします。

〇 水道課長 吉元幸信さん

工期につきましては、本日の承認が得られましたら、本日から165日間ということで工期の設定をしております。

〇 13番 山城和満さん

議案第32号についてお伺いしますが、指名競争入札で契約したいということですが、今 回の指名競争入札に何社を指名して、指名業者を、どういう条件の方々を今回の工事に対 して指名されたのかお伺いします。

〇 水道課長 吉元幸信さん

ただいまの件につきましては、等級がA級で11社を指名して入札を行っております。

〇 13番 山城和満さん

Aランクに今日の指名審査員、当然、今日の指名審査委員会でA・B・Cランク分けされたかと思いますが、今回の大田土木につきましては、先だっての昨年の大岳小学校の体育館の建設工事で工期に大変な遅れが出たということで、議会でもいろいろ指摘されています。以前に合併前に具志川村の村長に、こういうことについてどうするかと質したら、今後、指名審査委員会でこれについては対応するということは、指名審査委員会で、この工期が遅れた状態に対してのペナルティとか、そういうことは何ら問題にされなかったのか。どなたでもいいですから答弁してください。

〇 助役 長井聰さん

ただいまのご質疑にお答えします。指名審査会においては、町が発注した工事について そういった違約等があった場合につきましてはペナルティとして科するということで規定 がありますが、大岳小学校体育館の場合は、これは旧具志川村の発注でありまして、その へん区分をした方がいいんじゃないかということがありまして、今回は久米島町としての 審査会での審査で指名してございます。

〇 13番 山城和満さん

お伺いしますけれど、今回Aランクに指名された業者11社は何を基準にしてAランクに置かれたのか。当然これはこれまでの業績というのを、この業者がこれまでにどういう仕事をしてきたか実績を基にAランクBランクというランク分けされていると思うんですよ。そういう意味で、過去にどういうことがあったかを、これを伏すということはおかしい話じゃないですか。

〇 助役 長井聰さん

このランク付けでございますが、久米島町のランク付けは県のランク付けに準じて行っております。ですから、前年度に県にランク付けがありましたが、それを準用してやっております。その切り替えが来年度ということになっております。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

〇 21番 上里総功さん

今の山城議員の質問と前後するんですが、今までのようにそういう問題があった業者に、これは前の具志川村のことだったからということで、そう簡単に果たして、そう答弁していいものかどうか。あくまでも新町になっても、前の実績に基づいてそういうのを判断するはずですから、県でもそういうことでちゃんとあるはずなんですよね。それにも関わらず前の具志川村のことだったからということだけでは町民は納得しないですよ。そこのところを断固とした態度はとれないものかどうか。世の中で約束を守れないということは一番最低の業者なんですよね。そういうところに村の税金をつぎ込むということは非常に納

得できないところがあるわけです。そういうことで、今後そういうのはどの程度ペナルティを科していくのか、そこのところをもう一度答弁お願いしたいと思います。

〇 町長 高里久三さん

今指摘のあるように、確かに大岳小学校体育館については工期は遅れたと。ですけれど、あれは全く具志川村との当時の契約であって、久米島町になってからはそういう問題はありませんので、これは指名するしかないんじゃないかなと思っております。また、県にもそういうことがあるだろうと言っていますけれど、そういう事例が県にもあるかどうか、われわれも調べてみたいと思いますが、あくまでも新町においての工事の請負契約指名でありますので、新しい町の方針に基づいてやっておりますので、今指摘される問題については、問題はないんじゃないかなと思っております。

〇 21番 上里総功さん

今僕らが腑に落ちないのは、これは前の具志川村がやったことでしょうという件だった、ましてやまた仲里村のものであったという、そう簡単に片付ける問題じゃないと思うんですよ。果たしてそういう問題があったにもかかわらず真剣に入札の時点で、ちゃんとしたそういう指導もやりながら参加させたのかどうか、そこのところを僕らは聞きたいわけなんですよ。ただ前の具志川村のことでやったからということだけは絶対これできないと思いますよ。そういう簡単な問題じゃないと思いますよ。そこのところを注意して私の質問を終わります。

〇 4番 島袋完英さん

何名かの議員からの今のようにあるんですが、私が考えるにも、今当局は具志川村の発注したものであるからというようなことなんですけれど、町民としてはそんなのはないわけです。合併してもずっと継続したわけですからあの工事は。ですから、そういうふうなのが、ただこれだけの議論で終わって、あとは決をとりますというふうに、賛成が多いかわかりませんが、そういうふうになると、私たちこの議会の今までいろんな問題を指摘してきましたよ。村の時分から、また町になってもですね。あれだけ指摘してきているのに、これは前の問題だからというふうなことで片付けられたら、もう全く議会の権威というのは無視されているような、そんな感じがするわけです。それで私はこの件については、私たち議会議員が協議する必要があるんじゃないかと思いますので、暫時休憩願います。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午前 10時15分 休憩)

再開します。

(午前 10時20分 再開)

ただいまの議案第32号につきまして、島袋議員の方から動議が提出されました。 賛成者 いますか。

(「賛成」の声あり)

賛成者もおりますので、この動議は成立します。

ただいまの議案32号につきまして、もっと審議が必要であるという動議について採決を したいと思います。

この動議に決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成9名ですので、ただいまの動議は否決されました。

議案を続けたいと思います。

他に質疑ございませんか。

〇 31番 崎村稔さん

この請負契約書は1社で4千600万円背負っていますけれども、いつも言うように、今、 不景気な状態であって、いろんな業者が首切りなどをして節約しております。それで、今 回の分離分割、毎回言っていますけれど、分離分割できなかったかどうか。なぜできなかったのかご説明お願いします。

〇 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご質問ですけれども、下水道課としましては、この事業を2つに分けるのかということもいろいろありましたけれども、今回1工区でAランクの工事を発注して、追ってすぐまた2工区を予定しています。これはまた次はクラスがCクラスということで、水道課としては今そういうかたちで予定をしています。

〇 31番 崎村稔さん

町長、これは町長の一言でなんとでもできると私は思いますけれども、今後、業者あるいは住民が喜ぶような分離分割を特色ある町長のやり方としてやっていく気はないかどうかお尋ねします。

〇 町長 高里久三さん

町の方針として分離分割は基本的にもっております。ただ、工事によってはできるものと、一括したほうがより効率的であるということで、今回このAランクの皆さんを指名したと思います。今まで工事の出た件数からすると、C、Dの方が多くてAは少ないと、そういう中で、各ランクで平等にあたるようにたぶん配慮したいんじゃないかなと思っております。そこで1億円とか超せば、これは分けてやる分離分割でやる方法もありますけれども、4千万円という額ですので、ちょうどAクラスの対象ということで、しかもAクラスがまだ業者の皆さんがほとんど事業を今取っていないというような状況の中で、そのへんを配慮して分離はしないで一括して発注したものだと思っております。

今後、分離分割発注は基本方針としてもっております。

〇 22番 仲原健さん

先程から、前の工期遅れの話が出ておりますけれども、新町になっては、今後の問題が 非常に重要だと思います。今までの工事の遅れについては指摘されておりますけれども、 この工期の締め切り、これが厳守によって業者の意識も変わってくると思いますけれども、 例えば今回この大田土木に発注しまして、工期の締切日までにもしも完成できなかったら どうするか。そこらへんを今後非常に真剣に考えてほしいと思います。例えば、工期が何カ月遅れたらどれくらいの罰則規定を出すとか、そうすることによって今後の、業者の意識改革も工期の厳守も守れるんじゃないかなと思います。そこらへんについて今後の工期遅れについて対応をどうするか見解を伺いたいと思います。

〇 助役 長井聰さん

お答えします。工期の件でございますが、工期を遅延、遅滞した場合についての罰則規定というのが審査指名基準の中にございまして、約1カ月以上そういったかたちで工期が遅れますと、1月以上3カ月以内にも指名を停止するという規定がございます。その規定に基づきまして対応してまいりたいと思っております。

〇 22番 仲原健さん

それがあることは私も知っています。しかし今までそれを実際に科した例がたぶんないと思います。そこらへんのところが大事じゃないかなと思いますけれども、そこを毅然として、そんなに遅れてもどれぐらいのものかはっきりして業者の皆さんに科してほしいと思います。そこはできるかどうかお聞きします。もう一度答弁お願いします。

〇 助役 長井聰さん

工事の工期遅延によりまして停止の事例ですが、旧仲里村、旧具志川村でもそういった 事例はあります。指名を停止した業者というのがございます。今後この基準に基づきまし ては、指名審査基準あるいは罰則規定に基づきまして対応してまいります。

〇 16番 平田勉さん

先程の件とも関連するんですけれども、旧仲里でも工期の問題でかなり指摘をされているんな議論をしてきました。議会の中でも。入札をする際の指名にあたっては、条例を厳正に運用するという答弁も出て、いろんな議論をしたと思う。その時に私たちが指摘をしたのは、罰則規定も含めて厳正に運用をしようということを言ってきました。ですが、この罰則規定の分はほとんど適用されていないというのが今までの実態だったと思います。ですから、今後何年か後には電子入札とかいろんな関連が出てくると思います。このへん建設業界を含めて意識の改革をしないといけないと思っています。その分は発注する町当局でそのへんの部分も含めて今後は厳正に運用するという指導を強化をしないと、こういう感じの部分が、請負契約の度にこういう議論が出てくるんでは、これ大変お粗末な話だと思います。ぜひ今後の分について、町当局として、こう取り組むんだという姿勢を、私は町長がこの場できっちり表明をして、今後は罰則規定を含めて厳正に運用していくんだということを明らかにすべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

〇 町長 高里久三さん

罰則規定がちゃんと規定にもありますので、厳粛に適用するのが本来の姿だと思います。 中には、工事の、例えば防風林の解除で遅くなったと、そういうために工期が足りなかっ たという例もあるとか、また、雨が多すぎて工事が全然できなかったというような自然的 な条件もあります。ただ、本人の怠慢によって工期が遅れるということはこれはもう絶対 あり得ないことですので、今指摘のあるように、今後は業者の数も多くなったし、それだ け厳しくしないと今後の工事が、今までみたいな安易な気持ちでということになると絶対 やっていけないので、今後は厳粛に罰則を適用してやるということを誓いまして答弁とし ます。

〇 15番 山城節さん

当布設工事場所は児童生徒の通学路の使用場所でもあります。もちろん生活している方々も日常使っているたいへん《基本的 》な道路でもあります。そこで、工事の施工に際しては、安全面、あるいは不便をかけないような配慮が必要だと思います。そこで担当課に改めてお願いと希望ですが、工事に入りましたら、あしげく課長が先頭きって、現場に出向いて、そして《瞬時の 》で、あるいは事故防止のためにもきっちりと目を光らせて指導してほしいと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

〇 水道課長 吉元幸信さん

ただいまご質問ご指摘のあったように、これは当然、工事を発注するに際しましては安全が第一でありまして、その中でまた地域の住民の方々の生活に対する配慮も当然欠くことがあってはならないと考えております。

そして、昨日の区長会におきまして、西銘部落と上江洲部落にはこれからまたこういったかたちで工事が施工されますけれども、地域のみなさん方のまたご協力お願いしますということでのチラシは配布しております。そして、区長さんと日程を調整しまして、部落説明会を早めに開いて、この部落のみなさん方の工事に際してのいろんな要望等を踏まえながら、職員も一緒になって対応していきたいと考えております。

〇 議長 髙良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、下水道西銘汚水枝線布設工事請負契約についてを採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって議案第32号、下水道西銘汚水枝線布設工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (午前 10時34分 休憩)

再開します。 (午前 10時35分 再開)

<日程第4>

〇 議長 髙良ノブ

日程第4、議案第33号、あらたに生じた土地の確認について。 本案の提案理由の説明を求めます。

〇 町長 高里久三さん

議案第33号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、本町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

- 1 場所 久米島町字嘉手苅村屋敷3番、4番4、9番4、10番7及び字儀間村屋敷 2番、3番1、11番1、11番3に接する護岸敷の地先公有水面埋立地
- 2 面積 65,794.97平方メートル

平成14年9月3日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

公有水面埋め立てにより本町の区域内にあらたに土地が生じたので地方自治法第9条の 5第1項の規定に基づき、議会の議決を経てその旨を確認する必要があるため本案を提出 する。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〇 30番 喜久里猛さん

確か3年前でしたか、あらたに生じた土地の確認についてということで、合併前の旧具 志川、旧仲里で確認されているはずなんですが、今回とそれから前回のとはどう違うんで すか。

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。前回、旧具志川、また仲里でそれぞれ議会には、この多目的公園の村会の10条でも分筆等についての手続きの議案を提案されております。今回は、本来でしたらその手続きが終わりまして、この新たに生じた土地の確認についても継続してやるべきかとは思いますが、合併の取り組み等との関わりで、その作業が若干遅れたために、今回のこの手続きとなっております。よって、これを今議会で提案されますと、これからの県へ、また国へその手続きを踏んで、国の官報でもって実際の登記関係の完了にもなります。

〇 30番 喜久里猛さん

大字嘉手苅小字村屋敷だと思うんですが、さらに大字儀間で小字村屋敷、儀間に村屋敷という小字があるのか。あるいは新たに設けたのか。普通、小字で呼びますので、あったんであればやむを得ないと思うのですが、どうしてこういう同じような名前の付け方になったんでしょうか。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。(午前 10時40分 休憩)再開します。(午前 10時40分 再開)

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいま質問ありました小字の名称については、《 字儀間についても土地台帳にはあります》。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

〇 3番 田里市郎さん

ただいまの33号についてですが、久米島町字嘉手苅村屋敷3番、4番4、9番4とありますが、どういった内容からこういった番号付けがなされたのかお伺いします。

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。この地番については、既に登記されている地番でありまして、これに隣接するのが今後これから提案される新たな土地の所在でありまして、そのへんの過程については私の方ではお答えするのは非常に厳しいかと思います。

〇 24番 山城宗太郎さん

議案33号についてお尋ねします。上の方には3番とか4番4とかされておりますけれど、 図面には印しされていないけれど、どういうふうになるのかちょっとお答え願います。

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。皆さんに配布された縮小版の図面では地番が非常に分かりずらいと思いますが、実際には公図の場合にはもう少し拡大したかたちで、地番がよく見えるんですが、これは先程も言いましたとおり、現にある地番の隣接ということで新たな土地のこれからの登記になります。細かいものがもし今のように知りたいということでありましたら、追ってこの公図のコピーを各自に配布したいと思います。

〇 27番 平田清勇さん

この埋立地についてはもう既にこの公図をもう登記所に備えられているんですか、今から新たにそれについてする必要はないんじゃないかという気がしますがどうですか。

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問なんですが、今この議会で承認を得ようとするのは、新たに埋め立てた 部分だけの審議でありまして、旧地番等については、ちょっとこちらの方では把握もでき ませんので、また、この業務については、担当課が建設課また旧仲里の税務課、今回の総 務課というかたちで移り変わってきて、詳しいことについては前任者との確認をしながら ちゃんとした手続きを踏んでいきたいと思います。

〇 27番 平田清勇さん

もう既にそこは地図もできて登記所に、地番も打たれているんですよ。それを新たにする必要があるかどうかですね。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午前 10時45分 休憩)

再開します。

(午前 10時46分 再開)

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいまの平田議員の質問にお答えします。先程からありますとおり、あらたに生じた 土地の確認についての手続きが現時点でできておりません。これは地方自治法に則って手 続きを踏まなければいけないということでもありますし、今議会で承認された後に県、国 への手続きを踏んでいきたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、あらたに生じた土地の確認についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって議案第33号、あらたに生じた土地の確認については、原案の とおり可決されました。

く日程第5>

〇 議長 髙良ノブ

日程第5、議案第34号、字の区域の変更についてを議題とします。 本案の提案理由の説明を求めます。

〇 町長 高里久三さん

議案第34号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、久米島町字嘉手苅村 屋敷3番、4番4、9番4、10番7に接する護岸敷の地先公有水面埋立地32,897.50平方 メートルを字嘉手苅村屋敷の区域に編入し、その区域を変更する。

平成14年9月3日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

公有水面埋立てによりあらたに土地が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に 基づき、字の区域の変更をする必要があるので、本案を提出する。

ご審議よろしくお願いします。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、字の区域の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって議案第34号、字の区域の変更については、原案のとおり可決 されました。

<日程第6>

〇 議長 髙良ノブ

日程第6、議案第35号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

〇 町長 高里久三さん

議案第35号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、久米島町字儀間村屋敷2番、3番1、11番1、11番3に接する護岸敷の地先公有水面埋立地32,897.47平方メートルを字儀間村屋敷の区域に編入し、その区域を変更する。

平成14年9月3日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

公有水面埋立てによりあらたに土地が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に 基づき、字の区域の変更をする必要があるので、本案を提出する。

以上、ご審議よろしくお願いします。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号、字の区域の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって議案第35号、字の区域の変更については、原案のとおり可決 されました。

本臨時会の会議に付された事項は全て終了しました。

平成14年第5回久米島町議会臨時会を閉会します。

(午前 10時53分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久 米 島 町 議 会 議 長 髙 良 ノ ブ

署名議員(議席番号19番) 與那嶺 孝 成

署名議員(議席番号20番) 仲 地 宗 市

平成14年(2002年) 第6回久米島町議会定例会

1 目目

9月30日

平成14年 第6回久米島町議会定例会 会期日程

開 会 平成14年9月30日(月) 閉 会 平成14年10月2日(水) 会期3日間

月日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要			
				○ 開会			
				○ 会議録署名議員の指名			
				○ 会期の決定			
				○ 議長諸般の報告			
				○ 議案の上程(即決案件)			
9月30日	月	本会議	午前10時	議案第36号 議案第37号 議案第38号			
				議案第39号 議案第40号 議案第41号			
				報告第9号			
				選挙第8号			
				○ 農業委員の推薦			
				○ 決議第7号 決議第8号 決議第9号			
				発議第11号			
10月1日	火	本会議	午前10時	○ 会議録署名議員の指名			
				○ 一般質問			
10月2日	水	本会議	午前10時	○ 会議録署名議員の指名			
				○ 一般質問			
				○ 閉会			

平成14年 第6回久米島町議会定例会 会議録 第1号

大											
招集年月日 平成14年9月30日 (月曜日)											
招集の場所 久米島町議会議事堂											
開閉会日時	開 会 9月30日		前10時(00分 議長	髙良	ノブ					
及 び 宣 言	散会	9月30日 午	後4時	5分 議長	髙良	ノブ					
応 招 議 員	議席番号	氏	名	議席番号	氏	名					
出席議員	1番	江 洲 良	徳	17番	新垣	盛助					
	2番	翁 長 英	夫	18番	大 田	哲也					
	3番	田里市	郎	19番	與那嶺	孝 成					
出 席 3 2 名	4番	島袋完	英	20番	仲 地	宗 市					
欠 席 0名	5番	仲 村 昌	慧	21番	上 里	総功					
	6番	國 吉	武	22番	仲 原	健					
	7番	國 吉	修	23番	山城	篤 三					
	8番	真栄平 勝	政	24番	山 城	宗太郎					
	9番	上江洲 盛	元	25番	山 里	昌 伸					
	10番	山 川 正	員	26番	知 念	弘					
	11番	我 謝 政	市	27番	平田	清 勇					
	12番	糸 数 誠	=	28番	吉 永	安 扶					
	13番	山 城 和	満	29番	國 吉	弘 志					
	14番	宮 田	勇	30番	喜久里	猛					
	15番	山 城	節	31番	崎 村	稔					
	16番	平田	勉	32番	髙 良	ノブ					
(不 応 招)	番			番							
欠 席 議 員	番			番							
会議途中退席議員	4番	島袋完	英	番							
開議後出席議員	12番	糸 数 誠	三	番							
公務欠席議員	番			番							
	番										
会議録署名議員	21番	上 里 総	功	22番	仲 原	健					
職務のため会議に	職名	氏	名	職名	氏	名					
出席した者	事務局長	内 間 久	栄	係 長	津波	実					
				書記							

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名 名 名 職 名 名 氏 氏 長 高 里 久 三 教 育 長 喜久里 幸 雄 役 井 功 長 聰 教育総務課長 喜 太 田 役 生涯学習課長 明 入 松 元 徹 Щ 城 英 伊良皆 男 納 室 長 真 秀 住 民 課 長 大 城 行 務 課 長 大 田 治 雄 税 務 課 長 比 嘉 隆 設 課 長 仲 村 昌 保 福 祉 課 長 Щ 里 昌 輝 企画財政課長 保健衛生課長 神 里 勇 Щ 城 保 雄

水

空

消

消

課

課

次

長

長

長

長

吉

内

幸

仲村渠

元

間

地

道

港

防

防

信

夫

猛

男

幸

邦

職

町

助

収

出

総

建

町づくり推進課長

商工観光課長

農林水產課長

農業委員会事務局長

平

盛

平

田

本

良

仲宗根

光

省

實

進

平成14年 第6回久米島町議会定例会

議事日程 [第1号] 平成14年9月30日(月) 午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備	考
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3		議長諸般の報告		
第 4	議案第36号	久米島町一般会計補正予算(第1号)について	即	決
第 5	議案第37号	久米島町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	即	決
第 6	議案第38号	久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例	即	決
第 7	議案第39号	久米島町火災予防条例の一部を改正する条例	即	決
第8	議案第40号	字の区域の変更について	即	決
第 9	議案第41号	公有水面埋立について	即	決
第10	報告第9号	平成13年度沖縄県土地開発公社事業報告及び決算報告	即	決
		書について		
第11	選挙第8号	沖縄県介護保険広域連合議員の選挙について	即	決
第12		農業委員の推薦について	即	決
第13	決議第7号	県産品優先使用宣言決議について	採	択
第14	決議第8号	「一戸一灯運動」推進宣言決議について	採	択
第15	決議第9号	沖縄新大学院大学の南部地域の糸満市への誘致に関す	採	択
		る要請決議について		
第16	発議第11号	「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書に	採	択
		ついて		

(午前 10時00分 開議)

〇 議長 髙良ノブ

おはようございます。ご報告します。12番糸数誠三議員から欠席届が出ております。それから、読売新聞西武本社の近藤武信記者から議場内の撮影の申し出がありましたので、 許可しました。

〇 議長 髙良ノブ

ただいまから平成14年第6回久米島町議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

<日程第1>

〇 議長 髙良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって21番上里総功さん及び2 2番仲原健さんを指名します。

<日程第2>

〇 議長 髙良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月2日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から10月2日までの3日間に決定しました。

<日程第3>

〇 議長 髙良ノブ

日程第3、諸般の報告を行います。

平成14年6月28日以降、私が出席しました会議等の概要を配布してありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

<日程第4>

〇 議長 髙良ノブ

日程第4、議案第36号、平成14年度久米島町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

〇 助役 長井聰さん

議案第36号のご説明を申し上げます。

議案第36号

平成14年度久米島町一般会計補正予算(第1号)

平成14年度久米島町一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千276万7千円を追加し、歳入歳出の 総額を歳入歳出それぞれ119億8千259万1千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成14年9月30日提出 久米島町長 高里久三

14年度予算の補正第1号の概要のご説明を申し上げます。

申し上げましたとおり、既決予算に1億3千276万7千円を追加いたしまして、歳入歳出の 総額を119億8千259万1千円と定めてございます。

内容でございますが、歳入におきまして、普通交付税の確定に伴いまして、減額で1億3 千803万9千円となっております。

減額の要因でございますが、基準財政需要額の算定方法が見直されまして、県内では50 市町村でマイナス交付となっております。これは税収の乏しい地方自治体といたしまして は非常に厳しい状況になっております。長引く景気低迷により交付税の原資であります国 税の減少が大きな要因と思われます。普通交付税においては、年々減額が続いておりまして、減額分におきましては市町村が借入で臨時財政対策債などで補填をしております。

国庫支出金、県支出金の増額につきましては、久米島農業開発組合を事業主体といたしまして経営構造対策事業の採択によるものでありまして、事業内容は、ハーベスター、トラクター2基の導入予定でございます。

財産収入の増でございますが、町有財産の払い下げが28件ございまして、その契約済の額を計上してございます。

地方債でございますが、臨時財政特例債の許可額を計上してございます。

次に、歳出でございますが、新町の機構に併せまして人件費の調整を暫定予算で行いまして、引き続き本予算編成を行ってまいりましたが、職員の共済費等において過少の計上がございまして、今回、その分の補正をしてございます。

また、平成15年度から事業着手します家畜競り市場移転に向けましての用地取得計上、

仲里、久米島、大岳小学校の120周年記念式典の補助金、さらには町内各小学校の校旗の 新調経費なども併せて計上しております。

また、字仲泊にあります中央保育所跡地を駐車場として整備する計画で予算を計上しております。

以上が平成14年度久米島町の一般会計補正予算(第1号)の歳入歳出の主な概要でございます。ご審議のうえ、議決賜りますようお願いいたします。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〇 26番 知念弘さん

公有財産購入費で1千70万1千円、説明で家畜競り市場移転用地購入となっておりますが、 この土地は何筆で、平米単価はいくらなのか。場所もできれば説明お願いします。

〇 農林水産課長 平良進さん

ただいまのご質問の、場所と平米あたりの単価につきまして説明いたします。

場所につきましては、これは旧仲里側になりますけれども、字山城と比嘉の間の土地改良をやっているところの島川原というところで、比嘉のうえのほうに比嘉の拝所があります。その左手のほうの土地改良地区になります。地名が島川原です。

面積は、平米当たりの単価が、坪で5千円、平米当たりで約1千500円余り、坪でだいたい5千円相場の金額で評価しております。

〇 26番 知念弘さん

何筆ですか。

〇 農林水産課長 平良進さん

筆数が9筆になっております。その9筆の中には、町有地が3筆入っております。トータル面積で12,360㎡になっております。

〇 29番 國吉弘志さん

4目の企画財政費の1節報酬45万2千円、説明のほうで振興審議会とありますが、この振興審議会の構成メンバーは何名になっているのか。その審議会で審議される内容等について説明お願いします。

〇 企画財政課長 山城保雄さん

構成は15名以内ということで予定しております。審議内容につきましては、基本構想基本計画実施計画等の審議を予定しております。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ありませんか。

〇 9番 上江洲盛元さん

先ほどの説明で大岳小学校、久米島小学校、仲里小学校の120周年記念式典が今年創立

記念日があります。 3 校ともそれぞれ要求がいろいろあったと思うんですけれども、少なくとも車の要求がありまして、例えば仲里ですと、学校車10人乗り275万4千307円の事業内容になっています。このことについては、教育長、前教育長、前町長にも申し入れを申し上げております。このことについて、那覇の大先輩たちと懇談をいたしました。那覇の大先輩の中に元県の教育委員会の大幹部がいらっしゃいまして、どうしてこんなに必要なものを寄附をもらって買うのかと。少なくとも義務教育費として当然行政が出すべきではないのかというお叱りと激励をいただきました。

今、学校は総合学習ということで、もうしょっちゅうあっちこっち乗り入れ、そしてスポーツの盛んな久米島においては他校との試合とか、あるいは学校においてはプールのないところはプールに連れて行くとか、実は学校というところは非常に時間を大事にするところであります。そういうことで、無駄な時間を省くためにできるだけそういう車を利用すると。特に仲里小学校の車というのは10年以上も仲里中学の車のフルサガイを、廃車寸前のものをもらって使っているわけです。それぞれにこれは100万円ずつ3校あげてありますけれども、まだまだ義務教育費そのものとしては少ない。この趣意書の中にこういうことを書いてあるんです。「なお、皆様方からいただきました寄付金で購入する学校車及び設置する諸施設は全て久米島町に採納をさせていただきます。」要するに、寄付金で買った、あるいはいくほど行政から補助金をもらいました。これで買った車は行政の車になるわけです。そういうことで、なぜ寄附で買った物を行政にあげないといけないのかなという疑問も湧いているわけですが、そこいらについての見解をお述べになっていただきたい。これは沖縄国税事務所長の許可を得ましてちゃんと手続き上こういうことになっております。

それから、旧具志川、旧仲里村においては、それぞれの臨時職員の、これは一般質問に上げるとまたあまり大げさになりますから、この場で審議したいんですが、臨時職員といいますか、任用職員といいますか、臨時と任用いろいろ違うと思うんですけれども、言葉が間違っていたら課長、教えてください。

〇 議長 髙良ノブ

上江洲議員、ページを示してから、できるだけ簡潔にお願いします。

〇 9番 上江洲盛元さん

この関係なのかなと思ったりしております。要するに今まで働いていた専門職の人が、 賃金がたしか8万、5万、6万円も下げられております。これでは飯食っていけないとい う訴えもありますので、そこいらをひとつお述べになっていただきたい。

もう1点、第2条債務負担行為補助というのがありまして、これは6月議会ではまだ出ておりませんでしたが、その中の最終処分場建設費、第2条債務負担行為補正、最終処分場建設事業、平成14年度から15年度期間です。限度額が10億4千万円となっておりますが、このことについていろいろ経過があると思います。だいたい4カ所選んで、最終的に決め

たところが、それと関係する地域とのトラブルが起こりまして、現在に至っていると思いますが、その経過と、もう一つ、10億円も債務負担行為の補正になっていますけれども、国や県としてはこれについてどのくらいの支出が出てくるのか、そこいらをちょっとお聞かせいただきます。

〇 教育長 喜久里幸男さん

第1点目につきまして、私のほうから見解をということでしたのでお答え申し上げます。 学校はやはり車の必要性がかなりある機関でございます。しかしながら、全ての学校に車 をというような場合に、県立学校も含めて、県立学校の場合は、専門高校には必要な重機 類も含めたいろいろな車輌が県費対応の形で購入されておりますが、普通高校においては 車はやはり似たようなPTA対応と、バスなどもございますが、そういうバスもPTA対 応という形になってございます。県費でそこまで対応できないと、予算面の問題がありま す。

義務教育においても、状況については似たような状況があるのではないかなと。後ほど、 実態は課長がしっかり把握しておりますので、課長から答えてもらいますが、そういう点 とか、あるいはまた行政に寄贈をすることにつきましては、いろいろ車検とかいろいろな 故障、燃費、そういう対応費がございますので、そういう対応費を軽減する立場からそう いう形になっているかというふうに考えております。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。(午前 10時25分 休憩)再開します。(午前 10時27分 再開)

〇 保健衛生課長 神里勇さん

それでは、最終処分場建設経過をご報告いたします。場所としては、今の儀間の上の方、嘉手苅に行く途中で選定しまして予定し、選定委員会で決定して事業を進めてきました。そういうことで、町としてはやはり、国や県の環境基準もクリアしておりますが、やはり地域の皆さんの了解の元に進めていくということで協議をしまして、その中で儀間部落から説明等の要求がありまして、説明を重ねてきました。その後、嘉手苅部落からも要望がありまして、説明して、嘉手苅の部落の皆さんには理解していただきました。その間、2、3名の近くの隣接の儀間の地主がおりまして、何回かお会いしまして、2人方は何らかの形で了解しましたが、1人の方はしばらく待ってくれということで、話し合いは平行線を辿っております。

その後、話によりますと、9月25日に儀間部落でまた部落常会をもう一度もちまして、いくらか条件を付して、賛成であると報告を受けております。ただ、口頭でありますので、まだその文書等はいただいておりませんが、建設事業はスムーズにいくものと思っております。

それから、事業の限度額でありますが、この事業は14年、15年度にまたがりまして事業

を実施しますので、その予算の限度であります。

国の補助金については、2分の1です。県の補助率を確認するのを忘れまして、後で主 幹の方から聞いて報告したいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

〇 教育総務課長 太田喜功さん

臨時職員の件についてお答えします。旧村のときには臨時職員を任用で採用して、このようにお仕事をさせた事例はあるんですが、新しく合併しましてからは賃金職員雇用法の規定に基づきまして全部同じような制度に基づいて、今、採用をしている状態であります。

〇 9番 上江洲盛元さん

車の必要性について、これは教育委員会も十分ご承知のことと思います。新しい国の指導要領が変わりまして、今までの法律と全く違う部分が出てきまして、しょっちゅう外に出て学習する、これは非常に大変結構な制度だと思いますが、それに応じた、やっぱり学校の対応できる車が必要だと思います。たまたま周年行事で、これまで入れたことが悪かったのか、それとも必要だけども黙っていたのか、そういう問題もありますが、そこいらについては学校の校長、教頭、関係者と十分話し合って、できるだけ皆さんのご協力を得たいと。この周年事業のものについては、その他もあるんです。車だけではないんです。だからこのへんは必要欠くべからざる車でございますので、十分ご検討なさって、12月議会でまたどうするか、話し合いの余地を残していただきたいと思います。

それから任用の問題、雇用の任用の問題について。実は非常にこの問題も大変重要な問題で、しかも専門職なんです。専門職の人が急にこれだけ賃金を下げられて、生活できないよと。ここいらについては、いいですよ、行政が必要ありませんといったらそのままでいいです。ただの事務屋でもいい。ところが、どうしても事務屋ではないんです。この人たちを使わなければできないという仕事もあるかもしれません。あるいはこの人たちを辞めさせて、1カ年なり2カ年契約があるはずですから、新たに低賃金で連れてきて、継続の仕事をさせるという方法もそれはありましょう。だけども、あくまでそうはいかないだろうと私自身は見ております。これは訴えもあるんだが、個人的な問題とかけ離れて私はものを申し上げておりますが、個人的な問題をするとまたいろいろ問題がありますから、そこいらは十部踏まえて、その人が生活を十分にして、家庭のことも生活をしながら安心して仕事に就く、それが非常に大事だと思いますので、そこいらをひとつ町議でもって話し合いをしていただきたいと思います。この人はいりませんよというならいりませんでいいですよ。しかし、私が見た範囲ではそうはいかないだろうと思います。

あと、いつか最終処分場について私は意見を述べていますが、質問していますが、私も 選定員の一人で、今のところ大賛成をして選定したことを誤解のないようにひとつお願い したい。そこを早く事業を進めていただきたいということであります。まずは3点ほど申 し上げておきたいと思います。皆さん、たくさん意見があるはずですから、以上で終わり たいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ありませんか。

〇 21番 上里総功さん

住基ネットシステム委託ということで30万円、これは今、あっちこっちで委託、もし委託した場合に、委託先から情報が漏れた場合にはどのような対応をするのか、そこのところは町としてどのように考えているのか。

それともう一つ、現在、町内で、この住基ネットの拒否をしている方がいるのかどうか。 19節の負担金補助金ということで1億円余りの経営構造対策事業負担金となっているんですが、先ほどの話では、ハーベスター、トラクターということでありますが、新しくまたさとうきび法人を作るのか、そこのところを含めて説明をお願いしたいと思います。

〇 住民課長 大城行男さん

住民基本台帳ネットワークの国民番号について、拒否している方がおられるかという質問に対してお答えしたいと思います。現在、各町内に国民番号を通知してございますが、 拒否している方は現在のところお一人もおりません。

〇 総務課長 大田治雄さん

住基ネットシステムを委託している会社等から情報が漏れたときの扱いをどうするかという質問でありますが、まず、この予算に関しては、補修・点検の委託料であります。そして、今ご質問のありますとおり、情報については、これは漏れのないように十分にその機関とも協議をされております。今後、もし万一それの発生の恐れがある場合には、個人保護条例とか、これからいろいろと取り組みされるわけなんですが、その条例の中で処分等については対処していきたいと思います。

〇 農林水産課長 平良進さん

26ページの負担金補助金、経営構造対策事業の件につきましてでありますが、ご質問の中で、新たに法人を設立するかどうかという点につきましては、新たに法人の設立はございません。この事業は、従来、皆さんご存じのように、農業構造改善事業で、今現在の農業開発組合のほうにこのハーベスターを導入いたしまして、そこで、今現在ある法人、3法人にハーベスターを委託の形で取ってきます。逆に言えば、今現在の法人の皆さんが2台目のハーベスター導入の形になります。

〇 21番 上里総功さん

住基ネットの件なんですが、先ほど当局から回答したように、そこのところが一番今問題で、非常に新聞なんかでも問題になっているのはそこだと思うんです。国は絶対に漏れないという、そういうことを言っているんですが、中には漏れるなということで、そこのところの問題がまだ、法律的な罰則とかなんやかんや述べられているんですが、もっと私たちにも住民にも説明する使命があるのではないかなと。ほとんどの住民の皆さん方はそういうところの認識のない方も多いですので、そういうところをもっと住民の方に伝えて

もらうということを述べまして、質問を終わります。

〇 30番 喜久里猛さん

25ページで先ほどの家畜セリ市場の取得費がありましたが、坪当たり5千円ですということなんですが、実際にはこれは土地改良負担金が絡みますので、坪約5千200円ぐらいになりますね。この5千200円という単価なんですが、現在の農地価格の取引価格を皆さんは把握しているのかどうか。大体、農地というものにつきましては、あるいは土地につきまして売買されたその事例、前例が参考になっていますので、農地対農地、いわゆる農業をするために用地を確保する、必要とした場合に、山城当たりの家畜競り市場以外の近くの方々に迷惑を被るでのはないかと。いわゆる5千円以下になると取り引きができなくなるという形になってこないかどうか。そのへんがちょっと疑問なのでお聞きします。仮に宅地見込み地とした場合の設定であれば、また5千円という値段はあまりにも半端だという気がするんですよ。そのへんを検討してこの設定をしたかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、29ページから30ページ、37、38ページにかけて、公共施設の下水道接続費があります。これは下は128万円から上は230万円まであります。下水道の接続につきましては、当然、下水道課のほうで道路まで枝線を引きまして、それから浄化槽の元から引くということになっておりますので、この単価のばらつきがちょっと理解できないんですが。仮に個人の家に引く場合にはだいたい20万円から25万円設定されていますが、予想として。あまりにも大きすぎる。その枝線の接続管を見ても、べらぼうに高いという大きな管でもない。個人の宅地に引いている管と学校も一緒なんですよ。そのへんが、ちょっと今、疑問だなということなんですが、そのへんの説明をいただければ。どうして、例えば久間地団地であれば、あれは5世帯ですか、6世帯ですか、230万円付きます。しかしながら教員住宅についてはむしろ世帯数が多いんですよ。多いんですが、これは150万円ですか、教員住宅につきましては要するに150万円ほどの単価設定されているわけです。数が多ければ金額は多くなりますというのであればわかるんですが、数が大きいにもかかわらず少ないと。距離も、私の知っている範囲ではそんなに遠くない。浄化槽というのはだいたい道の側についているんですよ。このへんの説明を願いたいと思います。

〇 農林水産課長 平良進さん

競り市場の用地の単価の比較について、あるいは売買価格についてでございますけれども、本来は鑑定士にお願いして、この評価をしてもらおうという詰め議論までやりまして、今、畜産課とも福祉課とも相談しております。その鑑定士を入れる前に、今の旧具志川村、旧仲里村の公有地の潰れる土地の補償関係について調べましたところ、農道、町道関係、あるいはこれは農振、あるいは農業用地、土地改良当たりもほとんど含めてでありますけれども、だいたい農地関係については2万円前後の坪当たり補償しているわけです。農道とか土地改良とかに入っている農道、道路を作った場合に、町道、農道を造った場合に。

今までの形態はだいたい坪当たり2万円の平均価格が設定されております。これを聞きましたら、これは全部鑑定士の評価でその金額補償をやっていると。地区によってはいくらかある程度価格は違います。そういった今までの経過を踏まえて考えましたら、これは鑑定士を入れないで、あまり値段を上げたら農地の価格の問題が出てくるということで、とりあえず価格セッティングは4千円から5千円という範囲で折衝しました結果、5千円という形で価格を決定した経過があります。

問題は、これはあくまでも農地に寄与するものではなくて、公共的施設に対応するという用地目的があります。そのために本来の農家同士の取引価格よりは少々高くなっている条件になっています。今、旧仲里の場合には、今までの土地改良地域の実際取引価格はだいたい3千円から4千500円で取引はされてる実績はございます。この相場、場所によっても違うし、また、川側、降り手側によっても単価の変更は出てきております。ただ鑑定士を通さないで諸々の条件で、あまり土地の、農地の値段は上げては困るということで現状の取引状況を見まして4千円から5千円という価格を設定して、契約を結ぶんでしたら5千円という価格におちついております。

それから、この地目の問題でございますけれども、今、この地目につきましては、宅地 というよりは、農業用地の形でやっております。

〇 教育総務課長 太田喜功さん

下水道の敷設工事について、小学校と中学校に分かれて数字の差があるんですが、これは学校の浄化槽から町がやっている下水道からそれまで接続の長さが違ったりしているかと思いますが、これは業者の方に現地を見てもらって、見積もりを取ってやっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

〇 建設課長 仲村昌保さん

30ページの住宅管理費の工事請負費について説明いたします。久間地団地の下水道接続についてでありますが、あの地域は安山岩の岩が多いということで、他地域よりは単価が高いような感じを受けますが、実際に現地に行って、設計士、基礎調査をして正式な請負金額は出したいと思いますが、これはあくまでも予想して概算で一応上げた金額でございまして、たぶん石が出る可能性で、見込みで一応計上してあります。

〇 30番 喜久里猛さん

字久間地につきましては予想価格だということですが、小学校につきましては、これは要するに見積もりだということですね。これはやはり建設課の方は、そのことを見てやっている。これは大岳ではないですか、150万円というのは、小学校ですから。小学校はどこの小学校ですか。

〇 教育総務課長 太田喜功さん

大岳小学校です。

〇 30番 喜久里猛さん

大岳は下水道つける状態にできているんですか。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。 (午前 10時53分 休憩)

再開します。 (午前 10時54分 再開)

〇 教育総務課長 太田喜功さん

小学校のほうの下水道接続は大岳小学校、中学校は具志川中学校となっております。

〇 30番 喜久里猛さん

大岳小学校と具志川中学校ということであれば、皆様のこの単価で大丈夫ですか。今、建設課が久間地の団地につきましては、距離は20mもないですよ、道路まで。おそらく10mそこらですよ。安山岩を含んでいるので230万円ですか、200万円超えていると。大岳なんていうのは、もっときつい現場です。業者は見積もりを取っていますが、補正しますか。いざ工事にかかって、岩が出ましたらできませんとなりますとどうなるんですか。本当にこの業者はこれで大丈夫ですか。そのへん確認します。この金額で請け負ったらこのとおりやってくれるんですか。回答願います。

〇 教育総務課長 太田喜功さん

これは業者には見積もりだけの資料提供ですので、工事をさせる、させないは、これは 議会で承認されてからどうするかということになると思いますので、そういった形で今進 めています。見積もりを取ったからそこの業者にさせるということは、一致するかもしれ ませんが、これからこの業者については選定させていただきます。

〇 30番 喜久里猛さん

この金額でどうして議会承認なんですか。議会の承認はいりませんよ。この補正で今決まれば、いいんですよ。工事の接続費ですから、下水道の本管工事じゃないんですよ。

〇 町長 高里久三さん

業者の見積もりをもらってやってありますから、万一この見積もりでできないという場合には業者も責任がありますから、今後この業者に対しては入札をしないとか、そういう処置をとります。だからこの見積もりもでたらめなものはやらないと思うんです。見積もりも業者の見積もりはでたらめにはやってないです。確固たる実績でもってやったはずですから、もしこれでできない場合はそれなりの処置をとる。または人間的に不可抗力なのか、そういう検討をして、さらに補正する必要があれば補正して工事はすると。あくまでもこの見積もりをもらったんだから、これを信用してやらないといけないわけですから、これを今云々、あっちがこれだけだから高く、向こうが短いからこれよりは高くつくだろう、それはそのまま現場、現場によって条件が違いますから、少なくとも専門である皆さんは自分のこれまでの実績に基づいて設計をしておりますから、万一これで入札して施工してみて、これで足りなければ今度はこの人は責任をとらなくてはいけなくなるわけですから、今度はこの責任をとってやりますので、これで町はやるつもりであります。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

〇 4番 島袋完英さん

16ページの町づくり推進課の方で調査設計委託料事業化基本調査、これが減額されていますね。その理由と、それから、この下の方に中央新興通りの駐車場整備とありますが、これは皆さんおわかりのとおり、旧具志川村の場合でも公園の側に違法駐車をなくするためにあの駐車場を作ったわけです。ところが現実的には、その近くのアパートの、または持ち家の人たちの駐車場になっているわけです。この駐車場、ただ広場を作ってそのままなのか、管理体制は何か考えているのか。

それから、455万円というんですけれども、そんなに金を掛けてやるような駐車場なのか。私が見た範囲、向こうは平坦ですから、あの上にすぐアスファルトか何かをやれば、あとはラインを引くくらいのものだと思うんですけど、これが450万円余りも掛けてやるようなものがあるのか、この2点をお願いします。

〇 町づくり推進課長 平田光一さん

町づくり推進の中の委託料は、当初合併してそして町づくり関係の事業で、それは十分 いろいろな調整がなされてないものもあるのではないかと。年度途中において、すぐにで も準備をしなければ、次の事業に沿って準備をしなければいけないものが出てくるのでは ないかという想定のもとに、当初、1千万円ほどその事業化基本調査設計委託料を含んで おります。

そのほかに実際に計画されているものにつきましては、その事業名を入れて、委託料を 含んで、今、進めているところです。

今現在、新たに出てくるものは、今現在として上がってきてない状況です。今後については、上がるのかということもありますけれども、ある程度の予算は、今のところしてあります。そして、なぜそこから減額かということですが、町全体として、この補正においても、ぜひ詰めなければいけないものが、いろいろな事業化、予算関係で出てきております。しかし、財源が交付税とかの減とかもありまして、そういうものもありまして、町全体の予算として調整をしていこうということでのそこからの減ということになっております。

そして、工事請負費の駐車場の件ですが、管理につきましては、21世紀町づくり推進協議会と十分対策をとって、そこに委託管理を予定しておりますが、そこが責任をもつので、町づくりのためにそこの駐車場を整備していただきたいということで申し合わせをしております。

駐車場に投入する経費見積もりの結果であります。面積として813㎡ほどあります。い ろいろな工事負担額、そういうものを計算して455万円の数字を上げてあります。

〇 5番 仲村昌慧さん

22ページの19節の負担金補助金及び交付金について、保育所用地の土地改良負担金についてお伺いします。土地改良区が財産購入費として町が購入するわけですから、当然土地改良の負担金は町が負担しなければいけないと思いますが、その地目の変更によってその負担金が一括で負担されるのかどうかお伺いします。

それと、同じような質問で、25ページの競り市場の移転用地についても同じような質問をいたします。一括で負担するのかどうか。

それから32ページの小学校費の11節の需用費、修繕費の150万円が計上されておりますが、その修繕費の内訳、その内訳の内容についてお伺いします。

〇 福祉課長 山里昌輝さん

保育所用地の負担金のことについてお答えをいたします。これにつきましては、平成23年までの分を一括支払いするということになっております。面積にしまして1,281坪となっております。3筆でございます。

〇 農林水産課長 平良進さん

家畜競り市場一般用地土地改良負担金、この負担金につきましては、先ほどご説明した とおり、家畜競り市場の移転に伴う土地改良に掛かった負担金になっています。

中身につきましては、面積で12,360㎡が負担されていまして、その中で計上賦課金が2.6円の12カ年分、これは償還期限は12年残っております。また、特別賦課金が9.7円の12カ年分、それは土地改良事業で、この試算賦課をトータルしますと222万5千円の一括計上になっています。

〇 教育総務課長 太田喜功さん

32ページの需用費の件ですが、修繕費等の細かい資料を持っておりませんので、後日また説明させていただきたいと思っております。

〇 5番 仲村昌慧さん

負担金につきましては理解できましたが、修繕費につきまして、大岳小学校の校長先生の方から要請があったかと思いますが、家庭科室と体育館との間に約3mの高低差ができまして、それで非常に危険場所となっておりますので、それを早めに対応してほしいという要請があったかと思いますが、その件についての補正等は今回の補正で考えているのかどうか、お伺いします。

〇 教育総務課長 太田喜功さん

先ほども説明したように、細かい資料は持っておりませんが、そのようなことも事前に 係長の方には、学校長が行って、そういうのを包含してのこの補正組み替えだと思います ので、そのへんを再度また資料等も分析させながら対応させていきたいと思っております。

〇 5番 仲村昌慧さん

昨日も現場に行ってみましたが、約3mの高低差、そして14、15m余の長さがありまして、非常に死角になって、子供たちが見えない所がありまして、そこが非常に危険箇所で、

早めに対応してほしいということでありますので、早急にそこを改善していただきたいと 思います。

〇 16番 平田勉さん

16ページ2款1項総務管理費の9目13節委託料で、先ほども出ていましたけれども、住基ネット関連、これの個人情報の保護の関連が先ほども出ていました。条例に基づいて、漏れたときの処分等を検討するという話だったんですけれども、町の条例第8号、久米島町電子組織の運営に関わる個人情報の保護に関する条例。これの第6条、個人情報の提供の制限というのがあります。同じく8号の第7条、直結の形式というのがあります。ここで個人情報の提供の制限の中では、本町の執行機関以外は全て外部という位置付けをしています。ですから、国、県であれ、外部という扱いになるのではないかという気がしますけれども、この条例での住基ネットの、関連して、直結の形式というのは国または地方公共団体と通信回線により電子計算組織を直結してはならないという条例になっています。今回の8月から運用している住基ネットの個人情報の保護に対しては、この条例との関連では何ら支障がないのかどうか。どういう判断でこの住基ネットの6条、7条をクリアしているのか。これの説明をお願いします。

関連して、この条例 8 号の条例施行に関する規則というのもいろいろあります。先ほど 委託先の委託の改定の部分でもいろいろ条件を付すような規則等がございます。このへん の扱いがどうなっているのか、それも含めてお願いしたいと思います。

次に、19ページ1款社会福祉費、3項23節で補助金の返還というのがあるんですけれど も、なぜ返還が生じたのか、そのへん、若干説明をしていただきたいと思います。

次に、20ページ、同じく3款1項社会福祉費の4目13節の高齢者食生活改善事業と高齢者生活実態調査というのが計上されています。この予算書を見た範囲で、通常、われわれが見ますと、高齢者の生活の実態調査を踏まえて改善事業というものがスタートしていくのかなという気もするんですけれども、併行して事業とその調査が行われるのかなという意味で、通常ならタイムラグがそこで生じてもおかしくないのではないかなという気もするんですけれども、この事業2つについて説明をお願いしたいと思います。

同じく、生きがい活動支援通所事業の地域型というのがございます。これは、当初予算674万2千円の計上ですけれども、今回の補正は345万8千円ということで、当初予算の約半額の補正で計上をしております。かなりの増額なんですけれども、その理由を説明をしていただきたいなというふうに思います。

同じく20ページで、平成10年度沖縄県介護保険広域連合負担金というのが19節にあります。7月に広域連合の規約を議決しましたけれども、その後の今日までの経過、広域連合の認可がいつ頃だったのか含めて、若干説明をしてほしいなと思います。

最後に、38ページの第10款 6 項保健体育費 3 目11節の修繕費がございます。保健体育費 での修繕費ですから、前に教育委員会の方に仲里球場のバックネットが大変危険な状態だ ということで現場まで行ったこともありますけれども、これからするとこの修繕費というのはこの球場のバックネット修繕費が計上されているのかなということで大変期待をしていますけれども、この修繕費の説明をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと最初に戻りますけれども、これはちょっと教えてほしいんですけれども、7ページの債務負担行為、本来、町でこの事業をするときに、例えば、地方債か町債か何かで事業をしていくと思うんですけれども、なぜこれが債務負担行為なのかなというのが、これもちょっとはっきりわからないものですから、ここはひとつ教えてください。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午前 11時14分 休憩)

再開します。

(午前 11時22分 再開)

〇 総務課長 大田治雄さん

個人保護条例との関わりについて、本町の電子計算組織の運営にかかる個人情報の保護に関する条例とありますが、これに関しては、旧具志川村で電算導入する段階で可決された条例でありまして、新町になって新たに個人保護条例、これから整備されるわけなんですが、これまでのこの住基ネット登録を想定しての条例ではなかったものですから、そのへんがご指摘されたようなことも出ております。これに関しては、国、県、また他市町村の条例等の中身も検討しながら、早い時期に是正すべきものとして、取り組みをやっていきたいと考えております。

〇 福祉課長 山里昌輝さん

福祉課関係、まず1点目から申し上げますと、償還金関係ですが、身体障害者で、これは今うちの町で施設、重度身障者に限定されてくるわけですが、入所している方々が概ね7名くらい従来おりました。そういうことで、この施設は授産施設に移動したり、または授産施設からそこに重度身障施設に移動したりと、そういうことでこの負担金については年度当初でこうであろうと、前年度の見込みに基づいて算出していきます。しかし、一人の方がこの施設から、いわゆる退所という形をとったためにここに当初申請はした。しかし結果として一人の方が移動したということで、それで補助金の返還金が、申請の時点でそれに基づいて補助金は交付されてきます。実績でこれだけの償還が生じてくるというふうに見込まれておりまして、今回の予算計上に至っております。

これが次のページ、20ページにいきまして、いわゆる文言が、平成13年度身体障害者福祉補助金。それから下の欄の一番上、同じく13年度身体障害者保護費補助金というふうになっております。上の方が国庫、下が県ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。

続きまして、13節の委託料、生きがい活動支援通所事業が急激に増えてきたということ でご質問ございましたが、これにつきましては、従来、合併直前から旧仲里村地域でミニ デイサービスを実施してきておりました。これは1組2名でペアを組んで、公民館を巡回 してやっていたわけなんですが、それが合併に伴って2組のグループで、両方から巡回していると。この中には公民館、旧具志川村でやっておりましたのが今回3年目に入るわけですが、公民館活動、それとバッティングしないようにグループを2組編成してやっておりまして、大変好評を得ているわけですが、そういったことで年度中途の補正ということで、今回上げてきております。

それから、高齢者の食生活改善事業、高齢者の生活実態調査を踏まえて、その結果を踏まえて、本来であればいろいろな事業を施していくのが通常の在り方ではないかというご指摘がございました。もっともなことでございますけれども、しかし、ご承知のとおり、介護保険の介護予防事業等も含めて、何らかの事業を展開していく中で組み立てし直さなければいけないということになりまして、実はこの生活実態調査につきましては、町の単独事業として実施して、その実態を把握しよう、ニーズを把握しようということで進めたわけです。進めている中で県の方から、これもいわゆるひとつの制度活用できるので、補助金をいただいてできるので事業として載せたらどうかということになりまして、今回、これも制度活用するために予算書の方に上げてございます。そういうことで、今月一杯で集計分析まで終える予定をしております。8月時点でですね。その結果を踏まえて、今後はそれに基づいた介護サービスの事業の展開ということを念頭に置いて、今、検討しているところでございます。

介護保険の広域連合につきましては、9月から職員を派遣して、この準備に取り組んでおります。10月中に認可を取り付けて、実質、事務はスタートはしているわけですが、認可作業につきましては10月だというふうに先だっての研究会で聞いております。

〇 生涯学習課長 山城英明さん

38ページ、保健体育施設費の方で520万円余計上してありますが、これは野球場バックネットの網が錆び付いて、穴が空いている状態でありまして、そのバックネットのほうと、BGのフェンスが倒れておりまして、子供たちも自由に出入りするということで、安全面の方から二つの施設の修繕費ということで計上してあります。

〇 16番 平田勉さん

野球場、BG、たいへんヤキモキしていましたので、ぜひ安全は施設に衣替えをしてほ しいなと思います。よろしくお願いします。

まず、福祉課関係で、今、広域連合の関連とあったんですけれども、この規約の施行というのは、たしか議決をした規約では、県知事の許可のあった日から規約は施行するという附則があったと思うんですけれども、今の認可と許可の違いがどうなのかなということで、10月からの認可という答弁だったんですけれども、職員の派遣、あるいは負担金の計上というのは、逆に言えば県知事の許可があって、その許可の日から施行する規約に基づいて負担金の計上という手順になると思うんですけれども、このへん、許可と認可、そこがちょっとはっきりしませんので、そこも詳しく説明お願いします。

あと、他はいろいろ今の答弁でだいたい理解できましたので、ただ、条例8号の関係ですね、確か、この条例を見ると、この電算事務を進めるときのいろいろな個人情報を保護するためにこの条例を制定したと思うんですけれども、8月からスタートした住基ネットと関連させてみますと、このへんの部分がどうも条件をクリアしているのかなとか、いろいろ気になる部分があるわけです。しかもこれは4月1日に専決処分でこの条例、それを持ち込んでいますので、もし住基ネットの部分があれば、この時点で例えば改定等もできたはずなんです。このへんの部分は先ほどの答弁でいろいろ出ていましたので、あとは次の議会等、一般質問なり、いろいろな部分で皆さんとまたそれは議論していきたいなと思うんですけれども、どうもそぐわないような気がして、あっちこっちでもいろいろな状況が出ているようですから、ここはもうちょっと皆さんと次の議会で議論したいなと思っています。

これはできたら三役の方に、今後その住基ネットの関連で、先ほど説明責任の話も出ていましたけれども、そのへんを含めて、いろいろなマスコミの部分が先行して、いろいろなかたちがマスコミから情報を仕入れていますので、このへんもうちょっと、今後、この条例との関連、条例改正するのかどうするのか、そのへんを含めた、もうちょっと突っ込んだ答弁があればいいかなという気がしているんですが、そのへんいかがですか。

〇 総務課長 大田治雄さん

先ほども回答しましたが、この件に関しましては、ご指摘のとおり、そぐわない面もいくつかあります。それを今後、個人情報保護条例の整備も含めながら、内容については是正していきたいと思います。

〇 企画財政課長 山城保雄さん

債務負担行為についてお答えします。14年、15年ということで複数年度にまたがっている事業、契約に係わるもので予算の担保を取るということで債務負担行為になりますのでご理解をお願いしたいと思います。

〇 福祉課長 山里昌輝さん

広域連合の件に関しまして、実はこのことは南部広域の設立の時点でもいろいろ疑問はかもし出していたわけですが、根拠たるものがなくて、どうしてと、何が先だということでずいぶん議論されてきたわけですが、このことに関しましては、実は今、手元に具体的な資料がない関係で十分なお答えはできません。後ほど調査してお答えさせていただきたいと思っております。

〇 16番 平田勉さん

今、広域連合の件で、確かにこれは附則の中で、この規約が施行されるのは県知事が許可をした日から施行すると最初に書いてあるんですよ。この間議決をしたこの規約が、この広域連合そのものが県知事の許可を得ないとこの規約はまだ生きていないわけです。生まれてないはずなんです。ですから、この規約に基づいた、この規約の17条の別表か何か

があったと思うんですけれども、その中で高齢者人口比が何パーセントというやつが負担金の算出基準も全部表になってあったと思うんですけれども、そこらへんの部分を含めたら、鶏が先か卵が先かという議論はあまりしたくないんですけれども、知事の許可がいつ頃あったのかなという部分で、先ほど、認可が10月という話をしていたものですから、実際に許可があって、事業がスタートして、事業認可が10月ですよという意味なのか、このへんの許可と認可がちょっとわからなかったものですから、このへんもちょっと噛み砕いて説明してほしいなというのが私の質問ですから、よろしくお願いします。

〇 議長 髙良ノブ

再開します。

休憩します。 (午前 11時40分 休憩)

(午前 11時41分 再開)

〇 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまのご質問につきまして、後ほどまた確認のうえ答弁させていただきます。

〇 27番 平田清勇さん

14ページの議会費の中で19節防衛庁全国情報施設協議会負担金というのは、実際にこれは入るべきか、別の課に入れるべきではなかったかどうかお伺いします。

〇 事務局長 内間久栄さん

負担金補助金について、沖縄県町村議会議長会負担金、この件については、当初、県の 負担金については全額計上してございました。しかし、南部地区の負担金が当初計上して なくて、その分、南部地区にちょっと支払わなければいけないということで負担しました ので、その南部地区に負担した分が足りなくて、今回、県の負担金という形で負担という 形で計上してありますのでご理解お願いしたいと思います。

防衛庁全国情報施設協議会負担金について、久米島町に施設がありますので、この負担金を計上することでいろいろ基地周辺整備事業等とか、そのへんを要請する場合にこの協議会に加入しておけば非常に情報がいただけるということで、施設協議会への負担を計上していまのです。そういうことでご理解お願いします。

〇 27番 平田清勇さん

これは必要か必要ではないかという問題ではなくて、入るべき課が議会の1款に妥当な項目ではないと思うんだが、それを聞いているんですが。総務課あたりに行くべきではないか。

〇 事務局長 内間久栄さん

ご理解していただきたいと思うんですが、本件については、施設のある議長会の協議会 ということでございますので、議会の方で計上してございます。

〇 3番 田里市郎さん

11款の農林水産施設災害復旧費とありますが、節の13節に委託料、金額が525万5千円上がっておりますが、どういった内容の委託料かお伺いします。

〇 建設課長 仲村昌保さん

災害復旧費について説明いたします。その委託料は農地災害とか農道関係、そういった 農業基盤整備の設計委託でございます。去った台風の災害の復旧事業として計上してあり ます。

〇 3番 田里市郎さん

はい、わかりました。

〇 議長 髙良ノブ

23番山城篤三さん、あと2人で質疑をうち切りたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇 23番 山城篤三さん

16ページ、節の区分9番と11番、日露コンサートの旅費需用費とあります。これは南部市町村圏事業組合の事業だと思うんですが、1回だけ何年か前に具志川の方でやったと思います。これは那覇マラソンとかそういった南部のほうは大体この組合事業はこの事業の中に入っていると思いますが、この予算について、接客に受け入れ側があれだけ旅費とか需用費など持つべきかどうかお聞きします。

〇 企画財政課長 山城保雄さん

日露コンサートの旅費について、今回、合併記念ということでこの講演の入場料等については無料で、受入側で旅費、それから滞在費、それから食料関係を見ることで向こうを招聘しております。

〇 23番 山城篤三さん

何年か前にこの久米島でやった日露、あれとは違うんですか。

〇 企画財政課長 山城保雄さん

違います。

〇 23番 山城篤三さん

違うなら話はちょっと違ってきます。それで、これは無償で、これは南部広域からじゃないかなと思うんですが、無償で演奏するんですよね。素晴らしい団体で、世界的に有名な演奏者たちがいらっしゃるわけでございます。前に久米島に来られたときに少し寂しいような、お客さんの入りが寂しいような感じがしたんです。それで、どうせ記念事業として、この合併記念事業としてやるなら、町のほうでもどういうふうな取り組みでするのか、これは無償だと思うんです。中身はわからないので、質問の中で答えてください。それで、宣伝して、素晴らしい演奏会にしていただきたいなと思いますが、いかがですか。

〇 企画財政課長 山城保雄さん

企画財政課と教育委員会で協力しまして、学校の子供たち、それから地域の皆さんにも 大いに参加していただくように、広報とチラシ等で呼びかけして、多くの方がこの機会に 素晴らしい演奏会を聞いていただくように、今、取り組んでいるところです。

〇 22番 仲原健さん

公有財産の売買につていろいろ出ているんですが、2点お伺いします。

12ページ最後ですが、財産売払収入、町有地払い下げなんですが、2千800万円くらいの売り渡しがありますが、どこの町有財産をどこに売って、いくらなのか。面積と単価をお聞きします。

あと1点、15ページ、今度は買っている方なんですが、財産管理費の2款の総務費の中なんですが、12節公有財産購入費、説明のところで真謝土地改良区とあるんですよ。久米島に今、真謝土地改良区という名前はないと思うんですが、美崎土地改良区との関係で、真謝地域では美崎と東部があるんですが、この二つだと思うんですが、何のために購入して、いくら買って、先ほどからいろいろ出ていますが、目的な何なのか。それと単価はいくらで、何平米なのか。この売り買いの2点についてそれぞれお答え願いたいと思います。

〇 総務課長 大田治雄さん

この2点については、以前に議会の皆さんに、前回の予算審議の時点で科目の訂正が、修正が必要ということで、入力の手違い等があって、次の議会で補正しますということで説明したかと思います。旧具志川のときに、当時、審議委員会の中で既に単価等は決定されて、契約した分、これが歳入として、合併して、この新町の中で歳入を受けるものですから、その分を今回補正に計上しております。実質的には、面積、単価等については、現在、その資料は準備しておりませんが、既に、今申し上げましたとおり旧具志川の審議会の中で審議されて契約したものについてを今計上しております。必要でしたら、追ってまた旧仲里の議員の皆さんにもこの分については公表する必要がありましたら公表したいと思います。

そしてもう1点、これも、この前の議会で説明しましたが、旧仲里村で行いました農業 土地開発公社が関わっておりました、事業名が農地保有合理化促進特別事業、これのもの について買い手がいないということで、これも予算計上したいがということで皆さんと勉 強会をしました。これについても詳細がもし必要でしたら再度提供したいと思います。こ れは旧仲里で土地改良区が整備しましたこのほ場整備地内の買い手がいないということで ありますので、当分の間、買い手が出るまでは町が引き取って購入するということで皆さ んへの予算の提案となっております。

〇 22番 仲原健さん

今の説明のところの真謝土地改良区というのは直したほうがいいのではないですか。これは東部土地改良区じゃないですか。そこを聞いて終わります。

〇 総務課長 大田治雄さん

ご指摘のあります名称については、今後、正式な名称でやりたいと思います。

〇 25番 山里昌伸さん

25ページの用地費、これは26ページにまたがっていますけれども、13節の委託料、団体

営溜め池等整備事業概算測量設計委託となっていますが、これはどこの場所といいますか、 どこの溜池であるか。また、整備した後は何の目的で使うのかお伺いします。

〇 建設課長 仲村昌保さん

26ページの13節委託料について説明いたします。説明のほうで、団体営溜め池等整備事業概算測量設計委託とありますが、これは上溝池の下流の方です。去年、一昨年に災害がおきまして、その農地部分の災害は査定を受けて完了していますが、その排水路につきましては、溜池整備事業の方で予算的に該当する事業であるということで、そのときの査定から外れまして、今回、その事業採択に向けての基礎調査、その測量設計のために、今計上してありますが、この箇所につきましては、専門的な測量設計、専門的な調整が必要でありますので、一応概算調査ということで計上してあります。

〇 25番 山里昌伸さん

上溝池の下流といいますと、はっきりした場所がわかれば、専門的にいうと、溜池を造るのか、その災害を受けないような対策を講ずる池であるのかお聞かせできればと思います。

〇 建設課長 仲村昌保さん

溜池ではなくて河川、排水路。上地さんの畑の災害を受けたその川側の方です。畑側は一応整備されていますが、事業の予算項目上、溜池整備事業という予算でしか県の方で採択してもらえないものですから、溜池の名称が入っているようですが、排水路ですね、上溝の下流の排水路、そういったことで理解してもらいたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成14年度久米島町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第36号、平成14年度久米島町一般会計補正予算(第1号)については、可決されました。

休憩します。 (午後 12時12分 休憩)

再開します。 (午後 2時1分 再開)

糸数誠三議員が午前中欠席しておりましたが、元気で出席しております。

それから、午前の部、平田勉議員から質疑のありました件につきまして、福祉課長から 答弁があるようですので。

〇 福祉課長 山里昌輝さん

午前中の部で残されていた福祉課関係の答弁を再度させていただきます。

広域連合の設置について、県知事許可はどうなっているかということでございましたが、許可については、私の確認不足でございまして、平成14年7月30日既に許可は下りております。それに基づいて今現在準備作業を進めているわけですが、先ほど申し上げました10月と申し上げましたのは、広域連合で離島も含むサービスメニューにはどういったものがあるか、どういったものが可能なのか、そういった諸々の問題を最終的に取りまとめて、県の担当窓口と調整していくのが10月末であるということでございます。

<日程第5>

〇 議長 髙良ノブ

日程第5、議案第37号、平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

〇 助役 長井聰さん

議案第37号

平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ653万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7千519万5千円と定める。
 - 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の 金額を「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成14年9月30日 久米島町長 高里久三

介護保険の補正予算の概要を申し上げます。当初予算に歳入歳出それぞれ653万9千円を 追加し、歳入歳出それぞれ6億7千519万5千円を定めてございます。

歳入についてでございますが、介護給付費交付金で154万1千円、職員給与の繰り入れが 499万8千円を補正してございます。

歳出についてでございますが、一般管理費で給与経費227万9千円、介護保険システム補修手数料に11万8千円、介護給付費にかかる前年度の県への負担金の309万2千円計上してございます。

また、認定調査費においては、調査費賃金105万円を計上してございます。

以上が平成14年度介護保険特別会計補正予算の概要となっております。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第37号、平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予 算(第1号)については、可決されました。

<日程第6>

〇 議長 髙良ノブ

日程第6、議案第38号、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

〇 助役 長井聰さん

議案第38号

久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

久米島町国民健康保険条例(平成14年条例第81号の1)を改正する条例について、別案のとおり議会の議決を求めます。

平成14年9月30日提出 久米島町長 高里久三

提案理由でございますが、国民健康保険法の一部を改正する法律、これは平成14年法律 第102号ですが、平成14年8月2日に交付され、同年1月1日から施行されることに伴い 一部負担金について国民健康保険法に定めた割合を適用したいので、久米島町国民健康保 険条例の一部を改正する必要があるためでございます。

条例でございますが、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例。久米島町国民 健康保険条例(平成14年条例第81号)の一部を次のように改正する。

「第4条(見出しを含む)」を次のように改める。「第4条削除」。

附則

施行期日 1、この条例は平成14年10月1日から施行する。

〇 議長 髙良ノブ

住民課長大城行男さんから説明があります。

〇 住民課長 大城行男さん

久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての主な概要を説明したいと思います。

第4条関係、一部負担金の削除についてでございますが、一部負担金につきましては、 提案理由にもございますが、国民健康保険法に定めた割合を適用したいので、議員の皆様 へ配布してございますが、参考資料のとおり国民健康保険法第42条関係に規定されていま す。法定の負担金でありますので、必ずしも条例に規定する必要はないものと考えられま す。法定負担率よりも減ずる場合におきましては、条例の特別な定めが必要であるという ことでございます。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。 (午後 2時13分 休憩)

再開します。 (午後 2 時20分 再開)

質疑ございませんか。

〇 22番 仲原健さん

4条は全て削除ですが、そうしたら4条、5条、6条というのは、それは繰り上げるというような条例の言葉はないですか。4条は全てなくす、3条からすぐ5条になるんですか。

それと、あと1点、条例とか規約とかを改正されるとだいたいこれは施行という附則がありますけれども、この条例を議決された場合に、条例の施行日が、だいたい附則に入れてありますが、それは入っていますか。さっきから探しているけれども、探せない。「交付、平成14年8月2日」とあるんだけど、今日は14年10月1日で、附則はありますか。あったらどこか探してから。

〇 住民課長 大城行男さん

条例第4条の削除なんですけれども、この条例は削除はしますけど、その4条の内容を 削除しまして、条は残す形となります。

〇 助役 長井聰さん

補足します。条例の改正の場合、削除という表現が出てきた場合、そのまま4条削除という形で条例はそのまま残ってきます。それを削るということになりますと、全部無くなりますが、この場合、現在の場合は削除という表現で、4条がそのまま削除という形で条

例されてきます。新しい条例が。ですから4条はそのままです。3、4、5で順序よく。 削除という文字が出てきます。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

〇 9番 上江洲盛元さん

提案理由ですが、国民健康保険改正の一部を改定する法律が平成14年云々があって、先ほど提案されました。国でもこれは非常に大きい論議になりました。これはそうした声があるということも大きな理由だと思いますが、この国での予算の配分によってこういうのが出てきているわけですけれども、全国地方自治体において、だいたい国が決めたから地方自治体はそのとおり条文を直してくれというのが普通していると思うんです。ところが地方自治体においては、別の観点からそこの自治体において変更される部分も出てくるやにいろいろよんでいます。そこいら、必ずしもこのまま行かなくてもいいのかどうなのか。これを通さないといけないのかどうなのか。そこいらをちょっとお聞きしたいと思います。

〇 住民課長 大城行男さん

市町村、国民健康保険条例の国保条例の考え方について、国、県から参考資料としてございますが、その中で、国保条例の一部負担金はご説明したとおり、割合を条例に規定する意味ということで、一応、国民健康保険法に規定されている場合については、その法例のとおり、その法例に定められている場合は、法定の負担金と同じ率であるということで、条例に規定する必要はないというふうにその参考例にございます。繰り返し、先ほどの説明のとおり言いますけれども、その国民健康保険法に定められた法定の負担金以下で設ける場合については、条例で定めなさいということになっております。

〇 9番 上江洲盛元さん

わかりにくい質問をして、わかりにくい話を聞いたんですけれども、ひとつの条例として国から示されて、これはひとつ遵守すると。ところが地方自治体においては、地方自治体の首長の政策によっては、ある程度の弾力性を持たせてもいいのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。全国的にこういう例がいろいろあるんですよ。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午後 2時24分 休憩)

再開します。

(午後 2時30分 再開)

〇 助役 長井聰さん

議案第38号でございますが、これは国民健康保険法という条例の上位法律がございまして、久米島町としては当面、この国民健康保険法に基づく形で運営をしたいということでございます。

〇 議長 髙良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〇 9番 上江洲盛元さん

ここいらも僕は疑問ですが、国で決められたものを地方自治体に下ろしてきて、地方自 治体の議会でなお審議するわけです。これは年寄りいじめの法律なんです。今、病院に行 こうと思っても行けないような状態。薬も上がっている。こういう悪法を、僕は悪法と言 っています。国でやってきて、地方自治体に下ろしてきて、あんた方もそうしなさいとい うふうな意味からして、私の反対討論いたします。

〇 議長 髙良ノブ

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〇 14番 宮田勇さん

本案に賛成します。先ほどから提案理由の説明のあるとおり、国民健康保険法一部改正にともなって、もちろん、今言うように年寄りいじめと言うんですか、今、少子化高齢化によって国民健康保険財政というのが厳しいから、やっぱり等しく皆国民は同じように負担しようという国の定めに従って、本町も健康保険事業を運営すべきだと思って、本案に賛成します。

〇 議長 髙良ノブ

他に討論ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第38号、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって、議案第38号、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する 条例については、可決されました。

く日程第7>

〇 議長 髙良ノブ

日程第7、議案第39号、久米島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案の提案理由の説明を求めます。

〇 助役 長井聰さん

議案第39号

久米島町火災予防条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年9月30日提出 久米島町長 高里久三

提案の理由でございますが、消防法の一部の改正に伴いまして、規定の整備をする必要があるということで、この条例案を提出する理由でございます。

改正内容につきましては、消防長の方からご説明します。

〇 消防長 幸地猛さん

久米島町火災予防条例の一部を改正する条例を説明します。新旧対照表に基づきまして 簡単に説明を加えながら進めてまいりたいと思っております。

まず、今回の火災予防条例の改正につきましては、消防法の一部を改正する法律が平成 14年4月26日に、そして消防法の一部を改正する政令が平成14年8月2日にそれぞれ交付 され、いずれも平成14年10月25日から施行されることに伴い、町の火災予防条例の一部を 改正するものであります。これが基本的な消防法の改正に伴う本町の火災予防条例の一部 改正でございます。

まず、改正案、それから現行、備考欄となっています。現行の棒線部分、アンダーライン部分が新しく改正になります。現行の目次から中段の第2章2項まで、これは備考欄にありますとおり、現行の消防法第4条第2項が削除されたのに伴い、目次中第2章を削除ということで、そのアンダーラインにつきましては、消防法第4条第2項が削除されたことに伴いまして町の火災予防条例の中にありますこの文言につきましては削除するということであります。目的の中にも同じような形でこの条文が削除されます。

それから、2章につきましても、そういうことになります。

第2章の公衆の出入りする場所等の指定について、第2条がございますけれども、これも同じように消防法第4条2項が削除されていることに伴い、そして、その下にあります別表第1、それから第2項の別表第2というのがございますが、これも同じように消防法第4条に伴ってであります。そしてこの別表第1、第2につきましては、この対照表の11ページにあります。ちょうど中段が現行でありますので、左側改正案、この表も含めて削除ということになります。

消防法第4条2項は基本的にどういうことを申し上げているかといいますと、現行の消防法では、消防職員が公衆の出入りする場所で立ち入って消防対象物の検査をする場合に、これまでの法律では原則として公開時間内または日の出から日没までの時間内に行わなければなりませんでしたが、この法律によりまして時間内の撤廃と、それから事前通告をしなくてもできますよという形で、指定する場所も、それから時間内も新しい法律の中では撤廃されたということで、こっちの予防条例からは削除されております。そういうことで、立ち入り検査につきましては、基本的に事前通告なし、それから時間内も設定しないでということの法律の改正となりまして、うちの町条例でも改正になっています。

次、第3条につきましても現行法がございます。これにつきましては、まず、この条文 を説明する前に、これも一番後ろの方ですね、ページを開けますと、12ページを開けます と、左側に改正案別表第3がございます。現行、別表第3がございますね。この別表の第 3、それからずっと開けまして、17ページ、別表第4が載っていると思います。そしてもっと開けまして、21ページ、別表第5という表が現行にあります。それからもっと開けまして、23ページ、別表第6、という表が載っております。この別表第3から6までを全部まとめて改正案の別表第3に一つにしたということが第3条以下2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページの20条まで、その別表第2から別表第6を一つにまとめて別表第3としたということの改正案がこの第3条以下1ページの第3条から9ページの20条まで、このことをこの対照表を見ながら説明をしていきたいと思っております。

まずはじめに、1ページ、備考欄を読み上げて説明したいと思っています。消防法の改正に伴いまして火気設備、器具と建築物、その他の工作物及び可燃物との間に保つべき距離。これは火気設備ですね、それから可燃物、燃えるものとの距離のことをいっています。これを専門用語では離隔距離と言っていますが、これの距離ですね。それから別表に定める距離とすると。またはそれ以外のもの、いろいろ改定設備がたくさんございまして、この表にないものがたまたま新しい製品が出てきますので、それ以外につきましては《告示の》基準によってその距離を保ちなさいということの説明でございます。これがこの第3条でいっていることの説明になっています。

2ページを開けまして、現行法がございます。これの意味は、2から5までは略ですね。 6、5のアンダーライン部分、建築基準法以下3行目まで同じ、これは既に1ページの前 の第3条の中にありますので、これはいりませんよということです。それは既に条文であ りますので、この部分は削除と。

下の第3条の2、これにつきましても、先ほどおっしゃいましたように、3から6まで表が一つになりますので、この説明はいりませんよということになります。

開けまして、3ページ、第3条の3、それにつきましても、先ほどおっしゃいましたように、いろいろたくさん書かれていますけれども、この部分はもう既に別表第3に一つになりましたので、いりませんよということです。

それから、第3条の4につきましても、同じような説明です。

第4条も同じようなことになります。

そして第5条、5ページになりますが、そこにつきましても、同じような形で一つにま とめましたので、その条文はいらないということになります。

そして、第7条につきましても、7条の1号、気体燃料云々があります。この棒線につきましても、既に第3条にありますので削除ということになります。

次の7条の2につきましても、同じような形でその部分は削除になって、一部字句が改 正になります。

そして第8条につきましても、同じようなことになります。別表との関係で、これも削 除になります。 第8条の2につきましても、同じようになります。

これまでは設備です。次は器具、液体燃料を使用する器具につきましてであります。第 18条、これにつきましても、3 条と同じように、18条の1号の現行を読み上げますと、「器 具の構造等に応じ、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。」 左側に改正案があります。改正案はそのままいきまして、ア、イ、これが追加になります。このア、イにつきましても、第3条にありますとおりア、イが出てきますけれども、それ と同じように器具につきましても別表第3から6表までになりますので、この器具等につきましても同じように第18条、それから第20条、それまでは同じような形にその条文が改正されますということであります。

続きまして、31条を説明いたします。これは備考欄にありました、9ページです。指定収量の5分の1以上、指定収量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンクの下部排水口の弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。これは新たに規定を強化したということです。例えばタンクローリー等が追突事故があった場合に、こういうことをしなさいよということの規制を強化したということの条文改正であります。

それでは続きまして、第33条、これは1から4番だけです。これも一応備考欄にありますとおり、可燃性液体、燃える液体は炎、火花、もしくは高温体との接近または加熱を避けること等、及びこれらのことが通常である場合には、災害発生を予防するため十分な措置を講ずること。ということで、これは主にこの可燃物につきまして、できるだけ加熱を避けなさいということになっております。

それから40条、これは避難施設の管理ということでありますが、ここで現行の第1号が削除されます。ちょっと読み上げますと、「避難のために使用する施設には避難の妨害となる施設を設け、または物件を放置しないこと。」ということで、これまで条例でありましたけれども、ここの部分がなくなりまして、条文にありますとおり、左側の40条のとおり、避難所を有効に管理しなければならないという形で強化、この管理が強化されるということで、この条文は改正されます。これは消防法第8条の2の4の改正に伴いまして、一応条文から削られます。

そして、防火施設の管理、これにつきましても消防法第8条の4項に伴いまして、これまでのものに、より義務づけをしたということです。防管理に対して、防管理者にいろいろなかたちで、しなさいとか、行ってはならないということではなくて、これは防火上有効に管理しなければならないという形で、それを義務づけをしたということになります。それに伴いまして、罰則規定、下の第49条、これは20万円から30万円に引き上げられたということであります。

今回のこの消防法、それから火災予防条例の改正につきましては、経過措置がございまして、まず、25ページをお開きください。施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、新しい条文の第1条、第2章の第40条、それから第41条、それから第49

条、別表第1及び別表第2の規定は、平成14年10月25日から施行し、第3条から第8条の 2、第18条、第20条及び別表第3から別表第6の規定は、平成15年1月1日から施行し、 附則第3条の規定は平成13年12月1日から適用すると。これが施行期日になります。

それから、以下、経過措置がございますけれども、法律以前のものにつきましては、従前の例によるということで、新しい法律以前のものにつきましては、この経過措置の中でこれまでの法律の規定を受けるということであります。まず、2条を読み上げてみたいと思っています。

この条例の施行の際、現に設置されている炉、風呂釜、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給油湯沸設備及びヒートポンプ冷暖房機、又は現に設置の工事中である炉等のうち、改正後の久米島町火災予防条例第3条第1項第1号、(改正後の久米島町火災予防条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)または第7条の2第1項1号の規定に適用しないものにかかる1の基準については、これらの規定にかかわらずなお従前の例によるということです。

それから(指定収量の5分1以上指定収量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの記述上の 基準に関する経過措置。)これにつきましても、これまでどおり法律以前のものにつきま しては、なお従前の例によるということであります。

それから26ページ、(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの届出に関する経過措置。)これにつきましては、指定数量の5分の1以上指定数量の危険物を貯蔵し、または取り扱っていたもので危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令による危険物の規制に関する政令、別表第4、備考第7号の規定の改正により新たに改正後の火災予防条例別表第8に定める数量以上の可燃性液体類を貯蔵し、または取り扱うこととなるものは、平成14年12月31日までにその旨を消防長または消防署長に届けなければならない。消防法の改正に伴いまして指定数量の5分の1以上指定収量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱っていたもので、引火点が250℃以上のものが指定可燃物に追加されることにより、新たに指定可燃物を貯蔵し、取り扱うことになる者に届出を求めるということです。

次開けまして、指定数量の 5 分の 1 以上指定未満の危険物を貯蔵し、または取り扱っていた者で、改正法による消防法、別表備考第 16 号及び第 17 号の規定の改正により新たに火災予防条例第 46 条第 1 項の規定による届出をすることを要しないこととなる者は、平成 14 年 12 月 31 日までにその旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。ということで、消防法の改正に伴い指定収量の 5 分の 1 以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱ったもので、引火点が 250 で以上のものが危険物から除外されたことにより使用し、または取り扱い危険物が規定数量の 5 分の 1 未満となるものに届出を求める。

ということで、これまで新しい消防法の改正に伴いまして条例も改正すると。条例にあ

ったものを消防法の適用を受けるものというものもございます。改正案、現行、備考欄に つきまして、これまで走りで説明しましたが、今回、うちの消防次長もこの議場に参加し ておりますので、また細かい点、専門的なことにつきましては次長のほうから答弁させま すので、よろしくお願いします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午後 2時50分 休憩)

再開します。

(午後 3時15分 再開)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〇 30番 喜久里猛さん

この現行法には何年度現在の使用が規定されているんですか。と申しますのは、何か最近の条例等についての言葉使いで非常に古いものがあるものですから、ちょっと気になっているんですが。

〇 消防長 幸地猛さん

これは今現在使用しているものと同じです。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいでしょうか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、久米島町火災予防条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって、議案第39号、久米島町火災予防条例の一部を改正する条例 については、可決されました。

<日程第8>

〇 議長 髙良ノブ

日程第8、議案第40号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

〇 助役 長井聰さん

議案第40号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により字の区域を別紙のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行例(昭和22年政令第16条第179条)の規 定に基づき、土地改良法(昭和24年法律第195条)第89条の2第10項において準用する同 法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

平成14年9月30日提出 久米島町町長 高里久三

提案理由でございますが、土地改良事業、これは久米島町の字宇江城地区でございます。 平成14年度で25haの土地改良事業を完了したために同事業による整備された字界の変更が 必要となっております。字界の調書と、その変更される位置図を添付してございます。ご 覧いただきたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〇 30番 喜久里猛さん

この議案は、提出書類の写しを県まで行くようでしたらちょっとお聞きしたいんですが、 県営久米島町字宇江城土地改良区、これは地区の字界変更図じゃないでしょうか。区とい うのは一般に2組織を指しているんですが。

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問なんですが、この資料に関しては、土地改良区のほうから連合会さんの 作成のもとで、町の総務課がその土地係担当ということでありまして、資料策定について は全て土地改良区、または土地改良連合会のほうで行われてきております。

〇 30番 喜久里猛さん

そのまま出すんですか。

〇 総務課長 大田治雄さん

そのままの形で提出されておりますが、実際の経緯については、私もこの現地等を十分に把握はしておりませんので、細かいもの等については、また追ってでよろしいでしょうか。

〇 30番 喜久里猛さん

図面のこれが違うんですよ。これが全部それは地区なんですよ、見出しも全部地区。区 というのは、これはわれわれは組織を指しているんですよね。だからこれは字界変更図な んですよ。それでできればいいんですけれども、出す前に訂正されては困るから。

〇 総務課長 大田治雄さん

今の質問に関しては、再確認して、これでもしまずければ、ちゃんとした形で照会し、 手続きをふんでいきたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に替成者の発言を許します。

〇 2番 翁長英夫さん

議案第40号に対して賛成の立場で討論いたします。

本案については、ただいま提案理由に説明がありましたとおり、土地改良事業の完了により字界の変更が適用なされており、また、提案の字界の変更について、先だって地域の役員会でも検討を求めて審議してまいりました。よって私は本案については原案のとおり 賛成いたします。

〇 議長 髙良ノブ

他に討論ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第40号、字の区域の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって、議案第40号、字の区域の変更については、可決されました。

<日程第9>

〇 議長 髙良ノブ

日程第9、議案第41号、公有水面埋立についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

〇 助役 長井聰さん

議案第41号

公有水面埋立について

仲里漁港(真泊地区)船揚場及び用地護岸工事公有水面埋立法(大正10年法律第57号) 第3条第1項の規定により、沖縄県知事より公有水面埋立に関する意見の答申願いがある ので、同法第4項の規定により下記について議会の議決を求めます。

平成14年9月30日 久米島町長 高里久三

出願人の住所及び名称、沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県、埋立地域は、別紙のとおりでございます。埋立の位置、そして構築物、構造物の図面を添付してございます。

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〇 14番 宮田勇さん

この埋立事業は前々から住民からも要望がありました船揚場と船の改修工場のための埋立ですか。そうであれば、その内容も説明を。旧具志川の方々は知らないと思いますので。 この事業は本当は合併しない前の事業のだったんですけれども、述べておりますので、そのへんの具体的な説明を求めます。

〇 建設課長 仲村昌保さん

公有水面埋立について場所は、平面図に載せてありますが、泊、真泊ターミナルの向かって右側のほうで、面積としまして4,374.41㎡、坪にして約1,323坪、土量が39,369㎡の土量が埋立として必要とします。これは泊の水路浚渫しまして、そこから陸側運搬でトラックで運搬して埋め立てるというふうな工法でもって計画されています。

背後地の使用は、主に漁船の修理施設を漁業組合のほうが事業主体になっての計画があります。

埋立の時期としましてはだいたい2月、3月頃から始まりまして、ブロック制作とかいろいろありますもので、実際の埋立はだいぶ遅れると思いますが、埋立の完了が平成15年7月頃予定しています。

〇 14番 宮田勇さん

私が言っているのは、埋立の目的は漁船修理場ですよね。埋立竣工終わりましたら漁船 修理場、これは前から、住民の要望でありました。それの予算付けもちゃんとそれらの計 画に則って埋め立てするのか。そのへんまで具体的に。

〇 農林水産課長 平良進さん

真泊漁港の中の埋立につきましては、本来、埋め立てする目的は、この漁港施設の整備とそれから漁船の揚場ということでやっていますけれども、実際にはそれと関連しまして、漁船の補修施設を一応今計画しています。ただ、この車道が、これは本来車道と言っていますけれども、船揚場ですね、これが完成するのは、本来は、今年会計年度中で計画するものと思って、来年度、漁船補修施設を予定していましたら、ただいま建設課長がおっしゃったように、これから事業発注して、15年の夏場、7、8月頃完成ということになりますと、この補修施設も自ずから1カ年延ばさざるを得ないのではないかということで、今、県とも事業の採択年度、例えば南部農林土木とも水産振興課とも、一応建設課も調整して、今、詰めている状況であります。今の状況によると、漁船補修施設は平成16年度に伸びる

可能性が出てきています。あくまでも車道の漁船揚場を確定して、工事が終わらないと修理施設というのはなかなかそれに巻き込み、引き上げがありますので、計画は位置がずれたりした場合にはまたいろいろな問題が出てきますので、あくまでもその漁船の車道を完成してから修理施設は持っていこうという計画で、今、県も一応調整しています。今の状況になると、平成16年に伸びる可能性があります。補修施設の場合は。

〇 議長 髙良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、公有水面埋立についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって、議案第41号、公有水面埋立については、可決されました。

<日程第10>

〇 議長 髙良ノブ

日程第10、報告第9号、平成13年度沖縄県土地開発公社事業報告及び決算書について報告を行います。

〇 助役 長井聰さん

報告第9号

平成13年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成13年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算を別紙のとおり報告いたします。

平成14年9月30日提出 久米島町長 高里久三

〇 議長 髙良ノブ

これで報告を終わります。

<日程第11>

〇 議長 髙良ノブ

日程第11、沖縄県介護保険広域連合議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。 お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。

それでは、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に平田勉さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました平田勉さんを沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と 決定することにご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。したがって、平田勉さんが沖縄県介護保険広域連合議会議員に当 選されました。

ただいま、沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました平田勉さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

それでは、当選者の平田勉さんに一言ごあいさつをお願いします。

〇 16番 平田勉さん

ただいま、皆さんの支持によりまして沖縄県介護保険広域連合議会の議員に選出されま した平田です。大変責任の重さを痛感しています。

高齢化率が24%近い本町の介護保険の現状を踏まえまして、本島地域と離島地域とのサービス格差是正のために皆さんと連携をしながら議会の場で微力ながら発言をしていきたいというふうに思います。今後ともひとつよろしくお願いいたします。

〇 議長 髙良ノブ

平田議員には、沖縄県介護保険広域連合議会議員として久米島町代表としてまた頑張っていただきたいと思います。

<日程第12>

〇 議長 髙良ノブ

日程第12、久米島町農業委員会委員の推薦の件を議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は3人とし、城間均さん、渡慶次春子さん、新城文 子さん、以上の方を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は3名とし、城間均さん、渡慶 次春子さん、新城文子さん、以上の方々を推薦することに決定しました。

休憩します。

(午後 3時42分 休憩)

再開します。

(午後 3時44分 再開)

<日程第13>

〇 議長 髙良ノブ

日程第13、決議第7号、県産品優先使用宣言決議についてを議題とします。 本件の提案者の説明を求めます。

〇 21番 上里総功さん

決議第7号

平成14年9月30日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 上里総功 賛成者 久米島町議会議員 田里市郎 江洲良徳 翁長英夫 県産品優先使用宣言決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

私たち議会は、これまでも地場産業育成の立場から、県産品の優先使用を推進してきた ところであるが、今後とも県経済の活性化・地場産業の振興のため、本案を提出する。

県産品優先使用宣言決議 (案)

長期化する不況の中、県内企業は規制緩和や流通革命、経済のグローバル化によって、 かつてないほど厳しい経営環境に陥っている。

特に、製造業は本土市場との遠隔性、技術、資本蓄積の不足など不利な状況にある上、 県産品は昨今の規制緩和や流通革命の影響をもろに受け、移輸入品との厳しい競争を余儀 なくされているのが実情である。

県産品関連産業は、未だ多くの課題を抱えているが、伝統的に生産・製造品等を通じて 県民生活に深く結びついており、雇用創出の面からもその経営の安定化、強化が強く望ま れているところである。 私たち議会は、これまでも地場産業育成の立場から、県産品の優先使用を推進してきたところであるが、今後とも県経済の活性化・地場産業の振興のため、県民・町民及び関係団体と一体となって県産品の優先使用に努めることをここに強く宣言する。

以上、決議する。

平成14年9月30日

久米島町議会

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第7号、県産品優先使用についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

挙手多数です。したがって、決議第7号、県産品優先使用宣言決議については、原案の とおり採択されました。

<日程第14>

〇 議長 髙良ノブ

日程第14、決議第8号、「一戸一灯運動」推進決議(案)についてを議題とします。 本案の提案者の説明を求めます。

〇 14番 宮田勇さん

決議第8号

「一戸一灯運動」推進宣言決議(案)について

平成14年9月30日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 宮田勇

替成者 久米島町議会議員 國吉弘志 糸数誠三 山城篤三

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

夜間における路上犯罪のない明るい安全な町づくりのため、本案を提出する。

「一戸一灯運動」推進決議(案)

犯罪のない、明るく住み良い社会の実現は、私たち町民の共通の願いである。しかしながら、近年、社会環境の変化により、夜間における路上犯罪が増加傾向にある。

本県では、クラブ活動や学習塾等の帰りを狙った暗い場所での「痴漢」、「通行中の少年少女拉致事件」や、ひとり歩きの少女を狙った「ひったくり事件」等の路上犯罪、お年寄りの歩行中の転倒や交通事故等が発生しており、生活道路の安全性の向上が強く望まれているところである。

町民が夜間利用する道路は、街頭等の照明により、明るく安全で、安心して歩けるものでなければならない。

夜間の路上犯罪を防止するためには、街灯等によって道路を明るくすることが最も有効な方法であるが、必ずしも十分な街灯の設置がなされてないのが現状である。

よって、本町議会は、「一戸一灯運動」を推進し、夜間における路上犯罪のない、明るい安全な街づくりのため、「一戸一灯運動」を強力に推進することをここに宣言する。

以上、決議する。

平成14年9月30日

久米島町議会

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。

それでは質疑を省略したいと思います。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第8号、「一戸一灯運動」推進宣言決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、決議第8号、「一戸一灯運動」推進宣言決議については、 原案のとおり採択されました。

<日程第15>

〇 議長 髙良ノブ

日程第15、決議第9号、沖縄新大学院大学の南部地域糸満市への誘致に関する要請決議 (案)についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

〇 3番 田里市郎さん

決議第9号

平成14年9月30日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 田里市郎

賛成者 久米島町議会議員 江洲良徳 翁長英夫 吉永安扶

沖縄新大学院大学の糸満市への誘致に関する要請決議(案)について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

沖縄新大学院大学を南部地域の糸満市に誘致するため、本案を提出する。

沖縄新大学院大学の糸満市への誘致に関する要請決議 (案)

内閣府においては、沖縄県に世界最大水準の自然科学系の大学院大学を創設する「沖縄新大学院大学」構想のもとで立地候補地選定基本方針が了承され、年内の候補地選定とあわせて開学に向けた取組が進められており、県民は大きな期待を寄せております。

沖縄本島南部地域においては、かねてから大学等の高等教育機関の設置や誘致に向けてさまざまな角度から調査・検討を重ねてきたところであり、この度沖縄新大学院大学構想は、これまで長年南部地域が待ち望んでいた高等教育機関の設置の夢を実現する千載一遇の機会と捉え、沖縄新大学院大学の立地場所として、南部地域の中核都市である糸満市の喜屋武地域が最適地であると確信し、当地への誘致を強く望んでいるものであります。

大学院大学立地候補地の喜屋武地域は、太平洋と東シナ海の二大海洋の分岐点を見下ろす自然環境やリゾート性に恵まれた広大な用地が広がり、空港に近く、かつ国道331号バイパスの開通が予定されるなど交通アクセスについても利便性の高い地域であります。

また、糸満市は、埋立開発による居住環境の整備を始め教育施設、医療施設等の整備な

ど新市街地の形成等、新しい産業の集積を目指した拠点整備が進展しております。

さらに、水産試験場や平成18年度に移転を予定している農業研究センターなどの研究機関も設置されることから、大学院大学をはじめ各種研究機関等の立地に最適な研究環境を提供できる地域であります。

よって、国際的な交流拠点として地理的条件を有する糸満市が大学院大学の立地場所として最適であり、是非、沖縄新大学院大学を南部地域の糸満市に設置していただきますよう特段のご配慮を賜りたく強く要請します。

以上、決議する。

平成14年9月30日

沖縄県久米島町議会

宛先

内閣総理大臣 内閣府沖縄担当大臣 文部科学大臣 沖縄県知事 沖縄県議会議長

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、質疑を省略したいと思いますが。

休憩します。

(午後 4時00分 休憩)

再開します。

(午後 4時1分 再開)

本案につきましても、質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。

質疑を省略したいと思います。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第9号、沖縄新大学院大学の南部地域の糸満市への誘致に関する要請決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、決議第9号、沖縄新大学院大学の南部地域糸満市への誘致

に関する要請決議については、原案のとおり採択されました。

<日程第16>

〇 議長 髙良ノブ

日程第16、発議第11号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)について を議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

〇 29番 國吉弘志さん

発議第11号

平成14年9月30日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 國吉弘志

賛成者 久米島町議会議員 糸数誠三 山城篤三 崎村稔

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

市町村の財政や義務教育制度の根幹に関わる現行の義務教育費国庫負担制度を堅持する ため、本案を提出する。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行制度の根幹をなしている。

しかしながら、政府は、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等を国庫負担の対象から除外しようとする動きがみられてるところである。

学校事務職員及び学校栄養職員は、義務教育の中で教員と同様、学校運営に欠くことのできない職員であり、このようなことが実施されれば、教育制度の根幹に重大な支障を来すことが懸念される。

よって、政府におかれては、かかる実情を十分に踏まえ、下記事項が引き続き堅持されるよう強く要請する。

記

- 1 豊かな教育を実現するため、教育予算を拡充すること。
- 2 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。とりわけ学校事務職員及び学校栄養 職員を同制度の対象から除外しないこと。
- 3 義務教育の教科書無償制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年9月30日

宛先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣

〇 議長 髙良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

本案につきましては、質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

〇 議長 髙良ノブ

異議なしと認めます。

質疑を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第11号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見 書については、原案のとおり採択されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 4時7分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久 米 島 町 議 会 議 長 髙 良 ノ ブ

署名議員(議席番号21番) 上 里 総 功

署名議員(議席番号22番) 仲原 健

平成14年(2002年) 第6回久米島町議会定例会

2 月 目

10月1日

平成14年 第6回久米島町議会定例会 会議録 第2号

			古 硪 亟	*			
招集年月日		平成14年10月1日 ((火曜日)				
招集の場所	2	久 米 島 町 議 会 議	事 堂				
開閉会日時	開会 10月1日 午前10時04分 議長 髙 良 ノ ブ						
及 び 宣 言	閉会	10月1日 午後2時2	: 髙良ノブ				
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名			
出席議員	1番	江 洲 良 徳	17番	新 垣 盛 助			
	2番	翁 長 英 夫	18番	大 田 哲 也			
	3番	田里市郎	19番	與那嶺 孝 成			
出 席 3 2 名	4番	島袋完英	20番	仲 地 宗 市			
欠 席 名	5番	仲 村 昌 慧	21番	上 里 総 功			
	6番	國 吉 武	22番	仲 原 健			
	7番	國 吉 修	23番	山 城 篤 三			
	8番	真栄平 勝 政	24番	山 城 宗太郎			
	9番	上江洲 盛 元	25番	山 里 昌 伸			
	10番	山川正員	26番	知 念 弘			
	11番	我 謝 政 市	27番	平 田 清 勇			
	12番	糸 数 誠 三	28番	吉 永 安 扶			
	13番	山 城 和 満	29番	國 吉 弘 志			
	14番	宮 田 勇	30番	喜久里 猛			
	15番	山 城 節	31番	崎 村 稔			
	16番	平田勉	32番	髙良ノブ			
(不 応 招)	番		番				
欠 席 議 員	番		番				
会議途中退席議員	22番	仲 原 健	番				
開議後出席議員	番		番				
公務欠席議員	番		番				
	番						
会議録署名議員	23番	山 城 篤 三	24番	山 城 宗太郎			
職務のため会議に	職名	氏 名	職名	氏 名			
出席した者	事務局長	内 間 久 栄	係 長	津 波 実			
				上 原 あゆみ			

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

	職名		E	£	â	3		職	名		E	E	â	3	
町			長	高	里	久	三	住	民	課	長	大	城	行	男
助			役	長	井		聰	税	務	課	長	比	嘉		隆
収	7	入	役	松	元		徹	福	祉	課	長	山	里	昌	輝
出	納	室	長	伊貞	良皆	真	秀	保	健 衛	生 課	長	神	里		勇
総	務	課	長	大	田	治	雄	水	道	課	長	吉	元	幸	信
建	設	課	長	仲	村	昌	保	空	港	課	長	内	間	邦	夫
企	画財	政 課	長	Щ	城	保	雄	教	ī	育	長	喜夕	、里	幸	雄
町	づくり	推進調	果長	平	田	光	_	教	育 総	務 課	長	太	田	喜	功
商	工観	光 課	長	盛	本		實	生	涯 学	習課	長	山	城	英	明
農	林 水	産課	!長	平	良		進	消	ß	方	長	幸	地		猛
農	業委員会	会事務月	司長	仲分	 根	省	_	消	防	次	長	仲木	才渠	_	男

平成14年 第6回久米島町議会定例会

議事日程 [第2号] 平成14年10月1日(火) 午前10時04分 開 会

日程	議案番号	件	名	備	考
第 1		会議録署名議員の指名			
第 2		一般質問			

	平成14年第3回具志川町議会定例会一般質問通告一覧表						
質問者	質問事項	頁					
上里総功	1. 赤土等流出対策協議会について	P 92					
	2. 農作物の塩害被害について						
山城宗太郎	1. ノニの保護について	P 94					
	2. 住民登録をした人のその地区(字)への加入について						
上江洲盛元	1. 幼稚園教諭の専任補充について	P 96					
	2. 自然保護について (ヤエヤマアオキの保護について)						
	3. 自然保護について(天然記念物タチザミまでの歩道計画に						
	ついて)						
	4. 文化財調査委員会(仮称)の設置について						
	5. 白瀬川公園内の架橋と園内整備と保護について						
山里昌伸	1. カンジンダムからファンポンドについて	P 101					
	2. マルチビニールについて						
	3. 台風16号被害について						
山川正員	1. 未認定道路の整備を	P 106					
	2. 不法投棄に対するマナーについて						
仲村昌慧	1. 身障者の有償バス使用料について	P 107					
	2. 一般質問の答弁の通告制について						
仲地宗市	1. 無認可保育施設への支援について	P110					
	2. 産業廃棄物の不法投棄について						

江洲良徳	1. 集落内県道の歩道設置について			
	2. 不燃物処理場の汚染土壌の処理について			
平田 勉	1. 産業廃棄物について	P 122		
	2. 町発注工事の施工について			
翁長英夫	1. 社会保障制度について	P 127		
	2. 台風被害の対策について			
崎村 稔	1. 青少年の健全育成について	P 131		
	2. 観光振興について			
山城 節	1. 町づくり白書の作成について	P 134		

(午前 10時04分 開議)

〇 議長 髙良ノブ

おはようございます。会議を開く前にご報告いたします。本日、宇江城洋一さんと仲村 昌隆さんのお二人から、議会傍聴の申し出がありましたので、許可しました。

〇 議長 髙良ノブ

ただいまより本日の会議を開きます。

く日程第1>

〇 議長 髙良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって23番山城篤三さん、24番山城宗太郎さんのお二人を指名します。

く日程第2>

〇 議長 髙良ノブ

日程第2、これから一般質問を行います。

一般質問の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、それぞれ30分以内とします。

一括質問、一括答弁を項目ごとに3回までとなっております。

順次、発言を許します。

21番、上里総功さん。

〇 21番 上里総功さん

2点ほど質問したいと思います。まず1点目、赤土等流出対策協議会について。旧仲里村においては対策協議会が設置され、3回の協議会が開かれ、先進地視察まで実施された。 4月に両村が合併をし、新しく協議会が設置されるということでありますが、合併後、進展がない。今後どのような対策を進めていくのか具体的に伺いたい。

2点目、農作物の塩害被害について。今回の台風16号は、久米島も直撃し、速度も遅く、 風や塩害で農作物に甚大な被害をもたらした。台風による防波堤への高波が潮吹雪として 塩害を生み、台風の度に被害が拡大している。行政としてその原因を考える必要があるか と思われるが、町長の考えを伺いたい。

〇 町長 高里久三さん

赤土等流出対策協議会について。久米島町赤土等流出汚染防止対策協議会設置要項(案) は作成してありますが、現在、協議会委員を人選中であり、決まり次第、協議会を開催す る考えであります。また、久米島町営農対策地域協議会も設置し、対策を講じております。

2点目の農作物の塩害被害について。今回の台風16号は警報発令が9月4日16時50分から9月6日17時の解除まで、実に48時間と長時間にわたり吹き荒れ、特に南東の吹き返し

の風によって農作物に多大な塩害が多発しております。原因と考えられることは、48時間と長時間にわたり吹き荒れたことによる塩害と、降水量が182mmと小雨傾向の台風であったことと、台風通過後の降雨量が少なかったこと等が考えられます。もちろん防波堤護岸も影響するものだと考えております。防波堤や海岸、護岸については、国・県の指導により設計基準に基づいての構造物でありますので、県内市町村とも設計基準が統一されておりますので、今後新たに施工する箇所は、関係機関と調整をしたいと思います。

〇 21番 上里総功さん

今、町長のほうからこの協議会の設置については人選中であるということでありますが、 久米島のおかれている現状を見ますと、海の汚染、特に、これはいろんな要因もあるかと 思うんですが、一番久米島で大きい問題はこの赤土流出による汚染が大だと思うんです。 いろいろ見ておりますと、稚魚、小さい魚が育たない環境になっている現状にあるわけな んですね。それで、珊瑚礁、そういうものはヘドロが被さって全部枯れてしまっています。 その珊瑚礁の死滅原因は地球温暖化の影響もあるかと思うんですが、久米島では赤土のほう うも重要な原因を占めているんじゃないかなということも言えるわけなんです。それで今、 町長のほうは、いろんな面で今までも対策はされたということも前も説明で言っているん ですが、まだ不充分であります。それはいろんな面でこれから、町の大きい計画でありま すバーディハウスとか島の学校なんか大きな事業も今計画されているんですが、この問題 が解決しない限り、そういう大きい事業をやっても1回限りの観光に終わるんじゃないか なという気がするわけなんです。その他に漁業関係者、観光業者ももろに海の汚染でもっ て生活が脅かされているのが現状であります。

それと、今まで旧仲里村のほうでは、平成4年にこういう素晴らしい資料も作成されているわけなんですが、平成4年の1月8日付けの資料なんですが、「赤土等流出被害状況報告」ということで、調査した資料も持っております。それで、久米島の土地改良をやった後の汚染状況を新聞にも「久米島で試み」ということで載っているわけなんです。これによって、行政は対策したということで、また、赤土等流出防止対策現状報告というこの資料の中にはいろんな土地改良の沈砂池なんかも載っているんですが、これだけじゃ不充分ということはもう身に染みて感じていると思うんですよね。それにも係わらずもう10年も抜本的な対策がなされていないというのが現状であります。

そういうことで、今後、早急にいろんな関係機関から人選をしてやってもらいたいということを要望しておきます。このことに関しては、これで質問を終わります。

もう1点目の農作物の塩害被害についてでありますが、長時間による風の被害と塩害で、 雨も少なかったということでありますが、毎年、台風の度に被害が繰り返されているのが 現状であります。今回も久米島の被害をみますと4億円余りの農作物の被害が出ていると。 沖縄全体では30億円の被害ということで新聞等でも報告されております。

もし、先ほど町長が、公共施設に関しては、国・県の基準で設置されているということ

でありますが、そうであれば、はっきりした原因がわかっておれば、その対策もぜひやるべきじゃないかと。そういうことで、今まで塩害の原因はいろんなことを言われております。それで、町として、今まで果たしてその公共工事からの原因が塩害になっているのか、そこのところ調査したことがあるのかどうか、そこのところをお聞きしておきます。

また、国・県にその公共工事の見直し等も要望する考えがあるのかどうかお聞きしたい と思います。

〇 町長 高里久三さん

ご指摘の潮害、それから台風による被害について実地調査したことがあるかということですけれども、台風の後においては災害状況調査をしておりますけれども、特別にこれについて調査ということはまだやっておりません。ただ、沖縄県は台風常襲地帯でありますので、県においてもまた関係機関においても、なんとか対策を講じなければならないということも認識しております。そこで、防潮林、防風林について平成15年から地域を限定して、少なくとも取り組んでいこうかなと今考えております。幸い、防風林等については事業導入ができるということでありますので、早急に防潮、防風林については対策を講じないと、ご指摘のとおり毎年台風による災害により、せっかく農家が汗水流してつくった製品が一夜にして水の泡となるようなことのないように、これから真剣に取り組んでいきたいと思っております。

〇 21番 上里総功さん

平成15年からその防風林なんかも考えているということでありますが、今回、私たち久 米島建設経済委員会が久米島を廻りまして被害調査をしましたら、やっぱり防風林のしっ かりしているところは塩害被害が少ないわけなんですよね。実際にそういう台風が当たら ない箇所もありますので、行政はもっとそういう面の啓蒙活動も必要じゃないかなという ことを思います。ただ、防風林でありますが、これは先ほど申しました赤土等流出等の役 目も果たすところが大であります。そういうことで、そういう面まで含めて、今後、農家 が安心して農作物をつくれるような対策を進めてもらいたいということで私の質問を終わ らせていただきます。

〇 議長 髙良ノブ

これで21番上里総功さんの一般質問を終わります。

次、24番山城宗太郎さん。

〇 24番 山城宗太郎さん

私は2点ほどお伺いしたいと思います。1番目に、ノニの保護について。これは学名モリンダーシトリアフォリアと呼ばれております。生息している地域、国によっても呼び名が違います。ハワイやマルケサスではノニといわれ、タヒチではノノ、インドネシアではレバ、そして沖縄ではヤエヤマアオキ、久米島、そして染織をしている人たちにはノニと呼ばれております。ノニは沖縄において分布地が限られた数少ない木であります。実は薬

用として、特に根、木については染織の原料として使われています。久米島においても西 奥武・東奥武と生息地が限られており、今の採取状態では撲滅する恐れがあります。町に おいて、薬用・染織原料として植林などをして保護する考えはないかお伺いします。

2点目に、住民登録をした人の地区、字への加入について。住民登録をして久米島で生活をしている方々の、その移住する字へ参加しないというケースが今、大分あるようです。 区長がたいへん困っているようです。行政で住民登録した字への加入について、指導して加入させることはできないかお伺いします。

〇 町長 高里久三さん

ノニの保護について。ノニについては、日本名ヤエヤマアオキと呼ばれており、熱帯・ 亜熱帯の海岸地帯に分布しているといわれております。生活習慣病に効用があるといわれ ており、久米島においても奥武島とオーハ島に自生しておりますが、最近、無断採取等が あり、対策に苦慮しております。奥武島・オーハ島とも自生している地域は保安林指定地 域であり、保安林管理の立場から採取禁止の看板を設置し対処していきたいと思っており ます。

2点目の住民登録した人のその地区の加入について。各自治会への加入については、自 治会それぞれの方針が統一されていないのが現状かと思います。この件については、一部 の自治区においては自治区規定を設けて、新規戸主に加入手続きをチラシで呼びかける方 法を採用しております。今後の行政の対応については、区長会と協議しながら問題の解決 に努力してまいりたいと思っております。

〇 24番 山城宗太郎さん

ノニについては、最近になってこちらでは染織の材料として採られておりますが、色が 橙色に、ちょっとピンクを帯びた非常にやわらかいいい色が出ます。そして、こっちで使 い始めて、急に何名かがやっておりますが、これは今やっているのは、ほとんど根こそぎ 採っていきます。上から切った場合にはそこからまた芽が出てきますけれど、そういうこ とがありますので、この紬に関わっている人については、採れないというのは非常に残念 なところもありますけれど、もし必要な場合には申し出て、どの程度の大きさを切っても らうとか、立ち会いで切ってあげるくらいの対策をとってほしいと思います。

話に聞けば、挿し木もできるという話も聞いておりますので、ぜひ染織をする人たちのことも考えて、挿し木して増やしたり、そういうこともぜひお願いして保護してもらいたいと思います。

住民登録した人の地域への参加ですが、今、町長がおっしゃるように、自治体の区長も加入させるために非常に苦労しているようです。でも、どうしても入らないという人もいるし、今、区長からのチラシとかそういうのは班長にみんな配らせてやっているようですが、班長もそういうところはイヤだと、そういう例も多々あるみたいです。ぜひこれについては、住民登録をするときに、その場でもその地域に入れるようお願いできないかと思

いますが、そういうところを今の時点で町のほうでもぜひできないかどうか伺いたいと思います。

〇 町長 高里久三さん

ノニの木については、最近から薬草として体にいいということがあって、われわれ現地の奥武島を僕も中に入って調査してみました。畳石から西側、このへんがだいぶ採られております。奥のほうの中については、あまり入られていないような形状であります。これは私と農林水産課長、助役も一緒に現地をまわって調べたんですが、今、宮古・八重山においても相当の特産品として人気があって、今非常に新しい産業として取り組んでいるというような状況でありますので、わが町においても何本あるか、奥武島を調査して、その数を確認する必要があるんじゃないかなと思っております。少し涼しくなれば向こうを調査させてみたいと。

それから、染織については、根っこを採ったらこれは育てるのは大変ですから、幹も根っこも、私は専門でもないけれどあまり変わらないんじゃないかなと思うんですね。これまでのいろんな他のティカチとかいろんなのを見てみると幹でやっていますから。必ずしも根っこでなければならないのかですね、そのへんも調査して、特産品である紬も面倒くさいけれども、またこのノニの木が何本あるのか、採っても大丈夫なのか、それともこれ以上採られたら撲滅するというようなことになるのか、もっと事実を調査して、その対策をとっていきたいと思っております。

〇 総務課長 大田治雄さん

ただいまの住民登録をした人への加入の呼びかけも行政としての指導はできないかということでありますが、この件に関しましては区長会とも十分意見交換をしながら、それぞれの地域によってそれぞれの事情があるかと思います。行政ができる分は何であるかをもう少し時間をかけてやっていきたいと思います。例えば、所帯名簿とか必要であれば、請求があれば行政から出すことも可能であります。これに関してまた各市町村においてもいろんな問題等もありますので、慎重に検討しながら対処していきたいと思います。

〇 24番 山城宗太郎さん

ノニの採取については、先ほどおっしゃったように、根はよくその汁が出るという。木の方はちょっと少なく出るということで根の方から採っているようです。そういうところもありまして、ぜひ保護していただきたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

これで24番山城宗太郎さんの一般質問を終わります。

次、9番上江洲盛元さん。

〇 9番 上江洲盛元さん

日本共産党の上江洲盛元です。 5 点ほど質問を出してありますが、中には解決済みのもの、ただいまヤエヤマアオキの件についてもありましたので、できるだけ短くして、再質

問の時にちょとだけ提言をしておきたいと思います。

まず第1点目ですが、幼稚園教諭の専任補充について。旧具志川村・仲里村では、幼稚園に専任補充がそれぞれ1人ずつ配置されていましたが、合併後、幼稚園生の数は減らないのに補充教諭は1人に減らされました。教諭たちは安心して年休もとれないといいます。これは園教育上、非常に由々しいことだと指摘せざるを得ないと思います。このことについて執行部は、幼児教育その面についてどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

2点目、これは先ほどありました和名はヤエヤマアオキでありますが、詳しいことは先ほどお二人の方、答弁者も町長もありましたので、後ほどご提言をいたしたいと思います。

3点目に、自然保護について。タチザミの問題。これについても実は次の問題とも関係いたしますが、2回調査をしてきました。このことについて当局がどういう計画をなされているのか。大まかなことは見ているんですが、直接、町長の構想についてお伺いしたいと思います。

4点目、文化財調査委員会、仮称ですが、実はこのことについては、9月26日に旧村から文化財調査審議委員会という名称で委員が選任されましたので、このことについてもタチザミ等々併せて後ほど答弁お願いしたいと思います。その中で、一番最後の2行目ですが、皆さんの向かって左側に、文化課の課長席がありますが空白のままになっております。仕事に支障をきたさないのかどうなのか、併せてお伺いいたしたいと思います。

それから、白瀬川公園内の架橋の園内整備と管理についてであります。琉球古典「白瀬 走川節」の歌碑が建てられていますが、その右から歩道ができております。その歩道をず っと歩いていきますと、途中、あの岸へ渡りたいんだけれども橋がない。実は整備されて いないときには歩いて行けたんですよ。ということで、向こうへ行って引き返さなければ ならない状態になっております。整備したら悪くなりました。橋を架ける、いわゆる架橋 の計画はないか、お伺いしたいと思います。

〇 教育長 喜久里幸男さん

幼稚園教諭の専任補充についてお答えいたします。幼稚園の補充教諭につきましては、 町政移行後も数が減らないよう町当局に要請してきたところでありますが、町財政との関わりがあって、あと1人の要員確保ができない現状にあります。各園の教諭の年休行使につきましては、園長との連絡を密にし、最大限努力しているところでございますが、ご指摘のようなことがございますので、今後、専任体制以外のことも視野に入れた改善策を講じていきたいと思います。

〇 町長 高里久三さん

自然保護について、ヤエヤマアオキの保護について、先ほど山城議員にお答えしましたけれども、これについては、ぜひ保護していきたいと思っておりますので、また後で提言をよろしくお願いしたいと思います。

3点目の自然保護について、天然記念物タチザミまでの歩道計画について。タチザミま

での歩道計画については、沖縄県文化環境部自然保護課による久米島県立自然公園整備計画の中で進めている事業でございます。現在、タチザミまでの整備ルート案が提示されている状況でございますが、同案を含め工法等については、今後、自然を守りながら調整をはかって進めていきたいと考えております。できるだけ皆さんの意見を聞いて進めていきたいと思っております。

4点目の文化財調査委員会の設置について。久米島町文化財保護条例第56条において、審議会の設置が条例化されています。文化財審議委員会は去る9月26日、7名の委員に委嘱状を交付し、第1回目の会議を開催し関係機関から提出された諮問に応じて現場調査及び審議をしています。課長職につきましては、文化等の事業量及び平成15年4月18日ないし20日に開催されます第36回全国ホタル研究大会久米島大会の事務局が文化課におかれている事、さらに今後も国・県事業も継続されます。

白瀬川公園内の架橋と園内整備と管理について。白瀬川公園整備は平成9年から10年度までの事業が完了していますが、架橋についても当初、全体計画の中に組み入れておりましたが、国・県との予算調整の中で、全体事業が枠内から増額したため架橋ができなかった経緯があります。今後は別の補助事業を模索し整備できるよう努力したいと思っています。

管理につきましては、現在、定期的に人夫を雇い、草刈り、清掃等を行っておりますが、 十分なる管理ができていないのが現状でありますので、今後は委託管理できないか検討し たいと考えます。

〇 教育長 喜久里幸男さん

文化財調査委員会に関わっての質問で、町長からご回答をいただきましたが、一部、教育長としての姿勢を述べたいと思います。後半部分の文化課の強化が必要だが、課長席は空白のままで支障云々ということについてでございますが、現在、生涯学習課長が文化課長を兼務しているかたちになっておりますが、非常に負担荷重になっております。今後、調整交互、久米島町としての民話や歴史、そして先ほどございましたホタル研究大会、具志川城趾、宇江城城趾などの整備など多くの課題を抱えておりますので、今後とも町当局のほうに要請をしていきたいと考えております。

〇 9番 上江洲盛元さん

幼児教育について非常に大事なことであります。確か、合併した場合には、全てだったかどうか知りませんが、いい方向にあげていくと。例えば、水道料は安いほうにもっていくと、両村の水道料金が違っていたからですね。今、幼稚園の先生方の話を聞くと、大変らしいですね、こういう文句もありました。夏休みの研修も何回かやっていますけれど、学力学力と言いながら金を出さない、これは全国いっしょです。文部科学省もそうです。僕は日本という国は教育には金を出さない国だなと思っているんですけれども、それがずっと底辺まで下りてきている。例えば、比屋定の複式学級の問題も取り上げたことがあり

ますが、これは余分な話ですが、そういったものについても全国的にはそういう地方自治体でいろいろとできるように今なっているんですが、これからは、そういうのも含めて町全体の各課全体の人員を総合的に考えて、ぜひとも人員を配置して教育を充実させていただきたいと思います。

ヤエヤマアオキの件について、向こうはバーディハウスもできるし、キャンプ場もできます。それとの関係はどうなるのかなということも心配されますが、ましてや向こうまで使用する場合においては、これをどこかに移植して、今別の地方自治体の話もありました。新しい産業を興すとか。私もいろんな資料を持っています。もう既に皆さんに話しておりますから多くは語りませんが、たくさんの病気の治療のために使われておりますけれども、それも実は心配しております。栽培してはどうかなということも町長あるいは執行部は考えていただきたい。これは限られていますよね、育つところが。久米島ではオーハ島と奥武島。オーハ島には、大きなヤエヤマアオキがあるんですが。他の国には5メートルから10メートルの木があるということでございますので、自然保護の立場からもぜひ大事にしていただきたい。現に久米島でそれを使って病気を治して非常によくなったという話もあります。先ほどまた紬の話もありましたし、そういうものを含めて大事にしていただきたいと思います。

それから、天然記念物タチザミ。これ実は私は、元仲里村の文化財調査委員会でしたので、合併してからずっとどうするのかわからなくて、いったいどうなるのかなということで、別に一般質問に出す必要もなかったかもしれませんが、出すことによってクローズアップできるだろうと思います。タチガミ周辺の歩道を今年度整備するんじゃないかなというのも耳に入ったもんですから、これは大変なことだといって2回3回調査もしてきたんですが、幸いにして、わざわざと言ったら失礼ですが、調査委員会を設置してくれました。私は、各分野の人たちから意見を十分聴取をして計画を立てていただきたいということです。いろんな団体の方々からヒヤリングをしていただいて、例えば、個人的な組織として自然と文化に親しむ会というのもありますし、こういったところを含めてヒヤリングをし、自然を殺さない方策で考えていただきたい。県の自然保護の皆さんが、それなりのかたちで指導をやってくれると思いますので、ひとつ青写真をみんなに、あるいは議員の皆さんにも提示していただきたいと思います。

白瀬川なんですが、私は自然の植物が好きなんですが、文化課長はぜひ配置していただきたい。最近、宮古ですばらしい橋をつくっていますね、琉球石灰岩で。あれは金はかかるんですが、なんらか工夫をして、見栄えのあるような橋をぜひとも計画してつくっていただきたいと思います。

白瀬川の管理の問題の質問ですけれども、実は管理されていません何も。台風あと2週間前にいきましたが、特に女性のトイレの中にこんな大きなカンカンが突っ込まれているし、ここは管理者いないんだなと。標示板が木で被われていたり、あるいはいろんなもの

が散っていたり、という意味から、前に五枝の松の件についても触れましたが、とにかく、 先ほど委託業者をお願いして、特にこの5年間で150万人の観光客も誘致するという、あ るいは久米島の人の憩いの場としてもすばらしい管理体制を強化していただきたいと思い ます。どうぞご答弁ください。

〇 町長 高里久三さん

幼稚園の件については専門の方でお答えしてもらいたいと考えていますので、私は自然保護のタチザミについて、これはおっしゃるとおり、各皆さんから意見を聞いてということで、これまで3回ぐらい集まって検討もしました。けれどまだこれは最終的じゃないと。自然保護の皆さんが駄目ならやらなくてもいいと。地元の皆さんが造るのを反対であれば造らなくてもいいということで、非常に自然については向こうも関心を持っていて、できるだけ自然を守りながらつくっていこうという方針であります。あくまでも地元がつくると。地元の裁量によっては事業は中止してもいいということであります。しかし、町としては、素晴らしい自然体験学習というんですか、そういう面からはぜひなんとかしてつくりたいと。また、観光の面からもつくったほうがいいんじゃないかなと思って、町としては造る方針です。その際は、できるだけ皆さんの意見を聞いて、悔いのないような事業をやっていきたいと思っております。

〇 9番 上江洲盛元さん

今現在、造らなくてもいいという話も、久米島の人がそうなのか、これは前から下りる 坂道が側からありますが、坂道はぜひ造っていただきたい。いろんな曲げて、場合によっては両方になるかもしれませんが。今、学校教育の中で、総合学習ということで、自然学習として生徒たちは活動していますが、割と久米島の人が久米島を知らないんです。いつかも言いました、ある学校に頼まれて、島尻からトクジムのトンバーラが見えるんですが、あれは何かといったら、ある学校の生徒は1人も答えることができませんでした。知らない。1人も知らないんです。小学校の高学年ですよ。これは5年、6年前の話ですが、それはそれとして、今総合学習ということで、車の話も昨日もやりましたが、そういう面からいっても、やっぱり子どもが安全で、そこに降りていって、久米島の大事な天然記念物、あるいは植物の勉強、地質の勉強全てを併せて非常に大事なところです。ただ、造り方ですが、久米島にはもう自然らしい自然が残っているのはそこしかないんです。アーラの方は海の方からあって、非常に行きにくいんですが、やっぱり歩いてゆっくり勉強できるのはそこしかないないんですね。傷をつけないで、自然のままで、できるだけセメントの道を造らないで、いろんな工法がありますので、それも含めて計画をし、あらゆる団体に提供していただきたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

これで9番上江洲盛元さんの質問を終わります。

15分間休憩します。

(午前 11時00分 休憩)

再開します。

〇 議長 髙良ノブ

25番山里昌伸さん。

〇 25番 山里昌伸さん

本定例議会において3点ほど質問します。カンジンダムからのファームポンドについて。 カンジンダムからヤンガー池へファームポンドを計画しているが、天然記念物であるクメ ジマボタルの生息が心配されるところです。また、池の水質はどのように変わるか。川沿 いの住民への配管ルートと、どの池へのファームポンドするかについて、説明はどうなっ ているかお伺いします。

2点目に、マルチビニールについて。近年、農作物にマルチビニールの使用が主流になっているが、プラスチックビニールの使用後の処理のやり方はどのようにする考えかお伺いします。

3点目に、台風16号被害について。9月6日、7日の2日間にわたって台風16号の暴風 雨が続き大きな被害をもたらしている中で、台風後には雨が降らず塩害の被害が出ている が、町としてどのように対応する考えか、また、塩害対策はどのように考えているかお伺 いします。

〇 町長 高里久三さん

25番山里議員のご質問にお答えします。1点目のカンジンダムからのファームポンドについて。調査につきましては、平成8年度に県で調査を実施しております。調査位置は下流1カ所、中流2カ所、上流1カ所であります。クメジマボタル、カワニナは確認されたが、個体数は非常に少ない。平成14年度においても継続して調査をしています。ファームポンドとして使用するのはヤンガー2号池のみである。ヤンガー1号は現状のままで使用する計画であります。仲地川への維持用水は1号池から放流する予定であります。カンジンダム内において水質浄化対策、湿田、バッキ、噴水等、ホタルの保護対策を検討しています。よって、仲地川の水質が大幅に変化するとは考えられないと思います。また、水質保全は現在調査しており、事業完了後も監視を続けていく考えであります。環境保全は局部的に対処ではなく、地域全体の保全対策で実施されるのが重要である。例えば、集落排水の処理、河川周辺の緑地化等が考えられます。

次に、住民への説明についてですが、事業採択前に2回、実施前に1回実施し、事業実施中に1回、関係地区の公民館でされております。また、事業の推進委員会も組織しておりまして、その中で数回説明を行っております。現在、水質調査を継続して調査中でありますので、調査後も説明会を行う予定であります。

2点目のマルチビニールについて。農業資材の廃プラ処理については、平成15年度に廃プラ処理機を導入して一時処理をし、南部広域で設立して稼働することになっている糸満市にある広域リサイクルセンターに運搬し、リサイクル処理をする計画で事業の調整を進

めております。

マルチビニールの中の2点目、5年ほど前から生分解されるマルチがあるが、農家に推進させる考えはないか。生分解性プラスチックについては、最近、環境にやさしい農業資材として注目されております。昨年度、大原地区において、サトイモの展示圃として生分解性マルチを使用し、収穫後はそのまま畑にすき込むことができ、環境にやさしい農業資材としての結果が出ており、農家への推進をはかっていきたいと考えておりますが、価格については、現在使用しているマルチビニールより2~3倍の高価格のため対処に苦慮しています。農家への推進対策等については、いい方法がないか関係機関とも協議していきたいと考えております。

台風16号について。現在、町としては農業共済掛金の助成を実施しており、各農家が農業共済に加入してもらい、共済金をもって災害補償に充てていく方法で対策を行ってきております。各農家の農業共済の加入についてはまだ十分とはいえず、農業共済の加入推進により災害や事故に対処できるよう取り組んでいきたいと考えております。

塩害対策については、現在ある潅漑施設のスプリングクラーを稼働して対処すれば、一部分的には効果があると思われますが、広大な面積を有するサトウキビ畑に対しては長期的に防風、防潮林事業を計画し実施する必要があると考えております。

〇 25番 山里昌伸さん

ただいまの町長の説明を聞いて、カンジンダムのファームポンドについて、専門家に聞きますと、クメジマボタルは川が汚れて汚染されると、カワニナは生息するが、ホタルの幼虫は生息が難しいということを聞いています。そこで、1号ダムから放流するということを聞いて安心していますが、このファームポンド計画は、素晴らしい計画であります。今、県道で配管が止まっている状態で、それから池への配管が2転3転設計図が変更されているんでが、その中で、町長は先ほど何回か住民に説明したと言っていますけれど、その変更になる測量に入る段階の説明はどうなっているか、そのへんがみえないんです。この間も現地で測量して、今度はまた別のところで、元の位置で測量しているんですが、聞いたところでは、ここに変更だという。そういう説明が全然なされていない。だから、住民はどうなっているんだ、という、そのへんを目に見えて本当に住民に説明しているかということ。この質問が出てから各戸廻って説明して歩いているような状態が見受けられるんですけれど、そのへんはつい最近説明しているんですけれど、町民にそういう説明するという相談があったのかお聞きします。

2点目のマルチビニールについてですけれど、先ほど抜かしてしまってたいへん申し訳ないんですけれど…。

〇 建設課長 仲村昌保さん

カンジンダムからのヤンガー池の送水管についての質問でございますが、当初計画としまして県道沿いから川沿いにもってくる予定で工事は進めてきましたが、地権者の反対に

よりまして、そのルートはどうしても駄目ということで一部変更し、現在別のルートから計画しているわけでございます。これまでの経緯として、このルートが果たしてできるかというようないろいろな問題がありまして、最終的に現在でも地権者が反対の方が2、3名おりまして、このルートで果たしていいのか、そのへん最終的な結論を出せないような状況で、地主各個人を今用地交渉あたっているところでありますが、そのへんにおきまして、公に皆さんを集めての説明会はできないような状態で、個人個人に説明して同意を得ているような状況でございます。

県の方からそういった相談があったかということでございますが、集めての説明会はできないから個人個人にしようということで現在進めているところでございます。

〇 25番 山里昌伸さん

個人個人をあたってるのを、測量入る前にどうしてこの地主にちゃんと、いついつから 工事が入っていついつに終わるということをしなかったのか、また問題があるんじゃない かなと。この間もその測量している方に、どういう計画で変更して、こうして測量してい るんだと聞いたら、これは県の支持で、こっちに変更になるかもしれないということで、 前も測量をやっているような感じで、測量をやっているような感じに聞いたんですけれど、 やっぱり地元住民に全くなくて、本当にいい設備が完成すればいいなと思いますけれど、 西部、北部の土地改良区は水が欲しくてこうして賛同してやったんですけれど、ファーム ポンドでまた反対者が出たら困るので、そのへんは徹底して話し合いの下でやってほしい と思います。これでカンジンダムの件は終わります。

2点目に、マルチビニールについて、先ほど町長から、5年ほど前から生分解性のマルチがあるというのを農家に推進してもらいたいというのを聞くのを忘れて申し訳ないですが、町長に答弁してもらったんですけれど、久米島は本当に離島であるがゆえに、行政としてもこのプラスチックビニールの処理については頭を痛めていると思います。それで、先ほどリサイクルセンターの完成とともに南部地区の糸満市にできますけれど、そのリサイクルセンターにハウスのビニールだと丸めて置けますけれど、聞くところによると、この畑で使ったマルチはどうしても土がつくから、農家はきれいに洗って丸めて出すようにということで、農家は果たしてそこまでできるのかと心配です。それでこの自分が今質問出しています生分解性マルチ、それを推進するところですけれど、これはどうしても町長が言ったとおり、コストが2倍3倍です。そこを町なり農協の方で話し合いをもってどうにか町としても助成してもらって、それを推進するということを考えてもらいたいですが、そのビニールの輸送費とかそういうのを考えればできるんじゃないかと思いますが、そのへんはどうですか、お聞きします。

〇 農林水産課長 平良進さん

マルチビニールにつきましては、確かに山里議員がおっしゃるとおり、撤去する場合は 泥、砂、その他の異物がついて、一次加工、あるいは梱包するのにたいへん支障をきたす のではないかと。おっしゃるとおり、なるべくチリについても処理には農家自体が自ら使ったこの処理資材につきましては、ちゃんと土、砂、リサイクルに適用できるようなかたちでビニールを洗浄してもらうと。今、やっている対策につきましては、イーフの方の農協の以前の野菜集出荷場、とたん葺きの、農協が保管施設として使っている場所を今、一時保管させております。これは農家の皆さんがちゃんと洗浄をしてそこに入れてもらいたいと。来年以降につきましては、一時的に処理できる機械を導入して、今町長から言ったように、糸満市に設置されている南部広域リサイクルセンター、向こうに運びまして、油化をして、燃料をその他のリサイクルにするという構想をもっています。

ただ、輸送する場合、そこの輸送費の値段の問題、それから現在使っているプラスチックビニールのマルチと比べて差額の問題がどうなのか。これはJAさんに調査させています。その処理料と輸送費合わせて、現在使っているプラスチックビニールのマルチと値段がその差額の値段であれば、これを逆に言えば町がどうせ負担する金だから、その差額分を負担して、こういった環境にやさしいビニールを取り入れてやることができないかと今調査中で、あとは結果が出ると思います。どのぐらいの差が出てくるのか。本来、差が少なければ、その方向で、だからわざわざ持っていって廃棄処理しないように、こういった生分解性のマルチビニールを導入して、農家に対応してもらいたいと。問題は価格の問題ですね。先ほどおっしゃったように輸送費、処理費合わせて、価格が今のプラスチックビニールと変わらなければ、町としてその助成を流して、農家に推進していきたいと、この方針を一応もっております。

〇 25番 山里昌伸さん

ただいま農林水産課長がおっしゃっていること、コストがあえばぜひ推進してもらいたいと思います。これは自然に還元される品質でありますので、是非進めてもらいたいと思います。

3点目の台風16号の被害について、台風終わってあとの菊、野菜、果樹の被害が今頃になってから被害が出ているような状態で、先ほども上里議員からありましたけれど、2億円という調査結果が出ております。自分が見た上では2億円ではとまらないんじゃないかなと思います。サトウキビの場合も本当に枯れたような状態になっていたんですけれど、今頃になってもまた立ち枯れの状態です。そこで、台風前に、今夏植のシーズンですけれど、台風前に苗を植えているのを見ていますが、5、6本切れていたのが2、3本しか取れないと。これも被害が出たような状態と聞いています。だから、調査によってはもっと被害が大きいんじゃないかと思いますので、そのへん農家と調査をしてもらいたいと思います。

経済建設委員会で島内まわったんですけれど、今、字仲地の南側で稲を栽培しています。 その稲は全滅状態で、次年度の種籾も取れない状態であります。そこで、前回も稲が全滅 になったときにも行政の方でお世話になっているんですけれど、今後種籾の確保をまた行 政にお願いできるか。

次、ちょっと話がずれますけれど、町の綱引きをするにあたって、わらを確保するには、 島内産を、そこに稲をつくってもらって、農家の協力を得てやってもらいたいということ であります。そこで、稲の種籾の確保を是非お願いしたいと思います。そのへんはできる か。

それと、塩害対策ですけれど、先ほど上里議員からありました。その塩害というのは、昔は塩害はそんな台風後にはなかったと聞いています。それはどうしても海岸線の地形が変わって、防波堤に波があたり、それが打ち上げられて陸地に飛んでくるようなかたちで聞いていますが、その防波堤のテトラポットのあり方を国や県に、先ほども町長が言っておりましたが、国と県の調査を十分にやってもらいたい。沖縄本島なんかと違って、久米島では小さな島であって、風通しがいいもんだから、防波堤の今のあり方、設計を見直しをする方法ではないか。そのへんはまた国・県の調査をする必要はないかと思いますけれど。そのへんはどう考えているかお聞きします。

〇 農林水産課長 平良進さん

議員の皆さんも去った台風16号の被害調査はなさっております。被害状況が町として出した被害状況よりもっとひどいんじゃないかとのご質問であります。今の段階で関係する久米糖さん、JA久米島、それから久米島町農林水産課、いろいろ塩害出たあとの再度見直しをしております。その点で16.57%ということで、当初のサトウキビの見込みが64,000トンの見込みでしたけれど、この被害率16%を引きますと、今回54,000トンの収穫を見込んでおり、54,000トンになると戦後下から2番目のサトウキビの収穫量かなと考えられます。これは再度これから月に1回程度生育調査が1月までありますので、その時点でまた確固たる数字を、製糖期に向けての数字を皆さんに報告申し上げたいと思います。現段階で収穫見込みが54,000トンということです。

それから、災害によって稲の種籾が取れない状況にあると、以前、旧具志川村においては、これは行政が助成してもらったという話も聞いております。これはまたどうした対応ができるのか。全体の方法も検討しながら対処していきたいと考えております。

それと併せて、行事の、特にまつりでの綱引きの問題の原材料のワラの対策ですが、この件につきましても関係課と連携をとりながら、この稲の植え付けの推進をなされば、いくらかこの原材料になるイベントへの原材料の提供もできるかと思います。これも併せて検討していきたいと考えております。

それから、塩害の被害の原因について、これは確かに上里議員がおっしゃっていた防波 堤消波ブロックの問題も出ているかと思います。この点につきましては建設課と、また私 たち農林水産課においては、どういった塩害の原因が起こっているのか、どういったこと で塩害が出てくるのか、担当課、建設課、農林水産課だけじゃなくて、関係する課とも全 体的な原因調査を今後協議しながら対応して、机上でもあるいは現場でも検討していきた いと考えております。

〇 議長 髙良ノブ

これで25番山里昌伸さんの一般質問を終わります。

休憩します。 (午前 11時40分 休憩)

再開します。 (午前 11時41分 再開)

〇 議長 髙良ノブ

次、10番山川正員さん。

〇 10番 山川正員さん

2点質問いたします。村道にも農道にも認められていない道路の整備を。宇江城山田原、部落名ではティハマといいます。農道10号線から途中入った山手側の小山が毎年大雨や台風の度に崩れている。現在この道は未認定道路として使用されておりますが、その小山の上の方には農家の方3名がサトウキビを耕作している。牧草もつくっております。この道路をなんとか農道か村道に認定して整備する考えはないか、町長に伺いたい。

次に、不法投棄に対するマナーについて。久米島観光産業にダメージを与える不法投棄。 この不法投棄に対し、島民全員が感心を持っている。また、当局も不法投棄の撲滅運動を している中、ある学校の職員が生徒を引き連れて不法投棄をしている現場を一般住民が目 撃している。我々の仲間も目撃しております。教育する立場にある人が、このような行動 はとんでもないと思いますが、教育長はどうお考えになっているかご答弁お願いします。

〇 町長 高里久三さん

未認定道路の整備。農道の認定につきまして、この道路は現在は県営で整備しました字宇江城地区の支線7号農道として認定されております。財産は宇江城土地改良区の財産でありますが、農道として整備するには採択基準を満たしておりませんので、農道としての整備は不可能であります。幸いにして宇江城土地改良区より町へ無償譲渡の申請がありますので、今後は町管理の農道として災害復旧事業を適用し取り組んでいきたいと考えております。

〇 教育長 喜久里幸男さん

不法投棄についてお答え申し上げます。ご指摘の不法投棄については真摯に受け止め、 教育公務員としての使命と服務のあり方について認識を新たにし、二度と不法投棄をしな いよう学校長を通して指導してきております。これからは教職員一人びとりのなお一層の 自覚と自己啓発やモラルの高揚に努めるよう学校長を指導していきます。

〇 10番 山川正員さん

今の道路の町長の答弁、私もこの道路は土地改良によってつくったと聞いております。 町長の答弁でいい答弁をしましたので、よろしくお願いします。そこの小山は毎年崩れて いますので、そこは50メートルぐらいあって、みんな陥落する恐れがあります。もしこれ が崩れたならば、下まで相当の災害が出ます。その前に早く整備お願いします。 それから、不法投棄の件について、教育長、この不法投棄、僕は何回も呼び出ししているんです。それに応じないので一般質問に出しました。生徒を引き連れてチリを捨てにいく不法投棄は大変なことですよ。現在、教育者が新聞で騒がれています。その中で、その本人はどういうふうに言っているかわからないけれど、本当に教員のモラルが気になります。そういうことで、ぜひ、先ほども答弁ありましたが、是非見本を示して生徒たちを教える立場の方がですよ、一人の教員のために全教員が変な目で見られたら迷惑します。そういうことで、そこを徹底的に指導してください。

〇 議長 髙良ノブ

これで山川正員さんからの質問を終わります。

これで、日外田央と7010 ラジ 英間と旅事 クログ

午前に引き続き再開します。

(午前 11時44分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

午後から仲原健議員が休むということで欠席届が出ておりますのでご報告します。 次、5番仲村昌慧さん。

〇 5番 仲村昌慧さん

2点質問させていただきます。障害者の有償バス使用料について。昨年、小規模作業所あけぼの作業所の方からの要請で、有償バス使用料の徴収に関する条例の一部が改正され、有償バスの使用料を免除することができるようになりました。それによって、精神障害者の社会復帰を促すことを目的に、施設等に通う場合、その区間の使用料を免除するものと理解されたと思います。しかし、久米島町有償バス条例では、精神障害者に対する使用料の減額や免除が明記されておらず、精神障害者の使用料が明確でないという指摘があります。精神障害者に対しても使用料の減額免除を明記すべきだと思いますが、町長はいかがお考えかお伺いいたします。

次に、以前、旧具志川村の定例議会で身体障害者、知的障害者、精神障害者の有償バス 使用料を免除することができないかと質問したことがありますが、明確な答弁が得られて いません。障害者手帳保持者全員のバス使用料を免除することはできないか、町長のお考 えをお伺いします。

次に、一般質問の答弁の通告制について。一般質問は、会議規則によって要旨を文書で通告することになっていますが、執行部に事前に質問内容を通告することによって、町はあらかじめ十分な答弁を用意して答弁をすることができるようになっています。通告制をとるなら、町の答弁も議員に事前に通告し、再質問も事前に準備できるようにすべきじゃないかという観点から、答弁の通告制を採用する考えはないか、町長の見解をお伺いします。

〇 町長 高里久三さん

障害者の有償バス使用料について。有償バス使用料についての1点目の質問にお答えし

ます。精神障害者のバス使用料の減額・免除については、現在関係する課と調整をはかっており、条文内容を十分検討し、12月定例会で条例改正を行う方向で検討をしています。

2点目についてお答えします。この件についても関係する課、またはバス乗務員を含め 検討しているところであり、運用上のシュミレーションを行いながら12月定例会までに回 答を出したいと考えております。

3点目の一般質問答弁の通告制について。町議においても検討いたしましたが、これまで南部市町村等においても答弁資料を議員に通告する市町村がなく、本町においても現行法を変更する考えはありません。

〇 5番 仲村昌慧さん

障害者の有償バスの使用料についてでありますが、この件につきましては、精神障害者の方から行政相談員に話がありまして、相談員から役場の方に意見として出されたと思いますが、その後、役場の方からバス会社にどのようになっているかという問い合わせがありまして、バス会社の方から、以前僕がこれに関わっているということで僕に直接電話がありまして、僕はこれはおかしいよと、行政の方がこれは把握しているべきであって、役場の方がバス会社に問い合わせすることはおかしいということで、それで条例を開いてみましたら、その条例の中には障害者の減額、それから免除という言葉がなくて、その文から解釈すると、知的障害者の減額、免除というのが解釈されますが、そして、その施設に通う区間とありますが、今、知的障害者が通っている施設の区間というのはないと思います。おそらくそれは精神障害者の施設だと思われますが、知的障害者とその施設のところで少し矛盾点がありましたので、そこのところはっきりとした明確に明記すべきじゃないかということから、この精神障害者に対する減額、それから免除という言葉を条例に明記すべきだと思いますので、ぜひ12月議会までには検討していだきたい。

それから、その条例が以前は旧仲里村にはなかったそうで、仲里村の障害者の方にはこの制度があまり活用されていないということがバスの運転手からも話がありました。この証明書を申請するにあたって、発行の仕方についてもどのようにして発行したらいいかというのがまだ話し合いされていないと思いますので、障害者から申請する方のみだけの発行じゃなくて、行政サービスとして障害者手帳保持者にも行政からのサービスとしてその証明書の発行、許可書の発行はできないものかお伺いします。この点について一つお伺いして質問といたします。

〇 保健衛生課長 神里勇さん

これは保健衛生課が精神障害の事務を担当しておりますが、今45名ほどの発行を受けていると。全部が全部発行されておりません。これは発行を希望する方に今のところ発行しておりますが、これを全部、奨励して発行できるかどうか検討したいと思います。

〇 5番 仲村昌慧さん

平成7年度に障害者保険福祉手帳が法律として制度化されて、精神障害者の皆さんにも

障害手帳が交付されました。これまで身体障害者、知的障害者にはいろんな優遇措置がありましたが、精神障害者に対しては市町村民税の減免や預貯金の利息の優遇扱い、それから通院医療費の公費負担などに限定されておりました。それで平成10年でしたか、両村で出し合っている有償バスの運賃の使用料の無料化はできないものかと、そのときも一般質問で取り上げましたが、去年、旧具志川村において条例の一部改正がされて免除という言葉が入りまして、それで全区間の免除ができるようになりましたが、障害者に対して、今、精神障害者の言ったように、障害者に対しての、質問には出ておりませんが、文化センター、それから観光施設、そういった面への減額免除措置がなされないものかどうかも検討していただきたい。これは答弁しなくてもいいと思いますので、質問の要旨には書いておりませんから、今後検討していただきたいと思います。

ぜひとも知的障害者、身体障害者、それから精神障害者、等しくバス運賃に関しては免 除できるようにご検討いただきたいと思います。

続きまして、一般質問の答弁の通告制についてでありますが、これも以前、旧具志川村の方で全く同じ質問をしました。今日もほとんど同じような答弁で、同じような答弁というか、理由が、南部市町村でそれが採用されていない。しかし、以前はそれを検討して、法的根拠がなければそれも採用する方向で検討していきたいということでありましたが、今日の答弁では、これを実施する考えはないということであります。

実を言いますと、この地方議会の情報誌の中で、議会の活性化を図るために、そういう 試みをしてはどうかということがあります。法的な根拠も示されているというよりは、現 在、本土ではこれが実施されているんですよ、採用されています。市町村でされていない からしないという町長の考え方は、町長は全くそれをする気がないのかですね。こういう のが実施されているから、こういう取り組みをやってくださいということを、情報誌の中 でもこういうふうにされているわけですよ。全くやる考えがないわけですか。そして、ど うしてやる考えがないのか。非常に困難であるからできないということであるのか。せめ てその前日か、今、執行部の皆さんにもその答弁の資料が渡されていると思いますが、そ の日の朝でもいいですから、それを各議員に配布することができないのかどうか。このこ とをお伺いします。

〇 町長 高里久三さん

これは沖縄県下でもおそらくどこもやっていないと思います。ただ別の所がやっていないからやっていないんじゃなくて、私としては、これまでの答弁で十分ではないけれども意を尽くしているつもりであります。それとこれを出して、再質問の際にわれわれ何も検討しないで答弁できるかどうかですね。その場合も、今さっきの通告制というのはあくまでも、より皆さんに内容の充実した答弁をするので通告制になるわけですよね。とすると、われわれが通告制でやると、そこでじゃあ二次質問のためにといいますけれど、じゃあわれわれはそこで考える余裕があるのかどうかですね。それとまた今みたいにこういうこと

の関係になるわけですよ。それはある面ではいいかもしれないけれども、何のための通告制かということになるので、そのへんは今後検討して、やったほうがいいのか、現時点では私としては今の方式がよりベターな方法じゃないかなと思っております。

また、議員の皆さんが多数がそれを望むのならば、今後また検討していきたいと思って おります。

〇 5番 仲村昌慧さん

事前にというよりは、当日に全員にそれを配布できるようにですね。そうすれば、例えば、質問しまして答弁します。その答弁をまとめることができない場合があります。その日の朝でもいいですから答弁書をみんなに配布することができれば、通告制をとるならば町の答弁も議員に対して事前に通告し、再質問の準備もできるようにしてほしいというのがこの地方議会への各市町村取り組んで欲しいという願いなんですよ。そういうことで、もし前日までに配布が無理であれば当日その日に配布できるようにできないものかどうか、再度お伺いして再質問を終わります。

〇 町長 高里久三さん

当日でもできるかどうか今後検討していきたいと思っております。

〇 議長 髙良ノブ

これで5番仲村昌慧さんの一般質問を終わります。

次、20番仲地宗市さん。

〇 20番 仲地宗市さん

私は2点ほど質問をします。まずはじめに、無認可保育施設への支援について。全国的に少子化が進んでいく中、国は無認可保育所に対する支援を今後の方針として打ち出しています。各種団体への支援を進めていく中、将来に向けて認可保育所としての機能を高めていくのがその目的だと思われますが、久米島町においても無認可2施設に対し、何らかの支援策を検討されているのかお伺いいたします。

続きまして、産業廃棄物の不法投棄について。最近、宇江城中堂原(ウフヤー)及び西堂原(メーブシ)周辺は、県立自然公園の第三種特別地域指定の場所に産業廃棄物の不法投棄が続いて、自然の景観が失われつつあります。この件について、今後の対応策はどう考えておられるのかお伺いします。

〇 町長 高里久三さん

無認可保育施設への支援について。ご指摘の無認可保育所の件に関しましては、最近頻繁にマスコミにも取り上げられていますが、町としても合併直後より、認可へ向けての指導を含め、行政としてどのような支援が可能か、また施設としての今後の運営方針等について意見交換をしながら検討しているところです。早い時期に何らかの進展をはかられるよう指導助言を重ねてまいります。

2点目の産業廃棄物の不法投棄について。同場所への投棄については、町としても投棄

関係者に行政指導をしており、今後は県の関係機関とも連携を密にして対策を図りたいと 存じます。

〇 20番 仲地宗市さん

私もこの無認可保育所についてということで町長にお聞きしましたところ、たくさん考えておりました。そして勉強もしました。聞き取りもしてきました。ところが、町長の今のご答弁で、何らかの指導助言を受けてこれから無認可保育所の認可保育所同様のことを考えていきたいという答弁だったと思っております。ですから、来る12月の議会に再度これが立ち上げできなければ、またそのときになって再質問等をしてまいりたいと思いますので、町長ひとつ是非、自分の孫が子どもたちが通っているとお考えになって、実現に向けて頑張っていただきたいと思います。この点については、12月に再度また取り上げたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。(午後 1時49分 休憩)再開します。(午後 1時54分 再開)

〇 20番 仲地宗市さん

今、町長にその現場をぜひ確認してほしいと思いまして休憩しましたけれども、実は、向こうを見ますと、皆さんがどう感じるかわかりませんけれども、私たちはこれまでの旧具志川村において、旧仲里村の様子というのは全く知りませんでしたけれども、今度、不法投棄の関連であちこち廻ってみますと、今さっき課長からの説明もございましたけれども、三役が久米島の顔ですから、忙しいからああいうところが見れないというのは、僕はどうかなと頭を傾げますけれどね。30分ぐらいあったら向こうへ行って見ることができます。ところが普通の乗用車では行けません。前輪駆動じゃないとそこには行けない場所であります。そして、海から見ると、この場所は本当に風光明媚な場所で、下にいろんな宇江城に3カ所あるんですが、不法投棄の捨てられた材料が建築資材、コンクリート片、鉄筋、板切れ、ビニールハウス用のパイプがもう山になっています。そして酸素ボンベ、タイヤ、一般ゴミ等も山のようになっています。それがそのままであればいいんだけれども、行って置いてまたさらにユンボで土を被せている。そうなると、久米島のあんないい所を、僕はまだ道から見えないところですから、ぜひ皆さん三役も行って、この目で確認をしてほしいなという要望もしてみたかったわけです。ですから、時間が取れないんじゃなくて、久米島の顔を汚してあるから、あれをぜひ行って見て欲しいですけれども。

そして、実は1カ所はある程度敷地を直してあるんですけれども、山のように積んで、 鉄骨から何やらいっぱい積んであります。そしてどこかのビニールハウスを持ってきてい っぱい積んで、下側の海の石がずっとあって非常に景色のいいところですけれども、上か らユンボでやったものが土が流れてきて、もうその面は真っ赤にしています。そういうと ころをわれわれはしらんふりはいけないと思います。議員の皆さんもいつか機会があった らぜひ行って向こうを、バスからでもいいから途中で降りてもいいですから、あの場所を ぜひ見てほしいと私は思います。そして、あまりひどかったものですから、保健所の主幹 にもお願いをして行って廻ってみましたら、これはもうひどいということで主幹もそうい う話をしておりましたから、ぜひそのへんの監視をさせていただきたいと思います。

それに追って、実は大原のウフガーヨー部落というところ、飛行場の近くの、向こうにも鉱石の採取跡がありまして、そこは10メートルぐらいの落差があって、そこにずっと一般の廃棄物をいっぱい捨ててあります。そこもぜひ三役は行って確認をしてください。そしてある程度、保健衛生課が上にある分取られてはいるんですけれども、まだだいぶ残っております。そして立て看もしてあるんだけれどなお捨てている。そこをどうするかということなんですけれども、まず、町長のご意見を拝聴してからまたもう一度私の質問をしたいと思います。

〇 町長 高里久三さん

今、取り上げられて聞いてびっくりしているんですけれども、どんなに忙しいといって も久米島内は廻れる時間はあります。そういう面ではたいへん申し訳ないとお詫び申し上 げます。さっそく現場に行って、調査して、それの対策を講じていきたいと思っておりま す。

〇 20番 仲地宗市さん

町長がそういうことですから、ぜひ現場をですね。前に収入役にはどこかの集まりの場で、そこをぜひ行って見てくださいよという話は申し上げてありましたけれども、その後まだどんなか聞いていません。例えば、そこを埋土すると、今度は、読谷のどこかでもあったんですけれども、そういうチリ捨て場を埋めたら、中からガスが発生して保育所のどうのこうのという大変大騒ぎしたことがあるんですけれども、捨てられたものがほとんど除草剤のポリ容器がいくつかありましたけれど、中は掘ってみないからわかりません。ところが、もし埋土するんだったら、そこの下側に海水浴場もあって、またさらにアーサの非常に自生している場所で、それで生活している皆さんもいらっしゃるわけですよ。でも、そこのチリを浚うとなると、今度は危なくてそこにユンボも入らないところなんです。もう相当深くてですね。私は10メートルぐらいというような恰好で書きはしましたけれども、10メートル内か以上かはまだ測量はしていないからわかりませんけれども、ぜひその場所もご覧になっていただきたいと思います。そして、今も立て看は2つ立ててはありますけれども、そこになおかつチリをずっと捨てています。一昨日も行って見てきましたけれども、その場所にワイヤーメスというんですか、コンクリするときに鉄筋の小さい網があるんですけれども、あれをどうにか張って予防策をしたらどうかと思います。

そして、区長さん方のお集まりのときに、私はどこかの集まりのときに、この周辺の方に聞きましたら、町がそこにつくってあるチリ捨て場と思って私たちも捨てているよという話をしていたので、そこに捨てたらいけませんよという話をしたんですけれども、その

後その人が捨てたかどうかは定かじゃありませんけれども、ずっと今も捨てられています。 ですから、その場所をワイヤーメスを張ってみる必要があると思うんですけれども、その へん最後のご答弁お願いします。

〇 保健衛生課長 神里勇さん

只今のご質問の投棄について、当分の間は立て看で表示をし、その状況をみて指導しようと考えています。又、大原の区長さんには会って、片付けれる範囲は片付けてあるから、行政で協力依頼をしてきました。今度また状況を見守りながら、どうしても直らなければ、ワイヤーメス網を張って、不法投棄ができないようにしたいと思っております。

〇 町長 高里久三さん

私たちの監督不十分でこういう、景観のたいへん素晴らしいところに不法投棄がされているということは、たいへん残念に思っております。旧仲里村から引き継いで、その島内全体を見守る巡視員といいますか、これを置いて、そういう場合にはいつでも役場の方に連絡するようにやっていますけれど、そういうことありながら今のような無法地帯みたいにやられていることは、本当に弁解の余地がありません。そこで、早速に議会終わった明日でも、今日でも行って見て、今すぐ対処すべきものであれば、早速に対処すると。また、指摘のあるワイヤーメスでやった方がより効果的でいい方法であるというならば、その点についてもそれをやりたいと思っております。

〇 議長 髙良ノブ

これで20番仲地宗市さんの一般質問を終わります。

休憩します。 (午後 2時06分 休憩)

再開します。 (午後 2時08分 再開)

次、1番江洲良徳さん。

〇 1番 江洲良徳さん

2点ほど質問したいと思います。1点目、集落内県道の歩道設置について。比嘉~真泊間の県道の歩道設置事業について、県は平成8年関係地主に対して、向こう5カ年で工事を完成させる計画であるとの事業説明がありました。あれから6カ年も経過しましたが、この事業の進展がないが、県に対してこの事業がどういう計画になっているのか正すことと、早期にこの工事が施工されることを県に要請すべきだと思いますが、町長の意見を伺いたいと思います。

2点目、不燃物処理場の汚染土壌の処理について。旧仲里村の不燃物処理場内に燃カス 残灰等、汚染されていると思われるものが野積みされている。このままの状態で放置して おくと、自然環境への汚染が広がり取り返しのつかない事態が発生すると思います。この 汚染物をどのような方法で処理する考えであるか意見を伺います。以上、2点について質 問します。

〇 町長 高里久三さん

集落内県道の歩道設置について。比嘉~真泊間の道路の整備状況についてですが、県の 方へ確認しましたところ、現在採択している区間が比嘉~謝名堂の間だそうです。そちら の整備が完了しないと引き続いて採択ができないそうであります。今年度の工事ができな いのは、予算のほとんど補償費に使われ工事ができないような状況であります。また、補 償金額の折り合いがつかなくて同意を得ていないところや、計画自体に不満があり同意を 得てないところがあるそうです。次年度以降は用地を確保し、工事の進捗を早めていきた いと努力していきたいと思います。

2点目、不燃物処理場の汚染土壌の処理について。不燃物処理場の焼却灰は分析の結果、 国の基準をクリアしているので汚染の心配はありません。また、一般廃棄物最終処分場が、 平成16年から使用開始の予定ですので、それに向けて現不燃物処理場は県の指導を受け適 正な埋立処理を行い閉鎖する予定です。

〇 1番 江洲良徳さん

集落内県道の歩道の件ですが、いま採択されているのが比嘉、謝名堂間という答弁があ りますが、今現在、県が対応しているところは皆さんもご存じのとおり、飛び飛びで土地 交渉して、そして、われわれから見たら、こういう状況で土地交渉をやれば工事ができな いんじゃないかなと、そういうふうに思われます。そして、個人個人の交渉にもなかなか 見えないと。周辺の地主は、これはもう早期にやってもらいたいということが大体の希望 だと思います。私の考えでは、今まで話がないので、だから交渉のしようがないというよ うな状況で、周辺の地主の声は、もう早くやってもらわないと困ると。これは確かに、そ の周辺の地主はそういう完全に工事がやれるということは、本人はそういうことを思って いるんですよ。しかし、いつになるかということに対して非常に精神的な面でイラだつと いうことが十分あると思います。だから、この件については、これはご存じのとおり、謝 名堂は仮歩道はつくられていますが、比嘉から役場庁舎までの間、ここは小中学生の通学 路スクールゾーンであり、そしてJAのAコープ、JAの購買、そばにすぐスーパーがあ るということで、朝晩買い出しのために相当の交通量になるんですね。そして子どもたち はその車の間を通り抜けて、交通事故が起こらないのが不思議なぐらいの交通混雑なんで すよ。最もこの重要な箇所がなんで今までそういうフォローができなかったのか、非常に 不思議でなりませんが、これはこういう危険地帯を解消するためにも町として早期に歩道 の設置を、町長、ぜひ早期にできるような要請を今一度お願いしたいと思います。その件 についてもう一度、県にどういうふうに行うか。

〇 町長 高里久三さん

この件については、何遍も県の方には要請しております。ただその予算があまりにも額が少ないと。そういうことで進まないと。それに今回はJAのスーパーが3億円ぐらいの大きな地域事業で多額の金額を要すると。そこを優先してやるということで、今、給油所のそこで止まっていますけれども、これが片づけばまた相当の進展があると思うんですが、

とにかく全体として非常に予算規模が小さいと。そういうことで県もできるだけやるよう に努めてはいますけれども、県全体の中の一部久米島ということですので、そのへんもど うしても遅れているという理由になっていますけれども、できるだけ早期に工事が着工で きるように、これからも頑張っていきたいと思っています。

〇 1番 江洲良徳さん

周辺の関係地主にもそういうことでは早期に工事施工してもらいたいという多数の希望 が出ていますので、是非それに向けて今後もまた町として取り組んでもらいたいと思いま す。

2点目の不燃物処理場の件ですが、町長は今の答弁で国の基準をクリアしたと、ということは、クリアしたということは人間に害を与えないというようなことを考えていいのか。私はあまり信用しません。確かにこれは調査をした結果だとは思いますが、ダイオキシンという一つのものに対して、1、2回で調査して、その度合いが測れるものではないということを言われています。だからこまめに調査して、そして一番大切なのは、不燃物処理場の周辺の地主は非常に不安を持っているので、その周辺の畑を持っている人達に、そこで農作業する前に農作業しても大丈夫だということを本当に確認して、周辺地主に知らせるべきだと思うんです。また、そこでは以前は、その周辺の地主は、自分のほ場でキビをつくるときに、大根とかそういう野菜とかをつくっていたんです。そこに野菜をつくったら食べられないよという、そういうことが聞こえたために、誰もそこに野菜をつくる人はいなくなっています。そのぐらい怖がっている周辺の地主に、これが事実だという、明確なそれを調査して、確実に大丈夫という、そういうことを再度調査する考えがあるか、ひとつ聞きたいと思います。

〇 保健衛生課長 神里勇さん

《残砂灰の 》調査は、クリーンセンターで、搬入するときに測定をして、国の基準を下回るということで異常ないということで搬入しております。これは専門的な分野での検査でありますので、人間にも影響がないものと考えておりますが、今一、こういうご指摘がありますので、再度もっと綿密な調査が、測定ができないかどうか研究していきたいと思っています。

〇 1番 江洲良徳さん

これだけは人間の健康に関わる問題ですので、なにもいたずらに騒ぎ立ててもいけないと思うんです。その周辺の地主は、今まで私は誠意を持って行政にやってきた経緯があるんです。そこは設置された時点で皆な反対で、何回も集まっては反対されて、旧仲里村の時代ですが、あとは地主が折れてそこに設置させた、その経緯がありますから。だから今、町は本当の意味で契約を違反しています。期限も切れたし、そのへんも踏まえて町として今の不燃物処理場を対処しないと、後々何かの問題が発生した場合には、非常に大きな問題に発展する可能性が十分ありますので、そのへんをよく考えてもらって、この不燃物処

理場の件については、慎重に今後取り扱ってもらいたいと思います。そういうことで質問 終わります。

〇 議長 髙良ノブ

これで1番江洲良徳さんの一般質問を終わります。

休憩します。 (午後 2時20分 休憩)

再開します。 (午後 2時21分 再開)

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時22分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

<u>久 米 島 町 議 会 議 長 髙 良 ノ ブ</u>

署名議員(議席番号23番) 山 城 篤 三

署名議員(議席番号24番) 山 城 宗太郎

平成14年(2002年) 第6回久米島町議会定例会

3 目目

10月2日

平成14年 第6回久米島町議会定例会 会議録 第3号

				五 哦 9	水 	0 7			
招集年月日	平成14年10月2日 (水曜日)								
招集の場所	りまた また ない ない ない ない ない ない また 								
開閉会日時	開会	開 会 10月2日 午後1時26分 議 長							
及 び 宣 言	閉会	10月2日 午	後3時2	20分 議 長	高 良	ノブ			
応 招 議 員	議席番号	氏	名	議席番号	氏	名			
出席議員	1番	江 洲 良	徳	17番	新垣	盛助			
	2番	翁長英	夫	18番	大 田	哲 也			
	3番	田里市	郎	19番	與那嶺	孝 成			
出 席 3 2 名	4番	島袋完	英	20番	仲 地	宗 市			
欠 席 名	5番	仲 村 昌	慧	21番	上 里	総功			
	6番	國吉	武	22番	仲 原	健			
	7番	國吉	修	23番	山城	篤 三			
	8番	真栄平 勝	政	24番	山城	宗太郎			
	9番	上江洲 盛	元	25番	山里	昌伸			
	10番	山川正	員	26番	知 念	弘			
	11番	我 謝 政	市	27番	平田	清 勇			
	12番	糸 数 誠	三	28番	吉 永	安 扶			
	13番	山 城 和	満	29番	國吉	弘 志			
	14番	宮 田	勇	30番	喜久里	猛			
	15番	山 城	節	31番	崎 村	稔			
	16番	平田	勉	32番	髙 良	ノブ			
(不 応 招)	番			番					
欠 席 議 員	番			番					
会議途中退席議員	番			番					
開議後出席議員	番			番					
公務欠席議員	番			番					
	番								
会議録署名議員	25番	山 里 昌	伸	26番	知 念	弘			
職務のため会議に	職名	氏	名	職 名	氏	名			
出席した者	事務局長	内 間 久	栄	係 長	津波	実			
					上 原	あゆみ			

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名 名 名 職 名 名 氏 氏 長 高 里 久 三 住 民 課 長 大 城 行 男 役 井 税 務 長 長 聰 課 役 祉 長 入 松 元 徹 福 課 Щ 里 昌 輝 伊良皆 勇 納 室 長 真 秀 保健衛生課長 神 里 務 課 長 大 田 治 雄 水 道 課 長 吉 元 幸 信 設 課 長 仲 村 昌 保 空 港 課 長 内 間 邦 夫 企画財政課長 長 喜久里 雄 Щ 城 保 雄 教 育 幸 町づくり推進課長 平 光 教育総務課長 功 田 太 田 喜

消

消

生涯学習課長

防

次

防

Щ

幸 地

仲村渠

長

長

城

英

明

猛

男

職

町

助

収

出

総

建

商工観光課長

農林水產課長

農業委員会事務局長

盛

平 良

仲宗根

本

實

進

省

平成14年 第6回久米島町議会定例会

議事日程 [第3号] 平成14年10月2日(水) 午後1時26分 開 会

日程	議案番号	件名	備	考
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		一般質問		

(午後 1時26分 開議)

〇 議長 髙良ノブ

こんにちは。ただいまより本日の会議を開きます。

<日程第1>

〇 議長 髙良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって25番山里昌伸さん、26番知 念弘さんのお二人を指名します。

く日程第2>

〇 議長 髙良ノブ

日程第2、これから一般質問を行います。

本日の一般質問の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、それぞれ30分以内と します。一括質問、一括答弁を項目ごとに3回までとなっております。

順次、発言を許します。

16番平田勉さん。

〇 16番 平田勉さん

私は産業廃棄物と町発注工事の施工方法について2件質問をいたします。まず最初に、 産業廃棄物等の処理について質問をいたします。建設資材廃棄物等をはじめ、産業廃棄物 の不法投棄が増加傾向にあります。そのことが今日、大きな環境問題となっております。 循環型社会を形成していくためにも、町としても具体的な処理・処分策を構築すべきでは ないかと思います。そのことについて町長の見解をお伺いいたします。

2つ目に、町発注工事の施工方法について質問をいたします。現在、本町では土木建設 業関連の失業者が増大しており、経済活動も低迷を続けています。このような状況にもか かわらず、町発注の工事では大部分が二次製品を使用しております。雇用確保の面からも、 二次製品の使用を抑制する考えはないかお伺いいたします。

〇 町長 高里久三さん

産業廃棄物について、現在は県から産業廃棄物収集運搬の許可を受けた業者を紹介し不 法投棄がないよう指導しています。産業廃棄物処分業については、予定している業者がい るとの情報を県より得ていますので、町としても認可ができるように協力したいと考えて います。

2点目の町発注工事の施工について。町発注の公共工事の大部分が国、県の補助事業で 占めております。国、県のほうとしましても経済性が求められており、現場打ちと2次製 品を比較設計した場合、2次製品が安価となり、2次製品を使用している状況であります。 2次製品の使用抑制につきましては、全県的な統一事項でありますので、今すぐには厳し いものがあると思いますが、今後は、現場打ちで施工するように要請していきたいと思っております。

〇 16番 平田勉さん

産業廃棄物等の処理について再度質問したいと思います。いろいろ循環型社会を形成し ていこうということで、南部広域でも過去かなりの議論をしてきた経緯があります。平成 10年6月の仲里村議会でも廃棄物処理の基本計画について質問をいたしました。その時に はかなり前向きな答弁を得ていますけれども、新しく町としてやっていく中で、基本的に 町として廃棄物等をどう指導していくのか、再確認で再度お聞きしたいと思いますけれど も、その時に平成10年段階で言っていたのは浄化センターの汚泥の処理も堆肥化を検討し ていきたい。ちょっと読み上げますけれども堆肥化をする方法を考えていますという答弁 になっています。その時点でも産業廃棄物については県の指導を受けながら適正な処理等 をしたいということが答弁しています。そういうかたちでいろいろここ4、5年になりま すけれども、その時点で言っていた最終処分場等は目処がついていますし、にも関わらず この間、産業廃棄物の部分がなかなか前に進んでいない、全く進んでいる気配が見られな いという気がします。特にペットボトルとか家電製品等についてはリサイクル法で業者へ の義務づけでその法に基づいた処理が実施されています。先ほどの町長の答弁で県からの 情報もあるので認可が得られるよう協力をしたいという発言もありましたけれども、その 際、町で一時収集所みたいな場所を確保して、そこに集積をしていて、その際にはいろい ろな中間処分をする際の処分場とかなんとかも、そこに持ち込む人からある一定額の処分 料の徴収をして対処していく、こういう方法等も考えられると思います。

そのリサイクル、例えばコンクリートを破砕して砂等をリサイクルして、町発注の工事の梅戻し用の砂はこのリサイクル砂を使用するよう指定するとか、いろんな方法が考えられると思います。それを含めて、久米島の廃棄物の絶対量からすると、民間の中間処分施設をつくる設備投資をしても採算が合うだけの量はないと思います。そうであれば逆に町で設備をして委託管理をさせるという方法等も考えられると思います。そんへんを含めて町としてこういうかたちで産業廃棄物を処理していくという基本的な部分を見せないことには、今後も不法投棄はなくならないというふうに思います。そのへんいかがですか。

〇 保健衛生課長 神里勇さん

まず、最初に申し上げたいことは、産業廃棄物の処理計画については県で作成しています。それから、産業廃棄物は事業者自ら処理をしなくてはいけないということです。ただ、処分場がなくてあちらこちらに不法投棄もあるとこういう認識もしており、大きな問題と思っております。

そういうことで、現在事業所から出た燃えるゴミ、あるいは建材類の板切れ等燃えるようなものは受け取っています。

そういうことで事業者も産業廃棄物については自らどうするかという認識はしていると

思っております。面倒くさいからすぐ板切れ等を壊して捨てたりとかいろいろあると思いますが、運搬あるいは収集資格業者がおりまして、問い合わせがあれば相談にのると、現に問い合わせがあったものは那覇のほうへ運んでいるということを確認しております。

また、11月頃に産業廃棄物処理関係の説明会があって、来年の4月あたりから処分業やりたいという情報を得ていますので、町長の答弁のとおりどういった協力ができるか定かじゃありませんが、その業者が許可が得られるように協力していきたいと思っております。

〇 16番 平田勉さん

これまで何名かからこの廃棄物の問題についてはかなり旧具志川でも旧仲里において出 たと思いますけれども、旧仲里でもかなり問題提起をされてきました。この中の議論を聞 いてみますと、建設業者とかそういう部分だけがどうも今頭の中にあるような気がするん ですけれど、実際は、このコンクリート廃材とかそういうものはその所有者、住民が所有 していたのが増改築、あるいは道路拡張等によるブロック塀の撤去とか、そういう感じで 元々はこの建設業者が出した廃材じゃないんですね。建設工事にかかる資材の再資源化等 に関する法律の部分でも今実際には工事を発注する側が最終的な処分まで対応しないとい けないことになっております。これはちょっと建設課長にも教えてほしいんですが、町が 道路拡張等でブロック塀等が係ったときに、用地交渉の際に補償費を出すときに、那覇ま で運搬する運搬賃、破砕処分の処分料、こういうものを含めて補償した例があるのかどう かですね、私は全くないとみています。ですから、不法投棄を問題視するのであれば、そ のへんの部分まで掘り下げて検討をしないと駄目じゃないかなという気がします。県の工 事でもたぶんそういう補償はしていないと思います。そうであれば、今度は町民はそうい う感じで公共工事での用地交渉等があった場合には、そのへんの処分費まで提示しないと 簡単には公共工事には協力できないということになってくると思います。そのへん含めて 一時的にどこかに集積をしてその処分をどうするのかを含めて、法に抵触をしないような 適正な処理を行政含めてやるべきだと私は思います。

そもそもマルミス制度を導入する手もあると思います。家電4品目がやっている制度ですね。そういう部分で処理費の所有者負担というのも明確にしていけばいいのではないかという気がします。そのへん含めて再度答弁お願いします。

〇 町長 高里久三さん

産廃の問題は全国的な問題で、本来、業者の責任で持って公共工事に関するものについては業者の責任で処分すると。今話したように、全て運賃そういうのも入っております。 先ほど那覇に運んだ例はないだろうと言っていましたけれども、あります。久米島から現に公共工事で那覇のほうに産廃は運んで処分されている例は2、3あります。それはそうとして、今おっしゃるように公共工事の場合は、運搬処理については補助があると。一番困っているのは民間の場合、これは旧仲里村で仲原議員からも大きく取り上げられましたけれども、その場所をどこにするか、そういうことで非常に今場所の選択についてもどこ にするかという問題がある。また、いざそこに捨てようと思っても、地域の皆さんが果たして賛同を得られるかという問題もあると。いずれにしてもこの問題は非常に重要な問題でありますので、その対策を講じていかないとならないと思っております。今指摘があるように、一時的に保管をして、次の対策ができるまで全て保管しておくか。今、最終処分場の土取場がありますが、その後にそういう施設ができないのか。また、これはもう抜本的に事業として施設をつくってやらないといけないんじゃないかなと思っております。その場合に、そういう補助事業対象に上がるものがあるかどうか。

それとまた一つは、皆さんのマナー、モラルの問題ですね。昨日も指摘があった現場に も行ってみたんですが、もう燃えるのも一緒にして全部捨てられていると。そうすると今 度はまたそこから集めていって、また今のクリーンセンターに行って選別してやらないと いけないということになりますので、もう少し皆さんが気配りして、木材、コンクリート いろいろ選り分けておれば、その処分の仕方ももっといい方法があると思います。また、 先ほど指摘のあったコンクリート廃については、割ればリサイクルとしていろんな面に使 えるということも考えられます。ただコンクリート廃の場合には建築関係に伴う問題であ りますから、そう量はないと思うし、また一箇所にまとまればあまり公害はでないんじゃ ないかなと思っております。いずれにしろ、捨てる場合の皆さんのマナーの問題、それか ら町としても早めに個人から出る廃棄物については、場所を選定して対策を講じていかな ければいけないと痛切に思っております。できることならば、昨日見た現場、あれが買え るんだったら、あのへんにちゃんと正式にいい場所だがなと思っていますが、それは果た して地主がいいかどうかわかりませんけれども、いずれにしても場所を選定して、そこに やる場合に周囲の皆さんの同意も得ないといけないし、今後、町としても場所の設置に向 けて、また環境問題に関する専門委員みたいなものをつくって検討していきたいと思って おります。

〇 16番 平田勉さん

ぜひ場所を選定してやってほしいと思っております。先ほどの答弁の中で、行き違いがありましたので、私が聞いたのは、公共工事で用地交渉をするときに、その処分費まで補償に含めているのかということを聞いているのであって、那覇まで運んだ例はないという話はしていませんので誤解のないように。公共工事が那覇まで処分しているというのは私も聞いてます。

次に、町発注工事の二次製品の問題です。いろいろ実際に今工事をしている現場等へ行って、建設業の社長にもいろいろ聞いてみました。自分の従業員の生活とかそういう面も考えれば、二次製品を使うのと同じ金額でも現場打ちのほうがいいという話をしていました。ある個人では、海上輸送とバージーのチャーター料二次製品もこの分だけで3千万円。これは無条件に町から出ていくものです。そういうものを現場打ちにすれば、そこでのいろんな作業が出てきますから、その分での雇用が創出される。そういうこともぜひ考えて

ほしいなと思います。深層水のあそこも道路工事をしていますけれども、向こうも二次製品の製品代が海上輸送費プラスで約700万円から800万円。請負費で計算すると、率にして約16%から17%ぐらい。それがこの二次製品の代金として出ています。

住民課でもちょっと聞いてみたんですけれども、失業保険を受けている方が34名という話ですけれども、これは去年、一昨年に比べたら、こういう状況は続いていますので、既にその需給期間が過ぎている人も含めると、かなりの量になっていると思います。平成12年度での仲里村の国保の徴収率がかなり落ちている。このへんの状況もこの現場打ち等によって、いくらかでも雇用を確保することによって、そういう見えない部分で国保あるいは町税の徴収率、そのへんにも全てに影響が出てくるというふうに考えられます。そのへんを含めて考えたときに、この現場打ちの問題、二次製品の問題というのはかなり深刻な問題だという気がするんですが、業界の皆さん、あるいは議会、行政、当局含めて、ちょっとみんなで勉強をしながら、県、国への要請も含めて、真剣に取り組む時期にきているのかなという気がするんですが、そのへんいかがですか。

〇 町長 高里久三さん

平田議員の指摘のあるとおり二次製品の使用よりは現場打ちと、私もこれに大賛成であります。コンクリートについては、私もコンクリートに関係していまして、久米島で二次製品がいくら使われているか、その計算をしたことが4、5カ年前にあります。今はもう、ここに答弁したように、工事の安上がり、減価を考えてということで、大きな橋さえも二次製品で今やっています。今ちょうど奥武でそれがやっていますけれど、もし議員の皆さんも機会があったら見ていただきたいと思いますが、できたらその二次製品を止めて現場打ち、これは前々から県にも要望しております。それから建設業と毎年1回地元業者に優先発注ということで要請をしていますが、その中でも二次製品の使用を止めて現場打ちにしてもらいたいと。このひとつの理由は二次製品の側溝の場合に全部耕運機を入れると割れてしまうと、非常に弱いと。そういう現実も説明して県のほうにも強く要望しておりますけれども、ただ国、県の方針としてそういう二次製品を使用するという方向になっておりますので、これを現場打ちに変更するには相当の努力がいると思いますけれども、今後強力に現場打ちになるように要望していきたいと思います。

また、業者の皆さんの中でも、高くついてもいいから現場打ちにしてもらいたいという 声も建設業の中からも再三要請はあります。そういうことで、久米島の公共の場から、ま たは二次製品というのは那覇のほうから入ってきておりますから、その分ここで打てば、 両方の業者にも助かるし、また、建設業の皆さんの雇用の確保からも助かるし、そういう 面から総合的に考えて二次製品を使うよりは現場打ちが絶対いいということで、今後県の ほうに強力に要請をしていきたいと思っております。

〇 16番 平田勉さん

最後に、今強力に要請していくということで、たいへん期待していますけれども、ぜひ

他の議員の方々も含めて真剣に検討してほしいなと思いますけれども。行政当局だけじゃなくて、業界、あるいは議会含めてその対策をみんなで知恵を出し合って、具体的にどういう行動がとれるのか、連携して、そういうことをしながら議会も含めて強力に要請していく、こういうことができればたいへんいいなという気がしています。今後それを具体的な当然私たちも、是非、議会とも相談をしながら、いろんなかたちで協力してできるような体制をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。(午後 1時55分 休憩)再開します。(午後 2時00分 再開)

〇 議長 髙良ノブ

これで16番平田勉さんの一般質問を終わります。

次、2番翁長英夫さん。

〇 2番 翁長英夫さん

2点ほど提起しましたが、2つ目の台風災害については、昨日、同僚議員に対しての答 弁もありましたので、朗読は省いて、一問一答で別の角度からお尋ねしたいと思います。

まず1点目の社会保障制度について。社会保証制度は、現代国家において国民の健康の 確保や生活の安定などに貢献する重要な役割を担っているのであり、全ての国民を対象と する生活保障のための制度であると考えます。そこで次の点について伺います。

1つ目、公的扶助。公的扶助は憲法で定められていて、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度である。本町においては、最低限度以下の家庭が何件あるか伺いたい。 2つ目、社会福祉。社会福祉は児童手当、母子福祉費、身体障害者保護費等、法的措置で義務づけられている対象者は何件か伺いたい。 3つ目、社会保険。保健の原理の適用が望ましい分野について、原則として保険の加入者の負担で給付が賄われていますが、社会経済は低迷状況である中、本町においても聴衆業務の流れが変わり、振込方式になってきましたが、その現状について伺いたい。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。(午後 2時01分 休憩)再開します。(午後 2時02分 再開)

〇 町長 高里久三さん

要旨の中に3つの公的扶助と社会福祉と社会保険ということになっておりますけれど、まとめて答弁しますのでよろしくお願いします。最低限度以下の家庭が何件かということですが、個々の法で定める要件を満たしている限り、これらの法の保護は平等に受けているものと認識しています。したがって、最低限度以下の家庭がもしあるとしたら、早急に救済策を検討します。因みに、町の生活保護世帯数は53世帯で76人、児童扶養手当は112件、母子父子医療費助成は121世帯、身体障害者保護費は施設11、厚生医療30件、補装具5

0件であります。

また、社会保険は、わが国の社会保障制度の中核として重要な地位を占めていますが、 公平な保険税負担により、健全な事業運営を図ることが大切であります。町の国民健康保 険事業及び国民年金については、近年、景気の低迷により保険税の聴取率が低い状況にあ ります。

台風被害の対策については、答弁はよろしいですか。

〇 2番 翁長英夫さん

社会補償問題について、ご答弁ありましたが、ただいまご答弁のとおり本町においても生活保護世帯が53件ということで、社会保障の概念から申しますと、まず広義の社会保証制度と狭義の社会保障制度がありまして、その一部分について私質問いたしましたが、ただいま村長の答弁等でご理解しております。こういった最大限度以下の方々の生活補償にしては、確かにその自立を助けることを目的とした法律でありますので、そういう方々についてはお互い彼らの生活に対して行政ともども見守っていくのが行政の仕組みであり、また議員としても励ましの立場にもあるんじゃないかと思います。

そこでお聞きしたいのは、その一つとして、53件受給している方々ですけれど、中には もっといなかったのか、文言を付け加えましてお聞きしたいと思います。まず1つ目とし て、受給者が申請書を提出して、審査の結果で却下された方はいないのか。2つ目に、書 類不備で申請書を保留された方はいないのか。3つ目、扶養義務者がいて、対象外になっ ていないのかお伺いします。

〇 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの再質問、生活保護受給者申請者に対するものというふうに理解しているわけですが、生活保護に限定して申し上げますと、却下したのは要件をみたしていないということで却下されたのはあります。それから、書類不備ということで保留された世帯はございません。それから、扶養義務者がいるということで対象外になったということなんですけれども、これは生活保護のみに限らず、例えば児童扶養手当とか、そういった、いわゆる扶養義務者が発生したために、その要件を満たしていないということで却下された、除外されたケースはございます。

〇 2番 翁長英夫さん

ただいまの答弁で、受給者が申請書を提出して、審査の結果で却下されるというようなことに対してはいらっしゃるということですが、制度としては個人の権利を指導していくわけですけれども、やはりこういった文書上の最高執行権を有するのは県とか国でございますので、こういう事はあくまでも、そういった指示に従ってはおらないかなということを考えられますけれども、こういうのを出来れば条件が満たされるならば、こういうところを市町村で指導するところもあろうかと思いますので、そのへんについては今後ご指導方よろしくお願い申し上げて、1つ目の質問は終わります。

児童扶養手当の件についてお聞きしましたけれども、先ほど町長の答弁は112件ということですけれども、児童扶養手当はあくまで児童を預かった夫のいない、あるいは母子家庭に該当するわけですが、このことについては今度の8月に法律改正がされたと思うんですが、その中で確かに所得制限が行われたと思いますが、こういったことに対して本町においても所得制限の影響を受けて、減額された方もいるのではないかと思いますが、そのことについてお聞かせください。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。(午後 2時17分 休憩)再開します。(午後 2時18分 再開)

〇 福祉課長 山里昌輝さん

質問で、児童扶養手当の法改正に伴って、そのあおりを受けた方々が何名いるかということの質問だと理解しております。去った8月に、これは毎年1度ずつですが、現況届けというのを提出します。いわゆる需給対象者の所得把握のための、状況把握のための現況届けというのが提出されるわけですが、現在の件数からしますと、全部支給、いわゆる全額支給、従来通り支給されているのが77件です。法改正に伴って、一部支給額が減額された世帯が件数にして3件です。この現況届けを行う行政側から義務として出させているわけですが、これに十分応じなかった方が3件ということで、これについては全部支給であるのか、一部支給になるのか、現況届けが提出されない限り十分把握できないと。これにつきましては、一時停止であって、廃止とか、もう止めますとかそういうことではないですので、この停止の分についてはまた後々結果が出てきます。法改正に伴って、全部支給それから一部支給になっておりますが、金額にしますと100万ちょっと超えた分は減額になっていると。町全体としてですね。ということでございます。

〇 2番 翁長英夫さん

台風被害の対策について、要旨は提起いたしましたが、先ほど申し上げましたように、 昨日も同僚議員の台風に対する答弁がありましたが、別の角度からひとつお聞きしたいと 思いますが、まず、被害の認定ですが、被害の認定は災害救助法に適用された判断でこう いった基礎調査、基礎資料をつくられたと思いますが、それによってまた本町においても 調査の結果いろいろと数字が明記されておりますが、これらの調査基準になる数字の積算 といいましょうか、そういった、例えば、見込みの割合といいますか、そういうことをお 聞きしたいんですが、どのように積算の根拠について、お聞かせください。

〇 農林水産課長 平良進さん

去った台風16号の被害につきましては、災害救助法は適用されておりません。あくまで も16号による久米島内の災害状況ということになります。

それから、この災害の基準方法、見込みの出し方、割合の出し方につきましては、従来、 サトウキビにつきましては毎年生育調査というのが実施なされております。これは町役場、 それから久米糖、それからJAさん、三者共同体のかたちで肥培管理終わって、一時的にはある程度、茎といいますか、サトウキビ自体の成長期に入った時点から各地区の現場に入りまして生育調査を行います。その生育調査によりまして、14年度、15年期のサトウキビの生産高をはじき出しまして予想を立てます。今回、平成14年、15年に第1回目の見込みで出した予想が、これは旧具志川、仲里全集落合わせて64,063tの見込みを立てております。これは製糖期始まるまでに毎月1回の生育調査があります。それによって変動も出てきます。

ただ、今回の台風16号におきましての被害率というのは、第1回目の見込み生育調査の64,063 t を基礎にして16.57%という数字をはじき出して2億1千711万8千円という金額は出ております。

〇 2番 翁長英夫さん

農林水産課長の説明を受けましたが、まず、そういった災害に適用されるされないということは、これからちょっとお聞きしたいんですけれども、前の調査を見ると、今おっしゃったように、被害率が16.57なんですよね。それからすると、水産課長が昨日の答弁でも触れていたと思うんですが、聞き逃したかわかりませんけれども、これとは別に考えまして、災害救助法で適用されるのは、例えば今、お互い生産者がキビ共済、そういうことですが、これからすると私が知っている限りでは、何か災害が100分の20に該当しないと災害補償金が値いしないということを聞いたんですが、これから次の調査でどうなってくるかわかりませんけれども、これからすると全体的に、私なりの考え方としては、今度の最終的な見込みがどう変わるかわかりませんけれども、今の数字から教えたら、共済からの適用はされないと考えていいのか、もう一度そのへんご説明願います。

〇 農林水産課長 平良進さん

先ほど申したとおり、災害救助法は適用されません。災害救助法というのは、災害の状況によって国が適用する指定の段階になりますので、ただ、あくまでも台風16号による災害でありまして、サトウキビにつきましては、ご質問のとおりサトウキビ共済、今農業共済に加入しております。ただこの農業共済の災害の適用につきましても、過去5カ年間に遡って、その5カ年間の平均値を出しまして、14年、15年期における平均値の差額、災害がなければ、その通りの平均値を上回るだろうと。災害があればその平均値が下がった場合には、各地区によってサトウキビの積算基準が変わってきます。その差額の80%補償がサトウキビ共済の共済災害保険の金額になります。これは地区、あるいは品質取引、重量によっても共済の積算のやり方が違ってきますので、これは基本的には過去5カ年間の平均をとりまして、平均値を下回ったもの、その災害を受けた年が平均値を下回ったものについての最高が80%の補償ということになります。いろいろ地域、地区、あるいは生産量、あるいは製品取引によってこの災害基準は違ってきますので、細かいデータは後でまた農林水産課の方から差し上げたいと思います。いろいろ細かい積算方法がございますので、

基本的にはあくまでも過去5カ年間の平均値を基準にした収穫を下回った場合の補償ということになります。

〇 2番 翁長英夫さん

経済課長の今の答弁にもう一度聞いて質問を終わりたいと思いますが、今おっしゃった 5 カ年間の平均を見て、この 5 カ年間を見て、皆さんが出したこの数字がどうなっている かということによって共済が適用されるかされないかということになるわけですね。災害 救助法に値すれば。わかりました。どうもありがとうございます。

〇 議長 髙良ノブ

休憩します。

(午後 2時22分 休憩)

再開します。

(午後 2時23分 再開)

〇 農林水産課長 平良進さん

先ほど答弁しました基準値につきましては、過去5カ年間、最高値最低値の平均で基準値を出しまして、その収量基準値に対する被害を受けた最高値の8割、20%引いて災害補償というかたちで適用されます。また今年、去年から今年にかわりまして、この基準値が変わっている可能性がございます。これはあくまでも一昨年の研修会で出た積算のやり方です。去年、今年、もしこれ変わっているのであれば、また後で訂正をしたいと思います。

〇 議長 髙良ノブ

これで2番翁長英夫さんの一般質問を終わります。

休憩します。

(午後 2時30分 休憩)

再開します。

(午後 3時00分 再開)

〇 議長 髙良ノブ

次、31番崎村稔さん。

〇 31番 崎村稔さん

日本共産党の崎村です。 2点ばかし質問しますのでよろしくお願いします。 1点目に、 青少年の健全育成について。現在、久米島島内の各商店では、未成年者に酒、タバコ、エ ロ本等を販売している店もあり、健全育成に悪影響を与えております。条例を制定強化し、 子どもたちの健全育成に力を注ぐべき時期だと思います。新生久米島町の教育長としてど う考えていますかお伺いします。

2点目、観光振興について。大陸のかけらと言われている久米島は、昔から2つの行政があり、それで観光整備が遅れてきたと思います。両村合併した今、観光資源の一つであるヤジャーガマ(鍾乳洞)は、大金をかけて整備すれば久米島観光の名所になると思います。公的資金で整備計画する考えはあるか伺います。以上2点、よい答弁をお待ちしております。

〇 教育長 喜久里幸男さん

青少年の健全育成について、未成年への酒類やタバコの販売は青少年の非行を誘発する

おそれがあり、教育上好ましくないものと考えております。したがって、このことにつきましては、久米島地区青少年健全育成協議会で話し合いを持ち、会長名で関係者に協力要請できるよう働きかけていきたいと思います。また、ご指摘の図書につきましては、青少年保護育成審議会が定める有害図書に該当するのかどうか調査をして、それに基づき対応を考えていきたいと思います。町条例を制定することにつきましては、あらゆる角度から検討が必要だと考えております。

〇 町長 高里久三さん

観光振興について、議員から提案があるようにヤジャーガマ洞窟一帯の整備を行うことによって、久米島の観光の名所になる可能性は十分秘めております。同洞窟の整備については以前から観光客を含め、島内の方々から要望が多々あり、その意向を受け、久米島観光協会、旧具志川村において積極的に取り組んできた経緯があります。しかしながら、その整備実現が出来なかった理由として、この地一帯にまつわる諸々の問題が山積して、整備計画も立てられない状況にありました。同洞窟の整備については今後の観光振興の視点からどうしても必要な施設に成りうるため、問題点を一つずつ解決をはかりながら、整備に向けて前向きに考えていきたいと思います。

〇 31番 崎村稔さん

教育長、町長ともよい答弁で、たいへん気に入っております。最初の青少年健全育成については、前々から問題がありまして、去年、あるお店に行ったら、私を掴まえて議員さん、子どもたちがタバコ、酒を買いに来ているけど、本当は売りたくないんだよ。学校から止めてくれという、そういう通達があれば売りませんよという強い要望があったもんですから出したわけですけれども、これを是非、教育長の今の答弁で心強く思いますけれども、是非、努力して実現してほしいと思います。

一つ聞きたいのは、私もそうですけれど、一般の方もいつも思っていると思うんですよ。子どもたちの非行の現場を見たときに、連絡したいけれどもどこに連絡していいかわからないという意見が多くて、警察にやったら大事になるし、こういう意見もあって、一つの考案として、さっき言っておりました連絡協議会に一つの携帯電話を置いて、24時間態勢で一般の方から通報を受けられるような態勢にもっていけないか。そして、それをPTAあたりで交代していつも当番制にすれば、このことが解決に向かうんじゃないかと思いますけれども、その点どうでしょうか。

〇 生涯学習課長 山城英明さん

非行に走ったときの連絡体制でありますが、これは身近な警察の方、もしくは地域のPTAの役員のほうに連絡していただきたいと思います。われわれ教育委員会のほうも地域の方から連絡がありましたら、校長会、もしくはまたその学校の児童生徒で確実にあるとわかれば、その学校長のほうへ連絡をしております。そのときはまた生徒指導の先生等と連携をはかりながら対応をしております。その後、こういうことがありましたということ

で、警察のほうへは連絡をし、その地域のパトロールの強化に努めております。

〇 31番 崎村稔さん

課長の言うのはわかりますけれども、地域の学校にということですが、地域の学校としても24時間学校にいるわけじゃないし、また連絡してもいないというのが現状だと思いますので、そういう点はもうちょっと今後の課題として、是非、解決していってもらいたいと思っております。

もう一つ例ですが、嘉手苅のある父兄の方の話でしたけれども、久米島小学校前の埋立 地で住民がウォーキングしていたら、中学生くらいの子どもたちが一升瓶囲んで4、5名 酒呑んでいたということで、注意したいけれども怖いからしなくて、そのままやったらし いですけれども、その時の連絡態勢がどうかと言われておりましたので、こういう点もぜ ひ加味してお願いしたいと思います。

次に、観光振興についてですけれども、いろんな諸々の問題があるという答弁ではありましたけれども、今は現状を申しますと個人がやっております。個人では絶対大金かけて整備できませんので、入り口から見ても、皆さんご存じだと思いますけれども、全然整備していない、駐車場もない。中に入っても、明かりは暗いし、足元は滑るし、素晴らしい鍾乳石が、直径1m以上の鍾乳石がいろんな形のがあります。例えば、滝のような鍾乳石もあるし、久米島の仙人が立っているような石もあるし、また大きな蝋を垂らしたような素晴らしい石もあります。これまでもいろんな照明を当てれば素晴らしい効果が出て、別世界の景観をつくると思います。是非この点も加味して、今後観光振興に力を入れてほしいと思います。

最後に、元具志川村のほうで力を入れてきたという答弁でしたけれども、商工観光課長にちょっとお尋ねしますけれど、元の具志川村あたりの取り組みとか、あるいは具志川村のほうはわれわれより鍾乳洞のことを知っていますので、どれだけ認識をもっているか、よかったらご所見を伺って終わりたいと思います。

〇 商工観光課長 盛本寛さん

この件に関しましては、以前から観光客を含め地元の方々の整備に対して非常に強い要望がございまして、いろいろ旧村としても整備に取り組んできたところではございます。現在、ある個人がやっておりますけれども、それ以前にいろんな現在の営業している方まで行き着くまでは、結構問題がございまして、その問題を解決しようということで、以前に経営していた方とかいろんな情報を得まして、取り掛かろうとしたんですけれども、双方の間に金銭関係の問題とかいろんなトラブルが起こっております。そうした中で、その土地も個人有地でございまして、彼らの施設そのものが個人有地に建っているわけです。その個人有地そのものの名義人が亡くなっておられまして、相続が発生しているということか、その土地を買って所有権は別の人に移っているということもあるんですが、ただ名義そのものが、その亡くなった方の名義だということです。いろんな部分が出てきまし

て、この整備をしようということでいろいろやっていたんですが、なかなかそのへんが難 しくて、整備計画さえ立てられない状況にございました。

現在、自分の所有だよと、その土地を買っていると、いずれ名義変更はやりますという ことも言っておりますので、その方とそういう整備に関してもいろんなかたちで了解を得 ておりますので、それを一つずつ解決しながら整備に向けて取り組んでいきたいというふ うに思います。

現在、修学旅行からの問い合わせが結構ございまして、そこに入りたいと、体験したいということもございます。 2、3の学校はそこの入り口からじゃなくて、反対側、出口のほうから入れて体験はさせたり、そういうかたちで今その施設は使用している状況にございます。

〇 議長 髙良ノブ

これで31番崎村稔さんの一般質問を終わります。次、15番山城節さん。

〇 15番 山城節さん

私は久米島町の総合的な実態を分析し、方針を示す資料であるところの町づくり白書の 作成を求め所見を述べたいと思います。行政自信が町の実態を分析し、その長所と短所を 丁寧に細かく知る必要があります。人口、所得、深層水を含む全ての産業、道路、交通、 住宅、保険、土地及び水利用、社会保障、自然環境、防水、教育、財政等々の詳細にわた る地域の実態を明確にしていく中で、県や他町村との比較するにおいて、現在の久米島が どの水準に位置するかを知ることができます。同時に、当面する様々な課題が挙がってま いります。そうした課題、問題点が把握され、そのことが町民に正しく理解されてはじめ て町民の町の課題が認識でき、町づくりへの参加がしやすくなるものと考えます。さらに、 その総合的な実態を洗いざらい大胆に町民に提起することによって、なるほど、そうなの かなどと理解への糸口が見え始め、旧村民の間に横たわっているであろう諸々の地域エゴ も薄れ、克服され、問題の所在が明らかになる中で、住民参加の町づくりがより意味を持 つことになります。要は、町の問題点がきちっと分析されることです。然るべき時期に、 徹底的な問題点を検討し、町民に提出することは自治体の義務であるといえましょう。実 態分析がなされることで行政の優先順位が提示でき、そのことが政策を中心とした行政に 転換させる契機になり、まさしく地方分権の受け皿づくりの柱となるでしょう。よって、 本員は町づくり白書の作成を求め質問といたします。

〇 町長 高里久三さん

町づくり白書の作成について。先ほどは素晴らしいご意見ありがとうございました。まさにその通りだと思っております。町の計画策定から実施までを住民参加型で行うことが重要だと考えていますので、計画の最終年度(5年毎)に総点検し、問題点・課題とその対策をまとめて住民へ報告できるようにしたいと考えております。

〇 議長 髙良ノブ

これで15番山城節さんの一般質問を終わります。

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 これで本日の会議を閉じます。

平成14年第6回久米島町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 3時20分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久 米 島 町 議 会 議 長 髙 良 ノ ブ

署名議員(議席番号25番) 山 里 昌 伸

署名議員(議席番号26番) 知念 弘